

第六章 神宮の奉齋及び祭政諸職の制度

第一節 齋宮及び齋王

齋宮の起

初め崇神天皇の朝、神皇其の殿を分たるゝに當り、天皇乃ち皇女豐鍬入姫命をして、神鏡を大和の笠縫邑に奉齋せしめられしより、茲に齋宮の起源を開き、爾來歴代の天皇即位の初め皇女の中より未だ嫁せられざる者を選び給ひて齋宮に充て、以て神宮に奉仕せしめらる。後には必ずしも皇女たるを限らず、内親王の中其の人を得ざれば、則ち女王を以て之に充て給ふを例とするに至れり。

御杖代

齋宮は之を「いつきのみや」と訓し、或は又た音讀せらる。即ち皇大神の御杖代として大前にかしづき仕へ給ふ皇女を申すにて、其の御杖代は、皇大神の御杖となり、代とは御力となる者を意味し、諸國の御遷行より五十鈴川上に御鎮座あらせらるに至る迄、御杖となりて侍り給へるより斯くは申すなれど、後には齋宮たる代々の皇女をも總べて御杖代と申すに至れり。

齋王

然るに其齋宮は、後遂に奉仕せる皇女の坐せる宮を呼びなすに至りたれば、爾來御杖代の皇

齋宮寮

女を齋内親王又は單に齋王と申すを例とせり。斯くて齋宮に關する一切の事務を處理する所を齋宮寮とは云ふなり。蓋し齋宮寮の起源は、早く垂仁天皇の朝にありて、皇大神を五十鈴

宇治の磯

川上に鎮座し奉れる當時より其の實を存し、唯だ寮名は之れなかりしと雖も、初は齋王たる

五百野皇
女と多氣
の齋宮

倭姫命も皇大神と同所なる宇治の磯宮に御住居ありたるものゝ如し。尋で景行天皇の二十年、倭姫命年既に老い給ひたれば、五百野皇女を齋王と定め、物部八十氏人並に寮官等を皇女に附し、同年春二月新に多氣郡竹郷に宮屋を造り、乃ち五百野皇女を皇大神の御杖代として此の宮屋に入り、以て大神に侍らしめ給ひしより、後世の所謂「多氣の齋宮」茲に起る、之を又た「竹の都」「多氣宮」「多氣御所」とも稱し、一般には單に「齋宮」と唱ふるを例とせり。今の多氣郡齋宮村は其の舊趾にして、御館、御川、上園、下園、井戸屋敷等の遺名に依り、略は宮域を想察するに足る。

離宮院

更に度會郡に離宮院あり、神宮の三節祭に當りて齋王の參向せらるゝや、多氣の齋宮寮よりは其道遠きを以て、孝徳天皇の朝、別殿を沼木郷に設け、暫時此の別殿に留まりて潔齋せらるゝ處をいふ。之を「齋王離宮」又は「旅の宮」とも稱す。後には同郡湯田郷宇羽西村に移し定めらる。蓋し此離宮は其始め神所として神宮の雜務を處理する役所の所在地に設けられ、其の神所は後に御厨と改稱し、又た大神宮司廳院と號されたるが、離宮院とは即ち此等神所をも

齋宮の移
舊及復

總稱したるものなり。而して齋王は常時多氣の齋宮寮に居り、祭典に際してのみ一時此の離宮院に在るを例とせらる。聖武天皇の神龜四年八月、齋宮寮の官人百二十一人を補すとあるに徴すれば、同寮の盛大なることも亦推知するに足るべし。然るに淳和天皇の天長九年、多氣の御所は遠隔にして神宮の奉祀に便ならずとし、改めて度會郡の離宮を齋宮と定められたるが、仁明天皇の承和六年偶々火災に罹りて離宮を焼失せしめしかば、齋宮寮は再び多氣郡の舊地に復せらる。當時焼失したる離宮の官舎は一百餘宇なりしこと續日本後紀に見えれば、離宮院の盛大なりし状況も亦之を窺知するに足るべきなり。

齋宮寮の
組織

抑も多氣の齋宮寮は、内院、中院、外院の三部に分たれ、内院は齋王の御居所にして、院内には大神宮を奉祀し、主神司の官人をして祈年祭、新嘗祭、月次祭等の祭事を行はせ給ひ、其他男子の官人には、勅の別當以下、主典、番上、仕丁等あり、女官には、命婦、乳母、女孀等ありて、各々其の職を奉ず。

中院

中院は即ち齋宮寮の政所にして、其官には寮頭、助、允、屬の四等あり、以て寮中一切の政務を掌る。外院には、舍人、藏部、膳部、炊部、酒部、水部、采部、殿部、薬部、掃部、門部、馬部の十二司ありて、各其の職を分掌し、各部に長官及び主典あること朝廷の官職に異ならず。

外院

忌詞

此の齋宮の内には忌詞とて、不淨の語を忌み、内七言、外七言として、言ひ改められたる詞あり。即ち内七言とは、佛を中子、經を染紙、塔を阿良々岐、寺を瓦葺、僧を髮長、尼を女髮長、齋を片膳と云ひ、外七言とは、死を奈保留、病を夜須美、哭を鹽垂、血を汗、打を撫づ、肉を菌、墓を壤、と言ひ、尙ほ此以外に堂を香燒、優婆塞を角筈と言へる忌詞あるも面白からずや。

齋宮寮の
整備

斯の如く整備せられたる齋宮寮なれば、其の昔の盛大なりし當時も推し測らるべく、堤中納言が勅使にて齋宮へ下り給へる時、

吳竹のよしの都と聞くからに

君は千年の疑もなし

と詠めるは大和物語に見え、源俊賴が齋宮に侍べる頃、いしなごりの石合といふ事をせさせ給ひけるを見て、

常磐なる竹の都の石なれば

嬉しきふしを數へてぞ知る

と詠めるもの散木奇歌集に見えたり。竹の都とは多氣御所即ち齋宮を云ふなり。偕ても齋王の此の齋宮に入り給ふには、極めて嚴肅なる儀式を守らせらるゝを例とし、先づ

定齋王ヲト

初齋院
野宮

未婚の内親王又は女王の中より齋王を卜定せらるゝと共に、朝廷よりは勅使を神宮に遣し、幣帛を奉りて其由を誥げ參らせ、斯くて齋王をして祓禊を行はしめられ、皇城内なる便宜の御殿に移居せしむ、其の殿を初齋院と稱し、所要の役員を任命して、翌年八月に至る迄齋王をして初齋院に留まらしめ、此の間既に地を皇城外に選定して新に野宮を造り、乃ち八月に至れば同月上旬の吉日を以て初齋院より野宮に移らせ給ふ。其の移らせ給ふの時、必ず河に臨みて祓禊を行はせらるゝこと初齋院に入らせ給ふの時に異ならず。天武天皇の大和飛鳥淨見原宮の御世には、齋王の祓禊は泊瀬の流れに於てせられ、平安朝となりては鴨川、葛野川など、皇居附近の河流を選び、野宮も多くは北野の邊りに置かれたり。其の前栽には花あり草あり、秋の蟲の音もゆかしければ、

頼もしな野の宮人の植うる花

時雨るゝ月にあはずなるとも(源順)

夏草の茂るにつけてゆかしきは

花蟲の音の秋の野の宮(若狭少將勝俊)

などの和歌少からず。

野宮に於ける齋王

斯くて野宮に入らせ給へる齋王は、毎月朔日潔齋して木綿襦を着け、齋殿に於て伊勢の方

齋王發向の儀式

を遙拜せらるゝを怠らす。去る程に其年も暮れ、翌年の春も送り夏も過ぎ、秋の末つ方なる九月を迎ふれば、則ち始めて伊勢の齋宮に向はせ給ふにて、去々年、初齋院に入らせられしより前後三年、一千日の潔齋なり。其の齋宮に向はせ給ふの當日、天皇親ら大極殿に出御あり、神祇官の中臣を召して宣命を賜ひ、此の度新に齋王を定めて恒例の如く三年の潔齋を行はしめ、天地日月と共に永遠の平安を祈り奉りて茲に御杖代を進め參らすとの旨を皇祖に誥げさせ給ふの式あり、式終りて齋王を召し、天皇御手づから小櫛を齋王の御額に加へさせ給ひ、「京の方に趣き給ふな」との詔を下し置かる、之を「別れの御櫛」と申し、此の別れの櫛を刺させ給へる後は、父君の天皇も皇女の齋王も互に見返らせ給はざるを例とす。

凡そ齋王は概ね御幼年に渡らせられ、中にも高倉天皇の皇女功子内親王が齋王拜任は二歳の御時、一條天皇の朝に爲平親王の女恭子女王の拜任は三歳の御時にて、此の他五歳六歳七歳などの御弱年の方々も少からず、又時としては後高倉院の皇女利子内親王の二十八歳、村山天皇の皇女親子内親王の二十七歳にてあらせらるゝなどの御年長者もありしが、其他は多く十歳前後より十三四歳の方々なりしかば、三年の潔齋中、一たびも父君の天皇に拜顔あらせられざりし内親王が、今や別れの御櫛の拜受と共に、御再會の期さへ測られざるを、互に見返りもし給はで伊勢に向ひ給ふことの如何に御心残りの深かるべきかは、拜察し奉るだに畏

しとも畏きの極みなり。

發向準備

是より先き朝廷に於ては、齋王の發向準備として、裝束司、監送使等を任命し、旅裝萬端を調へしめられ、別到大使を五畿七道に遣して祓を行はしめ、九月朔日より晦日に至る迄の一ヶ月間を齋月と稱し、此の間一切の穢を禁じて、伊勢に下向の沿道諸國には星を祭らしめ更に近江の國司に命じて勢田、甲賀、垂水、伊勢の國司に命じて鈴鹿、一志に頓宮を設けしめ、以て齋王道中の宿所と定めさせらる。斯くて齋王は大極殿を辭して、伊勢に向はせ給ふや、長奉送使の一行之に隨伴して、旅程に上る、之を「群行」と稱す。其の送使は參議一人、或は中納言を以て代り充つることあり、其下には辨官一人、史官一人、六位以下の官一人などを主要の役員とす。而して此の群行に際しては、百官之を京外に奉送し、奉送の百官と袂を別ちたる後の一行は、途すがら音楽を奏して進み、豫め定められたる場處毎に祓禊の式を行ひ、第一日には近江勢田の頓宮に宿し給ふ。別れの御櫛は勢田に於て始めて抜き取り、之を宮に納めらるゝを例とす。第二日の群行も亦總べて前日の式の如くにして甲賀の頓宮に宿し、第三日は垂水の頓宮、第四日は鈴鹿山を越えて始めて伊勢に入り、此日鈴鹿の頓宮、第五日は一志の頓宮に宿し、第六日に至りて多氣の御所なる齋宮に着かせ給ふを常例とす。若し夫れ齋王の歸京せらるゝに際しては、先づ其由を大神宮に奉告せられ、京より奉迎使の

齋王の歸京
五ヶ所の頓宮
群行

齋王の歸京

來るを待ちて旅程に上り給ふ。祓禊の式、頓宮の設備等は、悉く群行の時に同じ。唯だ凶事の爲めに歸京せらるゝに當りては、其路を變じて伊賀及び大和に出で、攝津の難波に至りて禊を修し、以て入京し給ふを例とす。

代々の齋王
群行の始

齋王の第一代は、申す迄もなく崇神天皇の御世に於ける皇女豐鍬入姫命にして、第二代は垂仁天皇の皇女倭姫命なり。されど當時未だ群行の事なく、其の之れあるは第三代の齋王たる景行天皇の皇女久須姫命を以て始とす。命は又の名を五百野皇女と申す。多氣の齋宮の造營は此の皇女の時に於てせられしもの如し。

齋王の中絶
又には再興

然るに成務、仲哀、應神、仁徳、履中、反正、允恭、安康の入朝には、齋王卜定の事見えず恐らくは中絶せられたるものなるべし。雄略天皇に至りて再興せられたれど、清寧、顯宗、仁賢、武烈の四朝には再び中絶し、繼體天皇に至りて卜定あり、安間、宣化の二朝には又其事なく、欽明よりは復舊して推古に至り、舒明、皇極、孝徳、齊明、天智、弘文の六朝には缺けたれど、天武天皇以後は概ね中絶の事なく、奈良朝を通じ、平安朝より鎌倉時代に及び後醍醐天皇の皇女祥子内親王を第七十二代の齋王として、遂に元弘建武の亂と爲り、南北兩朝の紛争と爲り、爾後齋王卜定の事絶ゆ。

(齋王一覽表)

第一節 齋宮及び齋王

表一覽

(代數)	(齋王)	(下定)	(初齋院)	(野宮)	(參向)	(退下)
一、豐楸入姬命	崇神天皇女	崇神六年				
二、倭姬命	垂仁天皇女	垂仁				
三、久須姫命	景行天皇女	景行				
四、伊和志真女王	根鳥皇女					
五、稚足姫皇女	雄略天皇女	雄略				
六、萱角姫皇女	繼體天皇女	繼體				
七、磐隈皇女	欽明天皇女	欽明				
八、菟道皇女	敏達天皇女	敏達				
九、酢香手姫皇女	用明天皇女	敏達				
一〇、大來皇女	天武天皇女	天武	白鳳二年四月 泊瀬齋宮	敏達七年 推古廿九年 白鳳三年 朱鳥元年 十一月	推古廿九年 白鳳三年 朱鳥元年 十一月	卅七年
一一、當耆皇女	天武天皇女	天武				
一二、泉內親王	天智天皇女	天武				
一三、田形內親王	天武天皇女	天武				
一四、久勢女王	天武天皇女	天武				

一五、井上內親王	聖武天皇女	元正、養老五年九月						
一六、縣女王	聖武、天平十六年							
一七、小宅女王	三原王女	孝謙、天平勝寶元年						
一八、安陪內親王	淳仁天皇女	淳仁、天平寶字二年八月						
一九、酒人內親王	光仁天皇女	光仁、寶龜三年	同四年十一月 春日齋宮					
二〇、淨庭女王	神玉の女	光仁、寶龜六年四月						
二一、朝原內親王	桓武天皇女	桓武、延暦元年						
二二、布勢內親王	桓武天皇女	桓武、延暦十六年四月						
二三、大原內親王	平城天皇女	平城、大同元年十一月						
二四、仁子內親王	嵯峨天皇女	平城、大同四年八月						
二五、氏子內親王	淳和天皇女	淳和、天長元年						
二六、宜子女王	仲野親王女	淳和、天長五年二月						
二七、久子內親王	仁明天皇女	淳和、天長十年三月						
二八、晏子內親王	文德天皇女	仁明、嘉祥三年七月						
二九、恬子內親王	文德天皇女	清和、貞觀元年十月						

第一節 齋宮及び齋王

三一三

三一三

(代數)	(齋王)	(卜定)	(初齋院)	(野宮)	(參向)	(退下)	(奉月)
三〇、識子内親王	清和天皇女	陽成、元慶元年二月	雅樂寮	元慶二年八月	同三年九月	同四年	四年
三一、揭子内親王	文德天皇女	陽成、元慶六年四月	同樂寮	同七年八月	群行を遂げず	同八年二月	四年
三二、繁子内親王	光孝天皇女	陽成、元慶八年三月	同樂寮	光孝、仁和元年九月	同三年九月	同三年八月	四年
三三、元子内親王	本康親王女	宇多、寛平元年	同樂寮	寛平二年	同三年九月	同九年七月	九年
三四、柔子内親王	宇多天皇女	宇多、寛平九年八月	醍醐、昌泰元年四月	同二年九月	同三年九月	延長八年十二月	卅四年
三五、雅子内親王	醍醐天皇女	朱雀、承平元年十二月	承平二年六月宮内省	同二年九月	同三年九月	同六年三月	六年
三六、齊子内親王	醍醐天皇女	朱雀、承平六年	承平七年七月雅樂寮	同九月	群行を遂げず	天慶元年九月	十年
三七、徽子内親王	重明親王女	朱雀、承平六年九月	天曆元年九月主殿寮	同九月	群行を遂げず	天慶八年正月	十年
三八、英子内親王	醍醐天皇女	朱雀、天慶九年五月	同九月	同九月	群行を遂げず	天慶九年九月	八年
三九、旅子内親王	重明親王女	村上天曆元年二月	同九月	天曆十年	天德元年九月	同八年九月	十三年
四〇、樂子内親王	村上天皇女	村上天曆九年七月	安和元年十二月月右近衛府	同九月	群行を遂げず	同二年九月	五年
四一、輔子内親王	村上天皇女	冷泉、安和元年七月	圓融、天祿元年九月主水司侍從府	同九月	同二年九月	天延二年閏十月	五年
四二、隆子内親王	章明親王女	冷泉、安和二年十一月	同九月	同九月	同二年九月	同二年九月	五年
四三、規子内親王	村上天皇女	圓融、天延三年二月	同九月	同九月	同二年九月	同二年九月	十年

四四、濟子内親王	章明親王女	圓融、永觀二年十一月	華山、寛和元年九月左近衛府	同年同月	群行を遂げず	寛和二年六月	廿五年
四五、恭子内親王	爲平親王女	華山、寛和二年八月	同八月宮内省	同九月	同二年九月	同七年七月	五年
四六、當子内親王	三條天皇女	三條、長和元年十二月	同八月宮内省	同九月	同二年九月	同五年八月	五年
四七、嬬子内親王	具平親王女	三條、長和五年二月	同九月宮内省	同九月	同二年九月	同五年八月	廿一年
四八、良子内親王	後朱雀天皇女	後一條、長元元年十一月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
四九、嘉子内親王	敦明親王女	後冷泉、永承元年三月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五〇、敬子内親王	敦平親王女	後冷泉、永承六年十月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五一、俊子内親王	後三條天皇女	後三條、延久元年二月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五二、淳子内親王	敦賢親王女	白河、延久五年二月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五三、媿子内親王	白河天皇女	白河、承暦二年八月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五四、善子内親王	白河天皇女	堀河、寛治元年二月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五五、侑子内親王	白河天皇女	堀河、天仁元年十月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五六、守子内親王	朝仁親王女	鳥羽、保安四年六月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五七、妍子内親王	鳥羽天皇女	近衛、康治元年二月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年
五八、喜子内親王	堀河天皇女	近衛、仁平元年三月	同九月長曆元年九月	同九月	同二年九月	同六年正月	十年

第一節 齋宮及び齋王

三一五

五九、亮子内親王	後白河天皇 皇皇女	後白河、保元 元年四月		保元二年九月	群行を遂 げず	保元三年 八月罷	八年
六〇、好子内親王	後白河天皇 皇皇女	後白河、保元 三年		二條、平治元 年	群行を遂 げず	永萬元年 六月	
六一、休子内親王	後白河天皇 皇皇女	六條、仁安元 年十二月	同二年六月大 膳職	同年九月	群行を遂 げず	仁安三年 薨去	
六二、惇子内親王	後白河天皇 皇皇女	六條、仁安三 年八月	高倉、嘉應元 年五月	同年九月	同二年九 月	承安二年 五月	五年
六三、功子内親王	高倉天皇 皇皇女	高倉、治承元 年		治承二年九月	群行を遂 げず	治承三年 正月罷	
六四、潔子内親王	高倉天皇 皇皇女	後鳥羽、文治 元年十月	同二年五月左 近衛府	同年九月	同三年九 月	建久九年 正月	十四年
六五、肅子内親王	後鳥羽天皇 皇皇女	土御門、正治 元年十二月	同二年五月 衛府	同年九月	建仁元年 九月	承元四年 十一月	十二年
六六、熙子内親王	後鳥羽天皇 皇皇女	順德、建保三 年三月	同四年九月右近 衛府	同四年九月	同五年九 月	承久三年 四月	七年
六七、利子内親王	後高倉院 皇皇女	後堀河、嘉祿 二年十二月	安貞元年四月 左近衛府	同年九月	同二年九 月	貞永元年 十月	七年
六八、昱子内親王	後堀河天皇 皇皇女	四條、嘉祿三 年十一月	同四年九月左 近衛府	同年同月	延應元年 九月	仁治三年 正月	六年
六九、曦子内親王	土御門天皇 皇皇女	後嵯峨、寛元 二年十二月	同三年八月左 近衛府	同年九月	群行を遂 げず	寛元四年 正月罷	
七〇、愷子内親王	後嵯峨天皇 皇皇女				群行を遂 げず	同九年十 一月	十一年
七一、犇子内親王	後宇多天皇 皇皇女	後二條、徳治 元年十二月		同二年	群行を遂 げず	花園、延 慶元年八 月罷	
七二、祥子内親王	後醍醐天皇 皇皇女	後醍醐、元徳 元年十二月		同二年	群行を遂 げず		

歴代數と
齋王の代

斯の如く豊鍬入姫命より祥子内親王に至るまで七十二代なり。之を天皇御一代に必ず齋王一人を任定せらるゝとせば、尙ほ十數人の齋王あるべき筈なるも、天武天皇以前に於ては中絶の事多く、加ふるに用明天皇の皇女酢香手姫は、敏達天皇の十四年に任命せられて、推古天皇の二十九年まで三十七年の間奉仕し給ひ、宇多天皇の皇女柔子内親王が宇多、醍醐の御世に亘りて三十四年、爲平親王の女恭子女王が、華山、一條の二朝に亘りて二十五年、白河天皇の皇女善子内親王の二十一年、朝仁親王の女守子女王が鳥羽、崇徳兩朝に亘りて十九年の間奉仕せられたるが如き、一代一人の例を以て論ずべからざるものあるなり。若し夫れ王朝の末葉建久前後に於て、齋王の中絶せるが如く舊記に見ゆるものあるに至りては即ち謬妄たるを免れず。何となれば第五十九代の齋王亮子内親王は、保元元年に任定せられ、第六十四代潔子内親王が建久九年に崩下せらるゝ迄四十三年なるも、此の間曾て齋王中絶の事なし、唯だ亮子内親王は齋居三年なりしも群行の事なく、第六十一代休子内親王は群行に先んじて薨去あらせ給ひ、第六十三代功子内親王も、三年の齋居のみにて群行の事なかりしかば、第六十代好子内親王、第六十二代惇子内親王の前後に於て、九年の間伊勢の齋宮寮空居の事ありしも、決して中絶には非ず、されど源平争亂の後に於ける齋宮寮には、築垣の破れて花菖蒲の咲き亂れたる、さては月影清き有明の池など、其の昔の有様も古りたれば、西行の歌に

王朝の末
葉に於ける
齋宮寮

いつか又いつきの宮の齋かれて

しめのみ内に塵をはらはむ

夫木集に藤原爲家が

思ひやる齋の宮は跡ふりて

花咲き残るかきつばたかな

又た齋宮家集に

いにしへも今もかはらで有明の

池には月の影ぞのこれる

とあるは實況を寫し得て餘蘊なし。此の齋宮の域内は方四町と傳へられ、其南なる街道の傍に繪馬堂ありて、繪馬堂より東南半町許に笛川あり、細流にして川と言ふべき程のものにあらねど、古は流れも廣かりしなるべし。建長八年の百首歌合に

音に立て恨みやせまし笛川の

瀬による竹のおのがうきふし

などの歌も見えたり。

齋宮の廢

鎌倉幕府の末葉に至りては戦亂相踵ぎ、第七十一代の齋王祥子内親王は群行を遂げられず、

次の第七十二代祥子内親王も久しく野宮にあらせられて伊勢に御發向の事なかりしかば、夢の告ありて大神宮へ百首の歌詠み奉り給へる中に

五十鈴川たのむ心は濁らぬを

など渡る瀬のなほよごむらむ(祥子内親王)

との一首あり。當時元弘建武の亂と共に、南北兩朝の分立となり、祥子内親王を最後の齋王として、遂に齋宮寮の廢絶に歸せしは是非もなし。

江戸幕府の末世に至り、伊勢津藩主藤堂氏の齋宮寮再興の命ありしも、恰も明治維新に際し更に廢藩置縣と爲りて、其の事又行はれず。是に於て明治十七年三月、宇治山田町民は、他の事項と共に齋王の舊儀再興を政府に建言するに至れり。其誠悃の至情洵に掬すべきものを以て、左に之れが全文を掲ぐ。

神宮ノ儀ニ付建言書

宇治山田
市民の建
言書

生等伏惟ルニ坤輿ニ萬國ノ散在スルヤ宛モ天空ニ星宿ノ羅列スルカ如ク其ノ數勝テ算スヘカラスト雖皇統一系連綿トシテ天ト共ニ長ク地ト共ニ久シクシテ古來未タ嘗テ外人ノ侵凌ヲ被ムルコトナク金甌無缺寶祚ヲ無窮ニ傳ヘ赫々タル帝徳ヲ坤輿ニ保テル國ハ獨リ我カ東

洋中ニアアルノミ蓋シ我日本帝國即チ是也
恭ク舊記ヲ按スルニ 天祖ノ神孫ヲ此國ニ降シ此民ヲ統治セシメ給フ時ニ當リ豊葦原ノ瑞
穗國ハ朕カ子孫ノ王タルヘキ地ナリ爾チ皇孫就テ治ムヘシ寶祚ノ隆ナルコト天壤ト窮リナ
カルヘシトノ神敕アリ而シテ辛酉ノ歲ニ至リ神武天皇畝傍ノ橿原ノ宮ニ即位アリ爾來二千
五百有餘年 皇統連綿トシテ外人ノ覬覦ヲ受クルコトナク益其尊榮ヲ加ヘ給フハ是レ固ヨ
リ歷朝聖德ノ然ラジムル所ナリト雖抑亦天祖ノ神靈我國ヲ冥護シ給フ鴻德ニアラサルヲ得
ンヤ是ヲ以テ之ヲ考フレハ我日本帝國ノ爲メ我 皇室ノ爲ニ厚ク尊崇スヘキハ 天祖ノ神
靈ナリ深ク恭敬スヘキハ 天祖ノ神威ナリ故ニ古往今來我國ニ生ヲ稟クル者上ハ至尊ヨリ
下ハ庶民ニ至ルマテ誰カ天祖ヲ尊崇シ奉ラザラン誰カ 天祖ヲ恭敬シ奉ラザラン之ヲ尊崇
シ之ヲ恭敬スルコトハ當然ノ理ト謂フヘシ否我日本帝國人ニ屬スル本分ノ義務ナレハナリ
明治王政ノ維新ニ際シ我國百般ノ制度ヲ更正シ或ハ舊來ノ古式ニ則リ或ハ歐米ノ新様ニ擬
シ可ヲ擇ヒ非ヲ棄テ專ラ邦國ノ安寧ヲ謀リ其文明ノ進歩ヲ覺メラル、モノニ似タリ然ルニ
獨リ疑フ 天祖ヲ尊敬シ奉ルノ道ニ於テハ未タ全ク其要ヲ得サルコトアルヲ想フニ是レ厚
ク 天祖ヲ尊敬シ奉ルコトハ邦國ノ安寧ニ妨アリテ然ル乎將タ文明ノ進歩ニ害アリテ然ル
乎否決シテ此等ニ妨害ヲ與ヘサルナリ當ニ妨害ヲ與ヘサルノミナラス却テ大ニ此等ヲ助長

スルノ効アルヲ見ルナリ請フ之ヲ説カン抑我國ノ安寧ヲ謀ルト云フハ專ラ 皇室ノ尊榮ヲ
保ツニ在リ何トナンハ我日本國ト 皇室トハ其名ヲ異ニスレトモ同一ノ關係ヲ有スルモノ
ニシテ 皇室ノ外ニ日本國ナク日本國ノ外ニ 皇室アルコトナケレハ也而シテ 天祖ハ
皇室ノ先靈ニシテ我日本ノ國祖也故ニ國人厚ク 天祖ヲ尊崇スルノ念アランカ是レ 皇室
ヲ尊崇スルノ念ヲ有スル者ニシテ即チ邦國ノ安寧ヲ希望スル者ナリ然ラハ即チ我國人カ
天祖ヲ尊崇スル志念ハ正ニ 皇室ノ尊榮及我邦國ノ安寧ニ就キ大ニ關係ヲ有スルモノニシ
テ即チ邦國ノ安寧ヲ維持スル道ニ於テ必需不可缺ノモノタリ豈一日モ之ヲ等閑ニ附シ去ル
可ケンヤ生等會テ之ヲ聞ク泰西諸國ニ於テハ其邦家ノ安固ヲ希ハンカ爲メ宗教ノ力ヲ藉リ
テ人心ヲ收攬スル事アリト是レ固ヨリ政略上權謀ニ使用スルノ一事ナレハ之ヲ以テ我國ノ
天祖ヲ尊崇スル事ト曰フ同フシテ語ル可キニ非ラサルモ亦以テ邦家ヲ經營スル術ニ於テハ
政治法律ヲ用ヒテ國民ノ外形ヲ整理スルノミナラス一種特別ノ道ニ由ツテ無形ノ人心ヲ收
攬スル事ノ最要ナルヲ知ル可キ也
然リト雖モ宗教ハ元來各人一様ノ信任ヲ導クニ難キモノナルカ故ニ却テ之ヲ爲メ往々困難
ヲ醸シタル例證少カラス我國人ノ 天祖ヲ尊崇スルノ道ハ之ト異ニシテ此道固ヨリ宗教ニ
非ラス故ニ各人ヲシテ向背ノ意思ヲ生セシムルコト無ク而シテ其人心ヲ收攬スルコトハ遙

ニ宗教ノ上ニ出ツ是レ 天祖ヲ尊崇スルコトハ國人本分ノ義務ニ生スルカ故ナリ果シテ然ラハ今ノ世ニ當テ國家ヲ經營スル者カ政治法律ノ外ニ於テ人心ヲ收攬スルノ道ハ唯其レ國人ヲシテ 天祖ヲ尊崇スルノ念ヲ厚クセシムルニ在ルノミ然ルニ擇可棄非ノ今日ニ於テ未タ此道ノ完全ヲ爲サ、ルコトアルヲ見ル是レ疑ヲ生スル所以也

又我國ノ文明ヲ進歩セシムト云フハ是人智ヲ開發シ事物ヲ改良スルニ在リ而シテ 天祖ヲ尊崇シ神靈ヲ祭祀シ奉ルノ道ハ之ト毫モ背馳セサルノミナラス如ク祖先ヲ奉祭スルノ舊典ヲ存シ斯ノ如ク神德ヲ表明スルノ儀式ヲ保ツコトハ却テ事物ヲ整理スルノ一端トナルヘシ世ノ文明開化ハ舊典儀式ヲ拒ムモノニ非ラス又舊典儀式ハ決シテ文明開化ヲ妨クル者ニ非ラサルナリ然ルニ明治四年神宮改正以來此舊典儀式ニシテ廢スヘカラサルヲ廢シ興ス可キヲ興サ、ルモノアルヲ見ル況ヤ近年神宮大廳頒布法ノ如キハ生等言フニ忍ヒサルモナル也今也 聖君上ニ在テ百僚之ヲ輔佐ス 天皇ヲ尊崇シ之ヲ奉祀スルノ道ニ於テハ其完全ナルコトヲ期畫セラル、所アルヤ固ヨリ言ヲ俟タス故ニ生等敢テ之ヲ疑フニ非ラサレトモ熟々我伊勢神宮近時ノ狀態ヲ考フルニ之ヲ既往ノ舊典ニ徵シ之ヲ往古ノ儀式ニ比シテ未タ全ク備ハラサルカ如キ觀アリ實ニ聖世ノ一大缺事ト云ハサルヲ得ス今ニシテ之ヲ補フニ非スンハ何レノ世ニカ其完備ヲ求ムヘケンヤ是レ生等カ敢テ潛越ヲ願ミス茲ニ數項ノ希

望ヲ開陳シ江湖ノ有志諸彦ニ訴フル所アラント欲スル所以ナリ

第一 齋王ノ舊儀ヲ再興アラントテ請フ

謹テ舊記ヲ按スルニ伊勢神宮齋王ノ舊儀ハ畏クモ崇神天皇ノ皇女豐楸入姫命ニ始リ垂仁天皇ノ皇女倭姫命ニ至リ其齋宮ヲ度會郡宇治郷五十鈴川上ノ大宮ノ際ニ定メ給ヒ當時之ヲ磯ノ宮ト稱シ奉レリ其後景行天皇ノ御宇宇治ノ齋宮ヨリ多氣郡多氣郷ヘ宮ヲ移サレテ方域四町ニ宮舎ヲ造營シ更ニ竹ノ宮ト稱シ夫ヨリ歷代御即位毎ニト定ノ式アリテ皇女ヲ 皇大神宮ノ御杖代トシテ爰ニ移シ居ラシメ給フ其星霜凡百三十四年ヲ經テ淳和天皇天長元年竹ノ宮ヨリ 皇大神宮ヘ行程遠ク隔タリテ不便ナリトテ度會郡湯田郷宇羽西ノ離宮院ヘ遷サレ後十六年ヲ經テ仁明天皇承和六年宮舎一百餘宇一時ニ炎上ノ災ニ罹レリ因テ再ヒ多氣郡竹ノ宮ニ遷シ奉ル其後又四百八十餘年ヲ經テ後宇多天皇ノ皇女狛子内親王迄七十餘代齋王意ヲ給ハス其後醍醐天皇ノ皇女祥子内親王齋宮ニ立給フト雖元亨ノ兵亂ニ因テ參向ナク是ヨリ伊勢齋宮ノ斷絶トハナレリ

抑右ニ開陳シタル舊記古傳ニヨレハ齋宮ノ舊儀ハ列聖 天祖ヲ尊崇シ給フ一大舊儀ニシテ古來千四百餘年間奉仕怠リナカリシニ一朝兵亂ノ爲メ斷絶シ其後五百餘年間遂ニ再興ノ舉

ナキヲ以テ王政維新ノ際舊神官山田大路親彦建議シテ此舊儀ヲ復センコトヲ請ヒ又津藩主藤堂氏モ亦北勢奄藝郡高ノ尾新田ヲ開キ其收穫ヲ以テ同費ニ充テントセリ當時生等窃ニ思フ此舊儀ノ回復ハ近キニアルヘシト然ルニ明治四年ニ至リ果シテ神宮改正ノ舉アリ其際諸般ノ舊儀古典ニシテ一旦廢絶ニ歸シタル者ハ略舊例ニ復シタリト雖此一事ニ至テハ未タ嘗テ再興ノ舉アルヲ聞カス生等痛惜ノ至リニ堪ヘサルナリ蓋シ後醍醐天皇以後列聖此舊儀ヲ復シ給フ宸慮ハ之レナキニアラサレトモ奈何セン當時武人政權ヲ握リ 皇室ハ全ク政治外ニ特立シテ斯民ヲ統治シ給フノミナリシヲ以テ古來 皇室ニ屬スル舊儀古典スラ十分ニ保存シ給フニ違アラザリシ況ンヤ神宮ノ舊儀古典ニシテ一旦廢絶ニ歸シタル者ニ於テヤ生等亦何ソ喋々喙ヲ其既往ノ間ニ容ンヤ維新後ニ至テハ繼絶興廢ノ事一ニシテ足ラス而シテ皇室ノ尊榮モ亦昔日ノ比ニアラサルナリ然ルニ此一大舊儀ニシテ今日再興ノ舉ナキハ抑如何ナル故ソ生等窃ニ思フ此舊儀ハ 皇室ノ 天祖ニ奉仕セラル、道ニ於テ其全キヲ得ルノミナラス我國人ニ 天祖ヲ尊崇スヘキ所以ヲ表明セラル、儀式ニシテ緊要關クヘカラサル一事タリ故ニ我土地人民ノ此再興ヲ望ムヤ既ニ久シ然リト雖此ノ舊儀ノ再興ハ頗ル重大ノ事件ニシテ容易ノ事ニアラサルヲ以テ盡ク此舊式ヲ再興セラル、ハ廢絶以來數百年後ノ今日ニ在リテハ或ハ行ハレ難キコトアランカ若シ果シテ然リトセハ縱令其規模舊時ノ如ク

宏大ナラサルモ此儀式ヲ復興セラレ

皇室ノ 天祖ヲ尊崇セラル、道ヲ十分ニ表明アランコト生等懇望ノ至ニ堪ヘサル也

第一 神宮御常供田ノ再興ヲ請フ

伏惟ルニ崇神天皇七年始テ神邑神戸ヲ定メ給ヒ嵯峨天皇弘仁年間ニ至リ伊勢國多氣度會飯野飯高等ノ七郡ニ神戸アリ其他延久建久ノ頃ニ至リ神戸神田御園御厨等ノ諸國ニアルモノ歲時ノ貢獻怠リナカリシコトハ神宮ノ舊記ニ徴シテ歷々タリ然ルニ其後二百余年ヲ經テ應永明應ノ際ニ至リ諸國ノ武人陸梁跋扈恐レ多クモ其神地ヲ橫奪シ以テ己レカ有ニ歸ス者アリ而シテ文祿慶長ノ間ニ至テハ神宮御常供田ノ高地方五千八百四十石餘ニ減少シ維新以前ニ在テハ益減シテ三千六百石ノ收入アリシノミ然レトモ毎年神嘗ノ大祭及年中朝夕ノ御饗ハ勿論其他ノ用度モ必ス此神田ヨリ穫ル所ノ物ヲ以テ之ニ充テ毫モ古來ノ舊式ヲ闕クコトナカリシニ明治四年神宮諸般ノ改正アリテヨリ兩宮ノ御常供田ハ却テ廢滅ニ歸シ爾後神嘗ノ大祭及年中朝夕ノ御饗米ノ如キハ市井ノ商家ヨリ之ヲ購買セサルヘカラサル狀況ニ陥リタリ是今日神宮ノ一大欠典ニシテ識者ノ窃ニ憂フル所ナリ抑此ノ如キ改正ハ當時如何ナル主旨ニ出テタルヤ生等市閭ノ小民固ヨリ窺ヒ知ル所ニ非ラス且又兩宮ノ神事祭典等ニハ毫

モ直接ノ關係之レナシト雖 天祖無上ノ恩德ハ永ク心ニ銘シテ忘ルコト能ハザルヲ以テ維新己前ハ神宮ノ御常供田ニシテ今ハ往々民有ニ歸シタル土地アルヲ見聞スル毎ニ懷舊ノ情禁スルコト能ハスシテ覺ニス長嘆大息ノ聲ヲ發スルコトアリ加之維新以前迄ハ千古不斤ノ山林ニシテ宮域ニ屬シタル土地モ今ハ往々官林トナリ其近傍樹林ノ風致ヲ滅殺シタル如キモ亦痛惜ノ至ニ堪ヘサル所ナレトモ是亦時世ノ變遷止ムコトヲ得サル勢ナリ雖然前條開陳シタル御常供田ノ如キハ古來伊勢神宮ノ古典舊儀ニシテ最モ尊重スヘキ者ナレハ今後一日モ廢絶スヘカラス是生等區々ノ衷情ニシテ敢テ不遜不禮ノ罪ヲ冒シ以テ此再興ヲ切望スル所ナリ

第三 大麻頒布方法ノ改正ヲ請フ

明治四年神宮御改正ノ舉アリテ神地ハ悉ク奉還ヲ命セラレ世襲ノ神官御師等ハ一時其職ヲ解カレ其際又我國ノ舊儀慣例タリシ御祓大麻ノ事ヲモ眞ノ惡習ナリトテ斷然之ヲ停止セラレタレトモ其翌年ニ至リ再ヒ神宮司廳ニ於テ此舊儀慣例ヲ復興シ爾後年々歲々大麻ヲ頒布シ又近時ニ至リテハ願曆ノ如キモ同シク頒布セラレ、事トナレリ

蓋シ一國ノ舊儀慣例ノ如キハ其國風民俗ニ至大ノ關係ヲ有スル者ナルカ故ニ此事ノ如キモ

或ハ復興セシメラレタル者ナランカ然ルニ其大麻ノ旨趣及ヒ頒布ノ方法ニ至リテハ大ニ其舊儀慣例ト相反スル所アリテ只其形迹ヲ模倣シタルノミニテ未タ其實ヲ復シタリト謂ヘカラス請フ左ニ其事由ヲ縷述シ併セテ鄙見ヲ開陳セン

抑伊勢神宮ニ於テ古來御祓大麻ヲ頒布セシハ決シテ 天祖ノ御分靈又ハ御符ヲ造リテ濫ニ之ヲ頒布セシ者ニアラス其由來スル所畢竟國民ガ 天祖ヲ崇敬シテ神前ニ祓ヲ脩シ以テ上ハ寶祚ノ悠久ヲ祈リ下ハ一家ノ福祉ヲ願ハンカ爲メ神官御師ノ許ニ多少ノ米錢ヲ贈リテ其祓ヲ脩センコトヲ囑托セシニ起リ神官御師ニ於テハ其需ニ應シテ祓ヲ脩シ其祓ノ大麻ヲ箱ニ納メ或ハ紙ニ包ミ其名ヲ署シテ之ヲ囑托者ニ贈リタル者ナリ其例證ノ如キハ之ヲ往古ノ事蹟ニ徵スルモ亦近時神宮御改正ノ際即チ大麻配布ヲ停止セラレタル年代ニ在テモ其實ハ昭々蔽フヘカラサル者アリテ存スルナリ今ヤ其一班ヲ舉クレハ當時伊勢神宮ヨリ頒布セシ所ノ大麻ニハ必ス其祓主ノ名ヲ署シ又其祓ノ大麻ヘハ土産曆等ヲ添ヘ例年ノ如ク初穂ヲ收納シタル旨ヲ記セル書狀ヲ付スル慣例アリ世人之ヲ伊勢ノ嘉例狀ト稱ス是等ノ事ハ今尙世人ノ熟知スル所ニシテ畏クモ 天祖ノ御分靈御符ノ如キ者ヲ造リ初穂ノ米錢ヲ得ンカ爲ニ強テ頒布セシ者ニアラサルコト判然タリ然ルニ方今神宮司廳ニ於テ製造スル大麻ヲ拜受スルニ其名ハ大麻ト唱フルト雖其形體ニ至リテハ恰モ御分靈御符等ノ如ク且頒布ノ方法

ノ如キモ亦大ニ異ナル所アリテ 天祖ノ神威ヲ減損シ奉ルカ如キ嫌ナキ能ハス生等久シク居テ 大宮ノ下ニ占メ常ニ其事ノ如何ヲ見聞ス豈默止スルニ忍ヒンヤ想フニ大麻頒布ノ事ヲ復セラレタル所以ハ徒ニ神宮司應ノ利ヲ謀ル爲メニアラス又神教擴張ノ爲メニモ非ラス是レ一種特別ナル我國古來ノ舊儀慣例ニシテ殊ニ國民ガ 天祖ヲ崇敬スル心志ハ則チ 皇室ヲ尊信スル念慮ニシテ實ニ一國ノ美風良俗ナレハ國民ヲシテ其志念ヲ保タシムルハ則邦家ヲ悠久ニ傳フルノ要道ニシテ最我國ニ在テ重ンスヘキ習慣ナリトシ之ヲ復興セシメラレタルコトト信スルナリ果シテ然ラハ其方法ノ或ハ神威ヲ減損シ奉リ又民心ヲ厭忌セシムルカ如キ状態アリトセンカ速ニ其弊害ノアル所ヲ訴ヘ其匡正ヲ請ハサルヘカラス然ラサレハ後來我國民心ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤモ計リ難シ是レ生等カ痛嘆憂苦シテ措サル所ナリ因テ左ニ大麻頒布復興以來ノ狀況ヲ掲ケテ其弊害ノアル所ヲ陳述セン抑神宮司應ノ始メテ大麻頒布ヲ行ハレタル時ハ神宮司應ヨリ主典以下ノ者ヲ各府縣ニ派遣シ頒布ヲ其應ニ委托シ初穂金モ亦其應ヨリ之ヲ收納シタリ然ルニ教部省ヲ廢セラレテ後ハ大麻ノ受否ハ人民各自ノ自由トナリタルヲ以テ神宮司應ニ於テハ各府縣ニ教區ヲ設ケ其地ノ祠官祠掌ニ托シテ之ヲ取扱ハシメタリ然レトモ古來伊勢神宮ヨリ大麻ヲ頒布セシハ既ニ前陳ノ關係ニ起リ永ク我國一般ノ慣習トナリ來リタル故ニ復興以來大ニ其趣ノ異ナル所アルヲ怪ムノミナラ

ズ其頒布法ノ如キモ甚輕忽ノ取扱アリシヲ以テ爲ニ尊信ノ意ヲ薄クシ初穂ノ如キモ隨テ減スルニ至レリ茲ニ於テヤ神宮教區モ殆ト其維持ニ苦シミ已ニ明治十六年ニ至リテハ元關係者ハ勿論其他該地人民中大麻製造ノ資ヲ出シテ頒布ノコトヲ擔任シ而シテ又金五萬圓ヲ神教普及ノ費途ニ出金セハ之ヲ許可スヘシトマテ德憑セラレ往昔時日ヲ經過スルノ間ニ突然元頒曆商社林組ナル者之ヲ擔任スルコトトナリ頒曆製造及大麻頒布并ニ頒曆ノ事ヲ取扱フニ至レリ然シテ林組ニ於テハ東京京都伊勢ニ其事務所ヲ設ケ其大麻并頒曆ニハ豫メ價ヲ定メ苟モ其何者タルヲ問ハス豫定ノ價金ヲ出セハ其望ム所ノ國郡ニ之ヲ頒布スルコトヲ擔當セシメタリ於是乎大麻頒曆ヲ配布スル者ガ往々視ルニ忍ヒサル不體裁ヲナシ恰モ定價ヲ附シテ賣品トナスカ如キ状態アルニ至レリ其尊榮ヲ害スル甚シト謂フヘシ吁嗟夫レ人民ガ天祖ヲ敬ヒ 皇上ヲ尊ムノ美風良俗ヲ保タシメラレントノ結果ハ却テ其美風良俗ヲ壞敗スルノ媒介トナレリ豈之ヲ匡正セサルヘケンヤ

且ヤ神宮往昔ノ景狀ヲ以テ之カ現時ノ狀況ニ比セハ零壤モ管ナラス神宮參拜ノ旅客ハ年々歲々其數ヲ減シ又其街衢ハ古來神都ノ名アルニモ似ス宏壯ナル屋宇ハ悉ク破却シ戶數人口ハ年ヲ逐フテ減少シ廢職者ハ勿論其他工商輩ニ至リテモ殆ト生活ノ道ナキニ苦ミ今日ヲ以テ將來ヲ豫想スル時ハ必スヤ十數年ヲ出テスシテ寒村僻落ノ觀ヲ呈スルニ至ラントスルナ

リ是亦世事ノ變遷止ムコトヲ得サル所ナリト雖現時ノ狀況既ニ此ノ如クナレハ神宮參拜ノ衆庶ヲシテ自ラ懷舊ノ情思ヲ起サシメ旅情ヲ慰スルノ遑アラヌ空ク憂愁ノ思念ヲ懷キテ歸途ニ着カシムルノ憾ナキ能ハス又神宮參拜人ガ年來ノ交誼ニ因リ舊御師ノ家ヲ訪ヘハ雜艸離々タル荒地トナリ或ハ頽牆破壁ノ屋宇ニ化シ其慘狀實ニ視ルニ忍ヒサル者アリ斯ノ如キハ敢テ神宮ノ盛衰ニ關係ナキカ如シト雖其實決シテ然ラサルモノアルナリ

夫レ神宮ノ尊榮ハ古今毫モ變異ナシト雖前顯開陳スル大麻頒布方法ノ如キ神都街衢ノ衰頽ノ如キハ或ハ間接ニ民心ヲ惑ハシムル者アリ維新更始ノ後ハ最神宮ノ如キハ猶一層ノ盛事ヲ視ルナルヘシト想像セシニ却テ現時ノ狀況ハ一層ノ衰微ヲ來シタルノ觀アリ是レ其尊信ヲ薄ウセシ所以ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ大麻頒布願曆ノ如キ宜ク其方法ヲ改正セラレ專ラ民心ノ歸向スル所ニ因リ永ク天祖ヲ敬ヒ皇上ヲ尊ムノ美風良俗ヲ失ハサラシメント切望ノ至ニ堪ヘス然レトモ今日ノ世態決シテ昔日ノ有様ヲ以テ再ヒ之ヲ行フヘカラサルハ理ノ當ニ然ルヘキ者タリ故ニ此古儀舊慣ヲ保持セラレント欲セハ宜ク其管理ハ神宮司廳ニ於テセラレ而シテ大麻ハ古來ノ形體ニ復シ大麻授與所ヨリ拜受セシメラル者トナシ其頒布ヲ擔當スル者ハ舊神官御師又ハ該地人民中從來其國郡ニ親密ナル交誼アリシ者ニシテ其任ニ堪フル者ヲ登用シ先ツ數年間其任ヲ繼續セシメラルレハ或ハ現今ノ如キ不體裁即其弊害

ヲ匡正スルヲ得ヘキカ又願曆ニ至リテハ自ラ大麻ト異ナル所アルヲ以テ大麻頒布ノ際之ヲ望ム者ニ與フルトセハ可ナランカ若シ果シテ斯ノ如クナレハ或ハ舊御師等ノ職ヲ復スルガ如キ感想ヲ生スル者アランナレトモ其名分ニ至リテハ決シテ然ラス而シテ國民ニ在テハ却テ現時ノ頒布方法ヲ厭忌シ舊御師ノ交誼ヲ追慕スル形跡ヲモ滅却スルニ至ルヘシ吁嗟夫レ今ニシテ之ヲ改正セスンハ此舊儀慣例ハ決シテ永遠ニ保持スルコト能ハサル也是レ生等カ此改正ヲ切望スル所以ニシテ實ニ此事タルヤ我カ國風民俗ニ至大ノ關係ヲ有スル者ナリト信ス故ニ敢テ鄙言ヲ陳述ス請フ微意ノ存スル所ヲ諒察セラレ御改正アランコトヲ切望ニ堪ヘサル也

明治十七年三月

第二節 祭主、宮司、禰宜、内人、物忌等の職掌

齋王と三
簡祭

皇大神の御杖代たる齋王は、多氣の齋宮に在りて潔齋奉仕し、毎年三度の三節祭、即ち六月の月次祭、九月の神嘗祭、十二月の月次祭には、必ず其月の十五日を以て齋宮を出で、度會の離宮院に移り給ふ途すがら、路傍の貧困者を賑恤あらせられ、此の日離宮院に御着と共に祓禊して一夜を過ごさせ、翌十六日には院を出で、宮河に禊し、輿に乗らせて先づ外宮に参入、十七日には内宮に参入あらせ給ふ。其の行列は極めて賑々しく、既に参入下乗あらせられたる齋王は、木綿鬘を著け、太玉串を捧げ、恭しく神前に御拜を行はせ給ふの儀式あり。然れども祭儀一切の事悉く齋王親ら手を下し給ふべくもあらねば、別に祭主、宮司、禰宜、内人、物忌などの官職ありて、祭事其他の庶務に任じたり。

祭主

大鹿島命

伊勢に於ける中臣氏の勢力

祭主は神宮に於ける神祇の總官にして、延喜式に據れば、神祇官五位以上の中臣を以て之に任ずとあり。垂仁天皇の朝、皇大神の伊勢に御鎮座あらせらるゝに當り、中臣氏の祖たる大鹿島命を以て祭主に任せられたるを始とす。大鹿島命は天孫に奉仕したる天兒屋根命の後裔にして、皇大神の諸國遷幸に際し、阿倍臣の遠祖武渟川別命、和珥臣の遠祖彦國命、物部連の遠祖十千根命、大伴連の遠祖武日命等と共に送驛使の一人たり。而して大神鎮座の後、

特に擢んでられて祭官の要職に當り、子孫其職を世襲す。中臣氏が其勢力を伊勢に扶植せるもの蓋し茲に胚胎す。

祭官と祭主

祭政兼務

祭主と神祇伯

藤波子爵家

推古天皇の御世には、祭主に中臣御食子あり、御食子は藤原鎌足の父なり。御食子の後に中臣大島朝臣あり、天智天皇の御世に於ける神宮の祭主たり。之より先き皆祭官と稱す、而して大島朝臣に至りて始めて祭主の稱あり。由來祭主は神祇の官職なるを以て、曾て神領神郡の事務に關與せざりしも、第二十三代の祭主大中臣安則朝臣が、寛平六年の在任中、始めて神郡の雜務を執行せしより祭政兼務の端を開けり。されば第三十八代の祭主大中臣公長朝臣が、鳥羽天皇の保安三年に補任し、崇徳天皇の天治中、具狀を上れるが中にも、祭主總官、宮司次官の語ありて、祭主は事實上神宮の總官たり、宮司は次官たり、禰宜は宮司の下に屬するを以て定例とせるを見る。之より先き大化の新政以後、國司郡司制の布かるゝや、宮司は専ら神宮の政務に任じたれば、之れが總官たる祭主の又た政務をも總ぶるは蓋し止むを得ざるに出づるものあるべし。而かも尙ほ祭主は神祇伯を兼ねたりしが、大寶令制定以後に至り、必ずしも神祇伯に任せられずして、白川家が神祇伯を世襲するに及び、祭主は神祇大副若くは權大副を兼ねるを以て定例とせしものゝ如し。

尋で南北朝の頃より、一條、岩出の二家交々祭主に任じたりしが、岩出秀忠の祭主たりしよ

り其子孫世襲して京都に住し、祭典に際してのみ伊勢に参向する事とはなりぬ。今の藤波子爵家は即ち其の後裔にして、明治四年の改制に於ける祭主藤波教忠卿は、遠祖中臣御食子より實に百一代に當れり。之より先き岩出秀忠七世の孫友忠、後光明天皇の承應二年閏六月、罪ありて祭主を免じ佐渡に流され、同年九月、大宮司大中臣朝臣定長祭主に補せらる、之を田中祭主と稱す。尋で定長の養子兼長、大宮司河邊精長、並に定長の後任たらんとして許されず、岩出友忠の子景忠を以て祭主に補任し、靈元天皇の天和四年、此年貞享と改元せられたるが、其の二月廿一日には景忠昇殿を許されて堂上の列に入れり、是れ即ち藤波家が地下の官人より堂上人たるの始なり。

藤波家堂上の列に入る

田中祭主

藤波を御裳濯川にせき入れて

百枝の松にかけよご思ふ(西行)

藤波も御裳濯川の末なれば

しづ枝もかけよ松の百枝に(藤原俊成)

明治四年の改制

明治四年神宮の制度を改正せらるゝや、同時に祭主藤波教忠卿も其職を解かれ、同年正月二十九日、新に近衛忠房卿を祭主に補し、六年七月十六日忠房卿の薨するや、翌七年一月三日三條西季知卿を任命し、八年七月十二日季知卿を免じて、同日久邇宮朝彦親王殿下の祭主宣

下あらせらる。爾來祭主は大御手代として皇族の御任と爲り、二十四年十月二十九日、朝彦親王の薨去あらせらるゝや、翌日直に有栖川宮熾仁親王に宣下あり、同親王の二十八年一月二十四日を以て薨去あらせらるゝや、二月、賀陽宮邦憲王に宣下あり、四十二年十二月八日邦憲王の薨去と共に、同日久邇宮多嘉王に對して臨時祭主の宣下あらせらる。之を往古の齋王が内親王若くは王女たりしに比し、明治八年以後、親王若くは王に宣下あらせらるゝの差異あるに過ぎず、同じく皇族を以て往古の齋王たらしめらるゝに至りては即ち一なり、洵に王政復古の實は茲に又た之を窺ふを得べし。

大神主

祭主に次ぎて宮司あるの制は孝德天皇の御世より始まる。之より先き祭主を大神主と稱し、宮司は國造と同一なるを、一人にして祭主と宮司を兼ねたりしなり。初め皇大神御鎮座の時度會氏の遠祖大幡主命が磯部河以東の地を貢獻したるを神國と名づけたりしが、神國は神領の義に外ならず、而して其の大幡主命は即ち度會神主の遠祖たる大若子命にして、大若子命は乃ち大神主並に神國造を兼ねたりしなり。此の神國は後に多氣、度會二郡にして、其の多氣は又割きて飯野郡を置きたれば、之を神三郡とは言へるなりき。蓋し大神主は祭務の官たり、神國造は事務の官たり、孝德天皇の大化の改革に際し、諸國の國造を廢して、國司を置かるゝや、神宮も亦新制に倣ひて神國造を廢し、大神宮司を置き、中臣香積連須氣を以て之に補

神國

神國造

始めて大神宮司を置く

第二節 祭主、宮司、禰宜、内人、物忌等の職掌

大神宮司の職掌

す、之を大神宮司補任の始とす。

大神宮司の職掌は、専ら神宮所屬の屯倉の政務一切を總べ、神領を監理し、神税を沙汰し、神事の料物を下行し、宮殿の修理を營むこと、恰も國司が其の管下の政務を行ふに異ならず。而して其の政廳たる離宮院は、又實に國司所在の國府に同じ。初め度會山田原に神序を建て、後之を御厨と改稱し、又其地に齋王の離宮を設けて離宮院と稱するに至れるものにして、神郡の神税及び貢獻の諸料は皆之を離宮院の倉庫に收藏し、大神宮司の監理の下に保管せらるる故に其の官廳を御厨と稱せらるる所以なり。此の御厨は初め度會郡沼木郷にあり、後ち同郡湯田郷宇羽西村に移し定められたるが、齋宮寮の荒廢、齋王任定の斷絶と共に、離宮院内の離宮は其の用を爲さるるに至りし以後、大神宮司の政廳たる御厨のみ獨立して、庶政を處理することとなれり。而して大神宮司は、之を略して大宮司又は單に宮司と稱せらる。

御厨の獨立

宮司の補任及び人員の増減

初め孝德天皇の朝、中臣香積連須氣が第一の大宮司に補せられし以來、大朽、村山、大家、津島、高良比、摺宜、菅生の諸氏、交々大宮司に補せられしも、光仁天皇の寶龜元年に至り中臣比登を大宮司に任せしより以後、敢て他姓を交へず、大宮司職も亦祭主と同じく大中臣氏の世襲となれり。斯くて桓武天皇の延暦五年、其の任期を六年と定め、善能ある者は重任せしめ、懈怠ある者は任限を待たずして改替し給ひしが、仁明天皇の承和十二年六月、齋宮寮

大宮司及び少宮司

頭及び助をして、神宮の雜務並に多氣、度會兩神郡の事務を檢校せしめられしより、大宮司の權限は一時縮少せられたりしも、文德天皇の天安の頃迄は、大宮司は一人のみなりしなり。清和天皇の貞觀十二年八月、更に一人を加補して、大宮司は茲に二人となりしが、同級等の二人は互に論争の弊あるに鑑み、陽成天皇の元慶五年八月、其の階等を分ちて一を大宮司一を少宮司とし、大宮司は正六位上の官たり、少宮司は正七位上の官たるに定む、而して其の大宮司を大司、少宮司を少司とも稱せらる。既にして醍醐天皇の延喜二年九月、始めて權大

權大司

司を置くに及び、宮司は大司、權大司、少司の三員となれり。然れども權大司は其初め臨時任用の官にして、之を任ずると任せざるとは其時宜に依れること延喜式にも見えたり、後には常置の官となるに至れり。然れども寛平延喜の交、祭主大中臣安則朝臣が神郡の雜務を

宮司の威權退縮

權大司、少司の中絶

大司、河邊氏

執行するに至れるより、宮司の威權は甚しく退縮し、加ふるに中世以降神税の徵納滯滞し、武家時代と爲りては、武人の跋扈に任せて次第に神領を失ひしかば、宮司の職權は萎靡して振はず、稱光天皇の應永以後は、權大司及び少司は全く中絶して大司唯だ一人のみとなり、事故ある時は司代を用ふるに止まる。而して其の大司は河邊氏の世襲となり、以て明治維新に及び。河邊氏も亦大中臣姓にして、高倉天皇の安元二年、河邊通能の少司に任せられしより、子孫往々大司たり又は權大司たり、足利時代に至りて其の勢力漸く加はり、江戸幕府

時代に入りては、後光明天皇の承應二年九月、河邊精長始めて大司に任じ、爾來子孫其職を世襲したり。而して祭主が神祇大副を兼ねるが如く、大司は又た神祇少副を兼ねたるもの、如しと雖も、元來神宮内の祭事、殿舎、末社等は、宮司の支配下知に非ざること、内外神宮大法例にも見え、祭主も宮司も正殿の階上に登るを得ず、其の階上に登りて神體に咫尺し奉るを得るは獨り禰宜のみなりしと云ふ。

明治の改

明治四年神宮の制度改革と共に、大宮司少宮司を復舊したるも、昔時専ら神領の庶政を掌れるものは全く其の權限を異にし、主として祭祀に奉仕し、禰宜以下を指揮監督して、兼ねて庶政を總攬するに至る。而して其の大宮司には、明治四年北小路隨光之に補し、六年一月之を免じ、同月本莊宗秀代り任せられ、同年十一月宗秀卒し、七年一月田中賴庸を補し、十五年一月に至りて免じ、十七年四月鹿島則文其後を承け、三十一年六月之を免じ、同月冷泉爲紀之に代り、三十八年十一月其の薨去と爲り、同年十二月三室戸和光を以て補せらる。而して少宮司には、明治四年八月より五年七月に至るまで藤堂高泰、五年七月より十年十二月まで浦田長民、十五年二月より十八年八月まで藤岡好古、二十一年十一月より二十六年十月まで福原公亮、二十七年四月より三十一年六月まで岡部讓、三十一年十二月より四十三年三月まで桑原芳樹、同年同月より大正三年八月まで木野戸勝隆、同年同月より今井清彦之に任

明治以來の大宮司及び少宮司

せらる。

禰宜

以上の祭主及び宮司は、主として神宮の政務を管理せる者にして、其の専ら神明に奉仕し諸祭を掌る者には別に禰宜、内人、物忌等の神職あり。就中禰宜は、内人及び物忌等を率ゐて諸事を變理し、祭儀を行ひ、又た神宮の守護宿直の奉仕に當れるを以て、任官の初めより特に其の身心を清淨にし、食物、言語、居坐進退の末に至るまで、一として忌み慎まざるはなく、四六時中神威を穢さるべく意を注ぎて、内人物忌と共に其の奉仕を怠らざるを本分とせり。

大神主の起源

禰宜は初め大神主と稱し、其の起源に關しては、内宮外宮神官の間に異説あり。即ち内宮の説に於ては、皇大神御鎮座の當時、天兒屋根命廿一世の孫天見通命之に任じ、其子孫は成務天皇の御世に至りて荒木田姓を賜ひ、爾來世襲して近代に及べりと爲す。外宮の説に於ては、垂仁天皇の御世、天牟羅雲命の後孫大若子命始めて奉仕し、雄略天皇の御世、豐受大神御鎮座に際し、大若子命の裔たる大佐々命奉仕し、其の子孫は度會姓を稱して、外宮專屬の禰宜家となれりと言ふ。

荒木田姓

度會姓

大若子命の大神主兼務

之より先き大若子命六世の祖天日別命は、神武天皇の詔を奉じて伊勢國の惡神を討ち平げしかば其功に依りて伊勢國を賜ひ、子孫世々國造たり。されば垂仁天皇の御世、天照皇大神の伊

勢に遷幸あらせ給ふや、大若子命は國造たるの故を以て、桑名の野代宮より仕へ始めて、或は五十鈴川の宮處を覓め、或は安佐賀山の荒振神を祭り、大神の御鎮座と共に、國造は元の如くにして大神主を兼ねたるなり。尋で雄略天皇の御世、豊受大神を丹波より迎へ奉るの時、大若子命の弟乙若子命の五世の孫大佐々命に詔ありて、今の外宮に鎮座し奉り、爾來大佐々命及び其子孫は内外兩宮の大神主職を一人にて兼ね行ひ、以て天武天皇の御世に及べり。

一人の大神主内外兩宮に奉仕す

斯くて天武天皇の元年、大神主を廢して、内外兩宮に一員づゝの禰宜を置かれ、内宮の禰宜を志己夫と云ひ、外宮の禰宜を兄蟲と云ふ、志己夫は乙若子命の十世の孫、兄蟲は十一世の孫なり。共に之れ度會氏の祖にして又た禰宜の始めなり。然るに其の後志己夫に子なきを以て、度會郡の大領荒木田野守を内宮の禰宜に補せられ、爾來兩宮の禰宜は荒木田、度會の二氏に分れて世襲するに至れり。既にして村上天皇の朝、天曆四年閏五月、豊受大神宮の禰宜一員を加禰し、後更に皇大神宮の禰宜一員を加補し、爾來兩宮各二員となり、後二條天皇の嘉元二年には遂に兩宮各十員に増加し、以て明治四年の改革に及び、同年七月禰宜五人宛を兩宮に分置せられたりしが、其の後兩宮分階の制を廢し、神宮禰宜若干員を以て相共に兩宮に奉仕せしむるに至れり。然れども明治の改革以前に在りては、兩宮各十人の禰宜は、其の補任の順位に依りて、一の禰宜、二の禰宜、三の禰宜と呼び、殊に一の禰宜を長官と稱し、其の權勢隆

大神主の發止二人の設置

明治の改革と神宮禰宜

長官と傍官

禰宜

々たるものあり、二の禰宜以下は長官に對して之を傍官とも稱したり。

禰宜に次ぎては權禰宜あり、權禰宜の名は宇多天皇の寛平九年十二月に於て始めて見えたり即ち同月神郡檢非違使を置き、豊受大神宮權禰宜度會春彦を以て之に補せらる。蓋し延喜大神宮式に權禰宜の職名なきは、元來隨時任用の官職たるに依るべしと雖も、後には常置と爲り、明治四年神宮の制度改正の際の如きも、兩宮の權禰宜各數十人あり。之より先き足利時代に於ては、度會氏系圖に載せたる權禰宜のみを以ても、其の數五位以上三百十二人の多きに及べり。此等の權禰宜を權員と稱し、禰宜を正員と稱す、而して正員たる禰宜は、總べて權員より陞任せられ、内宮に在りては權員の荒木田姓より、外宮に在りては度會姓よりす、但し權員必ずしも正員に陞任せられず、其の正員に陞任せらるべき門閥は之を重代家と稱し、

正員權員

重代家

内宮にては荒木田姓の内、中川、齒田、井面、藤波、澤田、世木、佐八の諸氏凡そ三十家、外宮にては度會姓の内、松木、檜垣、宮後、川崎、久志本、佐久目の諸氏凡そ三十家にして其の昇進の次第は、此等諸家先づ權禰宜に任じ、次に五位に叙し、次に正員たる禰宜の缺員あるに際して十禰宜の一員に補せられ、遂に一の禰宜に昇任す、其の一の禰宜に昇任するや先づ當宮の政印と正殿の鑰とを請け預る、而して政印は常に調御倉に納め、鑰は忌館に納め一の禰宜に於て當宮の廳務を管するを以て宮廳と號し、又た祠官の長なるが故に官長と稱し

或は長官と云ふ。

地下の權
禰宜即ち
權任

正員たる禰宜は神宮内に昇殿するを得るも、權員たる權禰宜は大床まで參するに止まる。而して權員に任せらるべき重代家以外、常に權員にして正員に補せられざるものを地下の權禰宜と稱し、又た權任といふ、俗に之を五位人と呼ぶは權任を誤りたるなり。而して荒木田姓に於ける權任には、林、堤、松尾、岡田、坂、中西、村山、二見、尾崎、原、岩井田、下津、馬瀬、宇治、太田、河井、高田、山本等、凡そ五十餘家あり。度會姓に於ける權任には、橋村、中山、廣田、中西、村山、松尾、福島、福井、龜田、世木、二見、市場、藤原、河井、藤本、出口、藤波、一志、原、春木、足代等、凡そ八十餘家あり。皆共に六位權禰宜より正四位上まで昇進するを得るは重代家權官に同じ。

内人

次に内人と稱する職あり、神宮中に奉仕して祭儀に關する諸事を辨する者にして其起源を考ふるに、皇大神の伊勢に鎮座あらせ給へる時、猿田彦命の裔にして宇治土公の祖たる太田命が、倭姫命に逢ひて猿田彦命の敬ひ祭れる靈物を奉獻し、玉串の大内人として祭庭に仕へ奉れるに始まり、後世には禰宜家と同じく荒木田、度會兩姓の諸家の人々を任用するに至れり此の内人に大内人、小内人の別ありて、玉串の辨備、番直、檢知、祭使の祇承は、大内人に屬し、就中齋王又は勅使參向の際、木綿鬘並に太玉串を捧ぐるを玉串大内人と唱へて重職と

大内人小
内人

宮掌

せられ、御寄作内人、忌鍛冶内人、陶器作内人、御笠縫内人、日祈内人、御巫内人、山内内人、御馬飼内人、木綿作内人、等は小内人と稱せらる。此の他、宮掌大内人、宮掌内人、權宮掌内人等ありて、各其の分掌を異にせるは、兩宮儀式帳、大神宮諸雜事記、二所大神宮例文、皇大神宮年中行事等の記録に徴せらるるも、古代に於ける職掌の沿革は明瞭ならず、今は内人の職なくして、總べて宮掌と稱せらるるに至れり。

物忌

次に物忌の職あり、神宮の域内に館を設けて忌み籠り、常に大御神の御側を去らず、近く侍づき仕へ奉りて、寶殿の開閉、神饌の供進等を掌るなり。後には外宮別宮にも皆之あり、何れも未婚の少女を擇みて任用す、其の通稱を子良といひ、子良の忌み籠れる所を子良館といふ。子良とは童女の義にして、此の名稱は古くより存せしもの如く、子良館の稱も既に足利時代の記録に見えたり。之れが濫觴は早く垂仁天皇の朝にありて、倭姫命が皇大神を奉じて大和を歴遊せられたる時、荒木田氏の遠祖八佐加支刀部の子宇太乃大宇禰奈を供奉せしめられしに始まり、尋で五十鈴川上に鎮座あらせらるるや、天見通命の孫なる川姫命を以て大

子良及び
子良館

大物忌

物忌に任せられたり、大物忌は、毎日朝夕の大御饌に仕へ奉るにて、物忌中の最も重要な職分なり。此の他、宮守物忌、地祭物忌、御炊物忌、御鹽燒物忌、酒作物忌、清酒作物忌、土師器作物忌、菅菰物忌、根倉物忌、荒祭物忌、高宮物忌、瀧祭物忌等ありて、其職掌に依り、

物忌の分
掌

母良物忌父

各々名稱を異にし、後には童女のみならず又た童男をも選任したり、而して子良を輔佐する者には母良あり、一に館母又は副姥といふ、即ち老女なり。更に年長の男子にして子良に付添ひ、神宮中の職掌を輔佐する者あり、之を物忌父と云ふ。徳川時代には内宮に物忌の童女たる子良一人、母良一人、物忌父九人、副物忌父三人、外宮には子良一人、物忌父九人、副物忌父七人あり。大神宮儀式解に據れば、今世も母良一人、子良館に齋居して子良を輔佐すること古の如く、此の母良は荒本田氏の女にして年既に老い、月經の事止みて其器に堪ふる者を一の禰宜より選定すと見えたり。

神路山みしめにともる花盛

子良いかばかりうれしかるらむ(西行)

神路山岩根のつゝ咲きにけり

子良がまそでの色にふりつゝ(藤原定家)

三色物忌
此等の和歌によりても子良の定められたるは古き時代にありしを知るべし。又た童男の物忌を三色物忌と稱し、内宮に於ては、大物忌、宮守物忌、地祭物忌、外宮に於ては、大物忌、御炊物忌、御鹽焼物忌を各々三色物忌といふ。但し明治改革以來、現今にては物忌の職名を失ふに至れり。

第三節 御師、刀禰、年寄、及び山田奉行

御師又は
禰職の蓋

御師又た師職といふは、御祈禱師或は詔刀師の略稱なり。源平の戦亂以前は、神宮の神領多くして用度足りしと雖も、養和壽永以來神領の減縮と共に神宮も祠官も用度の缺乏を告げ、祠官は遂に御祈禱師として私幣を受くるに至りしより、東鑑壽永三年の條には、豊受大神宮權禰宜光親が年來御祈禱師たること見ゆる所以にして、御師の濫觴は既に七百年前に存せるを知るべきなり。

私幣の嚴
禁

之より先き朝廷の幣帛に非ざるよりは私幣は嚴禁せられ、三后皇太子の尊貴を以てして、尙且つ奏聞を経るを要し、王臣以下に至りては漫りに私に幣帛を奉進するを得ざること既に延喜式に規定せらる。蓋し神宮の常時祭或は國事に關する臨時祭の如きは即ち官祭なるも、私人の祈願祈禱は私祭にして、私祭の爲めに奉進する幣帛は即ち私幣なり。神官を以て幣帛奉進の私壇とすべからざること斯の如く嚴なりしが故に、若し私に幣帛を献納し、又私に祈禱神樂を奏せんとする者は、所謂詔刀師、御祈禱師、師職、御師等に依り、私祭を其の御師の館内に行ひ、源賴朝の如きすら私祭を營むには、其の當時權禰宜にして御師たる光親に依りて祈禱を勸行し、神宮域内に於ては毫も之を行ふを得ず、以て公私の區別を鮮明ならしめたり

口入神主

私幣の禁斯の如く嚴なりしかば、諸國人民の神宮に金品を寄進せんと欲する者も、直接之を奉納すること能はず、且つ神宮内には私幣を置くことを得ざりしに依り、寄進者は必ず神主に就きて紹介を受け、斯くて其金品を納むることせり、之を初穂といひ、而して此の紹介者たる神主を口入神主と稱す、御師の慣例は實に茲に始まる。乃ち口入神主は毎年神宮の符を得て、秋冬の交其の約束の神税を收納し、神事の料に充てたる餘分を以て口入神主の所得とし、其の神税を持參したる人々を口入神主の私宅に宿泊せしむるを例とす。是れ實に御師が諸國人民の祈禱を勤め、各自の私邸に於て御祓を執行し、初穂を清め祈禱を行ひ、神宮、別宮、攝社等に拜禮の參宮人を御師の私邸に止宿せしむるに至れる濫觴なり。而して茲に神税と稱するは人民の寄進に係る物品にして、其の物品は概ね田地の收穫たる米穀なりしが故に、後世米穀以外の金品を納むるに至りても、尙ほ舊例に従ひて之を初穂と唱へたるを見る。

道者、參宮人

既にして鎌倉時代の初期たる建久の頃より、師職即ち御師は各其檀家を區別して家領と爲し、其檀那若くは檀家の參詣の人々を道者或は參宮人と呼び、互に檀家の讓受を行ひ、元弘建武以來神領神戸の押領せられて、神宮の衰頽益々甚しきに及びては、神職にして御師たるもの愈々多きを加へ、四位五位等に叙せられたる禰宜及び權禰宜概ね御師を職とするに至り、或は單に師職のみを専務とする者も少からず、戰國時代の永祿元龜の頃よりは、盛に各所の檀家に

代官手代

大麻を頒布するを慣例とし、之が頒布の爲に簡派する者を代官と唱へ、御師の手代として事務を執らしめたるが、此等手代は神木及び徴狀と唱へたる神宮の符憑を携帯するを以て何れの關所番所と雖も敢て咎むることなく、容易に諸國を通行するを得たり。而して豊臣時代より徳川時代に及びては、既に此等の師職を公認し、以て明治四年の改制に至るまで繼續し來れり。

大麻の頒布

抑も御師が大麻を其の檀家に配布するは蓋し私の祈禱に基づくものにして、文明中、内宮の禰宜に任せられたる藺田守晨ちんせきの足利幕府に呈せる書面に依りても、亦た當時既に大麻を檀家即ち信徒に配布せしことを知るべく、又た天文の頃北條氏康が大神宮御祓の宮を頂戴して大に悦び願望成就の上は神領を寄進すべき旨を認めて禰宜中に送りたるもの檜垣兵庫家の古文書にありといへり、此の御祓宮なるものは、檀家の願意に従ひ、御師の邸内に設けたる奉齋所に於て、或は神樂を奏し、或は祈禱を行ひたる後、其の祓串はらひくしを宮に納め、之を紙に包み、表面には内宮若くは外宮の祈禱御祓たるを記し、其下に御師の名を認めて願主に送附するなり然れども後世に至りては檀徒擴張の必要上、毎年代官手代を諸國に分遣し、盛に御祓宮を頒布すると共に、更に之に添付するに種々の物を以てしたるが、其の添付の物品中最も民間に歡迎せられたるは即ち伊勢曆なりき。

伊勢曆

元來曆本の製作は、古に於ては中務省陰陽寮の編製に係り、徳川時代に至りては、江戸の天

文方に於て先づ之を作りて京都に送り、京都の土御門家は之に註記を加へて再び江戸に返送し、江戸に於ては之を原本として寫本を作り、諸國の曆師は之を受けて版に起し、以て一般に頒布するを例とす。然れども伊勢に於ては古來直接に土御門家より曆本を受け、江戸の手を経ずして印刷に付し、御師即ち師職は之を御祓筥に添へて檀家に配布したるなり、之を世に伊勢曆と稱す。而して伊勢曆の印刷者即ち曆師なる者は、其の初め白人曆師と唱へ、寛永の頃は僅に二三人なりしも、後には漸次増加し、宇治山田を通じて十數人の多きに及べり。

白人曆師

蓋し白人曆師と稱する者は元來山田の曆師にして、宇治の曆師は享保六七年の頃始めて山田の曆師より傳へたるもの、如し。而して其の山田の曆は足利季世に於て既に之れありと雖も、之れが淵源は北畠家領多氣郡丹生の曆師より發せることは、寛永十八年の頃、丹生の曆師加茂杉太夫と山田の曆師若太夫との論争に於て知るべきなり。

兩宮師職
の軋轢

斯の如く大麻及び曆本の頒布並に私幣の收得に依りて、御師は益々其生活を豊にし、遂に宏大なる邸宅を構ふるに至りしが、茲に端なくも内宮外宮の師職の間に軋轢を生じ、其の由て來る所一日に非ざるを見るなり。抑も兩宮師職の争は既に鎌倉時代に於て始まり、伏見天皇の朝永仁四年、皇の字の使用に關して、外宮の神名には皇大神の尊稱を用ふべからずと言へる内宮師職の論議より胚胎す。斯くて兩者の怨恨漸く深く、元弘建武の際に至りては軋轢益々甚し

元弘建武
の交

くして、豊受大神宮の神主大内人度會賴彦等十人の連署を以て、内宮の祠官等が幣物を掠むるの狀を朝廷に注進し、嚴に私幣を禁じて奸訴誹謗の跡を絶たんことを乞へるに對し、内宮の祠官等は又た外宮の詔刀師の暴狀を訴ふるに、古來内宮には荒木田姓、外宮には度會姓を以て正權の禰宜に補任し、各一宮に奉仕して曾て兩宮兼行の法なきに、外宮の祠官等は濫りに兩宮の奉幣を抑留收納し、爲めに金品其倉に滿ち、酒菓案上に堆く、彼我の貧富雲泥の差あるを以て、爾今以後幣帛を兩宮に分ち、神恩を平等ならしめられんことを以てせり。斯の如くにして兩者互に融和するの時なく、室町幕府の末葉たる文明長享の頃に及びては、外宮の祠官等山田の岡本に番所を設け、諸國の道者の内宮の御師の私邸に宿泊する者を通行せしめざるを以て、遂に兩宮師職の間に干戈を交へ、火を山田三方に放つのみならず、剩へ血を以て神宮の宮殿を汚すに至れり。されば徳川時代となりて幕府は之を憂へ、寛永中、内外兩宮の神官に對して條目を下し、互に其範圍を超えて檀家並に參詣者を争ふべからざる旨を嚴達したり。然るに寛文十年に至り新に又た紛擾を醸せるを見る。乃ち此年外宮の御師三日市帶刀が、上州沼田に於て『天照兩皇大神宮』と記したる御祓を檀家に配布したるを、内宮の御師車大膳之を發見して携へ歸り、内宮二郷の年寄を経て山田奉行に訴へたるに、三日市帶刀の之に對する辯疏狀には、外宮の師職は古來兩宮兼帯なりとの旨を記せしより、事端更に複

文明長享
の頃

寛永の頃

寛文の争

第三節 御師、刀禰、年寄及び山田奉行

雜重大となりて、翌十一年遂に江戸評定所に兩宮の師職若干人を召喚糺問し、其の結果外宮側の敗訴に歸し、帶刀以下處罰を受くると共に、寛文十二年には外宮の長官を始めとし地下權禰宜に至る迄、外宮の神官全部連署の謝罪狀を幕府に提出し、翌十三年山田奉行桑山丹後守は、其の謝罪狀に裏書するに爾今以後兩宮兼行の事なかるべきを以てし、之れを内宮の長官に與へて事漸く解くを得たり。爾來又た陽には紛擾の事なしと雖も、陰には互に其の檀家及び參宮者を争ひしは蓋し免れざる趨勢と言ふべき乎。試に其の參宮者の毎年多數なること且つ所謂ひきま振參り御蔭參りと稱する盛況等に徴すれば、蓋し想ひ半に過ぐるものあるべし。

參宮

抑も伊勢大神宮に參拜するを參宮と稱することは宗五大草紙にも見えたれど、何時の頃より言ひ始めたかは明かならず。唯だ參宮とし言へば、他の神宮神社に參詣するには用ひずして、必ず兩大神宮に限らるゝこと今も尙ほ昔に異ならず。而して參宮の風習益々盛なるに従ひ、江戸幕府時代の太平の世に在りては、所謂振參りの奇習さへ行はれ、番頭丁稚は主人に告げず、子は親に知らせずして同志と共に密かに參宮すれども、素と敬神崇祖の美事なるを以て敢て之を咎めず、従つて此の風次第に増長し、遂には旅費の用意なくして參宮を企つるに至り、沿道の民家及び道中の諸人も亦之を知りて其食を施與する者あり、斯くて無錢旅行の參宮を遂ぐるを得る者尠からず、仍て以て振參りを又た御蔭參りと稱し、江戸幕府時代に

振參り

御蔭參り

於ける一種流行の風俗を爲すに至れり。而して之れが發端は慶安三寅年より翌卯年に始まり諸國に大神宮の神異ありと傳稱せられたるに胚胎し、次には寶永二酉年及び翌三戌年、明和八卯年、文政十三寅年の改元して天保元年、翌天保二卯年、安政二卯年、慶應三卯年の如き、いづれも參拜者陸續として絶えざること所謂蟻の行列の如しと稱せられ、就中明和八年には其の四月八日より八月十九日に至るの間、參宮者の數實に四百四十一萬九千餘人を以て算せられ、文政十三年の改元して天保元年となりたる三月より六月迄の間には、宮川上下の渡を通過したる參宮者四百八十六萬二千八十人、此の外海路より來れる者十萬餘人、合計五百萬人の多きに及びると稱せらる。交通不便なる昔時に於て斯くの如き多數の參拜者を算するに至りては、其の盛況想察するに餘りあるべく、徒歩する者、駕籠なる者、馬に乗る者、千種萬様の旅装を施し、

伊勢音頭

お伊勢さんまへ、お蔭で參る、ヨイヨイ、路は天氣の、ヤンれほどのウようさ、ヤアトコナ、ヨンヤナア、アリヤリヤ、コリヤリヤ、サアヨンヤナア

の伊勢音頭も勇ましく又た賑はしき極みなりしは、眞に鎖國太平の状態を窺ふに足るべきものありしなり。

宮川の渡

此等多數の參宮者が、宮川の渡船場にて如何に混雜したりしかは、又た想察するに餘りある

べし。此の宮川は、國司北畠家の支配に屬して、田丸口川俣及び松坂口小俣の兩渡船場共に北畠家より渡錢を徴したりしを、天正三年舟橋に改め、爾來其の舟橋賃錢は北畠家より永代之を山田三方に寄附したり。然るに其後再び渡船と爲り、田丸口川俣の渡は紀州の支配に屬し、松坂口小俣の渡は志州鳥羽の支配に屬して、各々渡錢を徴し來りしが、其の渡守の或は舟賃を貪りて多人數を一時に乗船せしめしより、延寶三年八月四日の如きは、小俣口に於て渡船を顛覆沈没せしめ、參宮者數人の溺死ありたるなど、變事は一再到止まらざりしかば、事上聞に達し、翌延寶四年五月十二日より兩渡船共に賃錢を徴せざるに定め、神領内の請負者をして、晝夜の別なく渡船通行の便を計らしむるに至り、中川口には渡守六人、船三艘、中島口には渡守三人、船二艘を常置し、風雨洪水に際しては更に増船増員を行ひ、毫も往來の自由に滯滞なからしめたり。

檢非違使

且夫れ神宮の警衛、參拜者の取締、宇治山田の自治に至りては各々其の職ありて、往昔は大

宮奉行宮目付

神宮司に檢非違使を置き、以て宮城内の警衛に當らしめ、徳川時代に至りては宮奉行、宮目

刀職

付なる者十餘人を設けて、古の檢非違使の任務を掌らしめたるが、更に宇治山田の自治機關

としては刀職なるものあり。刀職の稱號は延暦儀式帳にも見えて、王朝時代よりの郷司なりしも、南北朝以後、明德應永の頃より刀職に補任することも絶え、永享の頃よりは之を

神役人

神役人と稱して、其勤むべき家格の者、補任に依らずして私に郷務に與かるを例とするに至

惣刀禰小刀禰

れりと雖も、元來刀禰職は權任も異姓も共に之に補し、其の惣刀禰は歎狀を捧げて其の職に

任じ、小刀禰に至りては歎狀の事なく、祭主の補任を請ひ、皆共に大宮司及び禰宜に隨ひて、一面には神事神役を勤め、一面には郷務公役に與かりたり、近世に於ける山田三方年寄の勤務は、即ち往昔の刀禰職の遺風と見るを得べし。

年寄制度

斯の如く王朝時代よりの郷司たる刀禰職は、古來宇治山田の自治機關たりしが、近世に至り宇治は之を六郷に分ち、山田は之を三方に分ち、古の刀禰若くは其後の神役人に代ふるに、年寄と稱する世襲の議員合議制を以てし、此の自治機關の公署として年寄會合所あり。即ち宇治六郷には會合所六坊ありて、諸樂舍、明王院、清水寺、地藏院、成願寺、大日坊の一坊毎に八人づゝの肝煎を置き、合計四十八人の年寄を以て宇治方面の諸事を肝煎るなり。更に山田に於ては上中下の三組に分ち、上組を須原方、中組を坂方、下組を岩淵方とし、之を山田三方と唱へ、其の年寄を山田三方年寄又は外宮年寄と稱し、公事裁許場を三方會合所と呼びたりしが、何時しか三方年寄を單に三方と略稱するに至れり。

宇治山田に於ける古の刀禰、即ち後世の年寄は、自治機關として神役及び公役に従事したりしは前述の如し。而して特に幕府の任命に依りて宮域の警衛に當り、祭典に際しては與方同

山田奉行

心を率ゐて非違を警め、平常に在りても専ら治安の事に任じ、又た神官を監視し、今日の所謂行政司法警察の職務を兼ねたるものには山田奉行あり。豊臣時代の山田奉行は、織田信雄町野秀満、羽柴雄勝、木村重成、古田吉勝にして、徳川幕府の初期には、慶長八年に就任したる長野内藏允友長を筆頭に、日向半兵衛、水谷九右衛門、山岡圖書、中川半左衛門あり。然れども當時未だ山田奉行の名稱なく、其の任務の實ありて名之れに伴はざりしが、名實全きを得るに至りしは寛永八年に就任したる花房志摩守幸次より始まる。

花房志摩
守二見
郷

花房志摩守の事蹟中、其の最も著しきものは二見郷の神領復舊及び前山の還附是れなり。元來二見郷は皇大神の五十鈴川上に御鎮座以來、御鹽調進の神領にして、江村、三津村、山田原村、今一色村、庄村、西村の六村あり、其の高二千百三十六石餘の地なりしも、亂世に及びては北畠氏の押領する所となり、後又た鳥羽城主九鬼氏の所領に屬せり、花房志摩守之を慨し、垂仁朝以來の神領たりし由來を幕府に申告して、寛永十年六月、再び之を神領に復舊せしめ、六箇村の中、江村、三津村、山田原村を内宮に、今一色村、西村、庄村を外宮に屬し、御鹽役人總計百二十人ありて、内宮へは年内に正五九月の三回、外宮へは毎月朔日十一日廿一日の三回、御鹽を貢進せしめて幕末維新に及べりと云ふ。

前山の還
附

更に外宮の宮山に隣接せる前山は、其の昔神領に屬し、地勢上決して他領たるべきものに非ざりしも、亂世に及びて一字郷村に屬せし以來、山田住民は山手と稱して、前山に於ける採薪の年貢を一字郷村に納入し來れるを、花房志摩守に歎願し、志摩守より之を幕府に訴へ、寛永十六年九月、先規の如く神領に還附せられ、一字郷村預り主たる内藤伊賀守及び花房志摩守よりは各其の家來を遣し、山田三方年寄立會の上前山の還附領分を實地に就きて議定したり。

石川政長
豊川の
修理

尋で正保中、外宮附近に屢々火災ありて神殿危険の虞あり。當時山田奉行石川政長之を憂へ、江戸に出で、幕府に諮る所あり、仍て慶安元年五月豊川の修理を行ひ、且つ河畔の民屋を撤去し、一之鳥居に至るまで幅五間の新道を設け、同年七月之を竣工す。

八木但馬
守の經營

次に八木但馬守宗直の山田奉行たるの時、外宮月讀宮の宮地擴張の事あり。往古の月讀宮の宮地は、繞らすに長百二十丈の堀を以てし、四至は東西南北共に瑞垣を距つること、二十二丈の空地を以てしたるに、亂世に及びて四至の境界分明ならず、民家其の空地を掠めて屋舎相連り、殊に妙鏡寺の如きは南方の堀を埋めて堂宇を建てたるを以て、俗に築地寺と稱せらるゝに至れり。一の禰宜常晨之を歎きて奉行八木但馬守に訴へ、但馬守は之を幕府に申告し、寛文元年十一月、常晨の支配の下に悉く民屋を撤し、妙鏡寺の客殿を破却し、宮地を一町四方と定めて、新に堀を繞らし堤を築き、以て他の侵入を防がしめ、翌二年八月に至りて其工

兩宮攝社の再興

を竣れり。而して更に其の翌三年大宮司精長に依りて内宮の攝社廿四座、外宮の攝社十六座の再興せらるゝや、但馬守之を悦び、精長の功を賞して白銀十枚を祈禱料に寄進し、同年秋自ら江戸に出府して攝社再興の舉を老中及び寺社奉行に傳達したるに、孰れも其奇特なるを稱賛し、大學頭林春齋の如きは、慶賀の頌文を精長に送りて之を歎美したり。

桑山丹後守の經營

尋で桑山丹後守貞政の山田奉行と爲るや、曩に花房志摩守の定めたる前山の境界に就きて、紀州領と山田領との分明ならざる所あり。是に於て寛文七年、丹後守之を紀州藩に通達し、田丸表役人と共に前山に臨檢し、山田三方年寄の立會を以て正しく其の境界を限定したり。超えて寛文十年、山田市街火災頻々たり、丹後守之を憂へて外宮神殿の危険なるを幕府に具狀し、翌寛文十一年八月、北御門より坂之世古に至るの間、神殿に接近せる民屋を撤退せしめて三千餘坪の空地を設け、更に其の翌十二年には、此の空地に土手を築き堀を穿ち、土手の高二間長百八十間、堀の幅二間、之を百間堀と稱す。既にして延寶六年に至りては、寛文二年八木但馬守の經營に係れる外宮月讀宮の四至の堤破れ堀埋れて、人民再び宮地を犯す者あり、一の禰宜滿彦之を歎きて但馬守に訴ふ、但馬守乃ち改めて堀の内側に堤を築き、通路を廣くし、宮域の四隅に標木を建て、以て境内を犯さざらしむ、是れ實に同年六月にして、月讀の宮域が古に復したるは即ち此時にあり。斯くて宮域の東境は八十七間、堀の廣さ五尺

月讀宮城の復舊

南境は七十五間五尺、堀の廣さ三尺、道路の幅三間、西境は八十三間四尺六寸、堀の廣さ五尺、北境は七十七間一尺八寸、道路の幅二間、其の長廿二間五尺、土手の内側は東四十五間五尺、南四十二間三尺、西四十一間五尺、北四十四間三尺にして、總べて六尺二寸を一間として算出せられたり。

爾後累代の山田奉行も亦皆神宮の警衛、神官の監督、其他民治裁斷等の事に當り、與力同心を率ひて常に非違を警むるを任務としたり。

第四節 神宮司廳、神部署及び其他の機關

神宮の奉齋、祭政官職の制度、宇治山田の自治機關、及び山田奉行の事蹟等、凡そ舊來の沿革は既に叙述する所の如し。而して此等の制度組織は明治四年に至りて一變し、同年に於ける改制と共に諸職の世襲を廢止し、人材を登用して、祭務事務の統一を計るに至れるは、洵に明治大正を通じて昭代の餘光と謂はざるべからず。

司廳及び宮廳
内外兩宮廳の職員

抑も古代に在りては大神宮司の事務所を御厨又は司廳と稱す。即ち神領の政廳なり。而して兩宮神官の事務所を宮廳と稱す。即ち禰宜の祭事執務所なり。宮廳の職員數は之を延曆儀式帳に據れば、内宮には禰宜一人、大内人三人、物忌九人、物忌

父九人、小内人七人あり。外宮には禰宜一人、大内人三人、物忌六人、物忌父六人、小内人五人あり。降て延喜の頃には内宮に禰宜一人、大内人四人、物忌九人、物忌父九人、小内人九人、外宮には禰宜一人、大内人四人、物忌六人、物忌父六人、小内人八人あること延喜大神宮式に見えたり。其後漸次増員ありて、内宮には禰宜六人、權禰宜三十四人、大内人四人、物忌父十一人、館母一人、内人三人、物忌子三人、外宮には禰宜六人、權禰宜三十二人、大内人八人、物忌父九人、館母二人、物忌子三人あること江家次第の公卿敕使給祿の條に見え、朝野群載の大神宮敕使祿法の項にも之れと大同小異の記載あり。而して神宮改制前に至りては内人以上の職員を算するに、内宮には禰宜十人、權禰宜には定員なく、玉串大内人一人、權玉串大内人一人、祇承宮掌大内人十人、大物忌一人、大物忌父三人、同副一人、地祭物忌父三人、同副一人、宮守物忌父三人、同副一人、清酒作内人六人、酒作内人六人、御筥作内人一人、御笠縫内人一人、御鹽焼内人一人、大麻内人一人、木綿作内人一人、御巫内人一人、鑰取内人一人、忌鍛冶内人三人、人長内人二人、鋪設内人一人、御馬飼内人二人。外宮には禰宜十人、權禰宜には定員なきこと内宮に同じく、擬符權禰宜四人、玉串大内人二人、大物忌一人、大物忌父三人、御炊物忌父三人、御鹽焼物忌父三人、同副七人、公文内人二人、御巫内人一人、木綿作内人一人、御笠縫内人一人、根倉内人一人、御馬飼内人二人、御筥作内人

一人、御鑰取内人二人、忌鍛冶内人三人、荷用内人二人、人長内人一人、晝番内人一人、六人方内人五人あり。此の外兩宮共に別宮の内人物忌及び攝社末社の祝部等若干人あり。以上の職員は時に或は神領の事務に關係することなきにしもあらずと雖も、専ら祭事を掌るを本務とし、神領地の事務に至りては、別に大神宮司應の屬員に依りて整理せられたり。而して明治四年五月十四日の公布を以て、以上神官の世襲を廢止せらるゝに至れり、

兩宮司應
の職員

三職

兩宮の司應は即ち兩宮の行政事務所にして、其職員は神領地の調貢の檢知其他文書及び庶務を掌り、之れが廳舎は兩宮各々其の神酒殿一院の内の一室に置き、之を政所廳まつりごとのと稱したり而して兩宮の長官は、各々其の廳内に政所、公文所、家司の三職を定め、之れが職員をして其職掌に屬する一切の事務を處理せしむ。即ち政所一人、公文所三人、家司一人にして、政所は神宮の廳務を總べ、各々本宮の大御田を管理し、御園御厨等の調貢を檢知す、叙爵權禰宜を帶し、大内人を兼ねぬ。公文所は注進狀、廳宣、補任等の類、總べて文書を認め各々本宮の政印を行ふ、叙爵權禰宜に任す。家司は庶務雜事を掌り、同じく叙爵權禰宜なり。而して事皆衆議に依りて決定するの例なるを以て、其の衆議裁斷を廳裁と稱し、神領、祠官、及び其他に下知するの下文を廳宣と云ふ。

廳宣
及
び

然るに明治維新に至り、内外兩宮に屬する舊來の諸官應を廢止し、殊に兩宮の祭務政務を統

神宮司廳の設置

一し、往古離宮院に於ける大神宮司廳院の名稱を繼承して、新に神宮司廳を設置せられ、其の廳舎は明治五年四月以來、祭主官舎たる舊慶光院の建物^を以て之に充て、二十二年九月一之鳥居口に移し、三十一年五月、一之鳥居口の廳舎火災に罹りしより、再び祭主官舎に移し三十五年四月、和洋折衷式を以て新に祭主官舎の前面の地に起工し、三十六年一月工成りて之に移る。宇治の浦田町なる現今の廳舎即ち是れなり。

神宮司廳官制

之より先き明治二十九年十一月、勅令第三百七十一號を以て神宮司廳官制を公布せらる。

此の官制に依れば祭主は大御手代として皇族の御就任あらせらるゝ事となり、即ち往古の齋王に兼ねるに神務總官たるを以てせらる。而して往古の齋王は常に伊勢の齋宮に在りて三節の大祭に當り、出で離宮院に入りしも、方今の祭主の宮は京都に坐して、大祭毎に神宮に參向あらせられ、舊慶光院たりし祭主官舎に入り給ふ。之を以て祭主官舎は恰も昔時の離宮院たるの觀あるも亦宜べならずや。既にして明治三十三年勅令第三百七十六號を以て官制の改正あり。祭主一人親任官たり、而して皇族を以て之に任せらるゝを本則とし、時に或は公爵を以てすることを得べく、従前宮司とありしを大宮司と改め、權宮司とありしを少宮司と改め各々一人たること先規の如く、禰宜は三人なりしを十人とし、權禰宜七人を二十人とし、主典を廢せらる。其の大宮司は勅任又は奏任とし、祭主の命を承けて祭祀に奉仕し、諄辭

祭主及び祭主官舎

官制の改正

職員の權限

を奏讀し、内務大臣の指揮監督を承けて所部の職員を統督し、廳中の事務を管理す。小宮司は奏任にして、大宮司を佐けて祭祀に奉仕し、廳中の事務を整理し、大宮司事故ある時は其の事務を代理す。禰宜は奏任とし、大宮司又は少宮司の命を承けて神前に祇候し、神饌を供撤し、殿内一切の事を辨じ、臨時祈禱祓除を爲し、廳中の庶務に従事す。凡そ内外宮共に如何なる變事に會するも、殿上に昇るを得るは禰宜以上たらざるを得ざるを以て其の任甚だ輕からず。權禰宜は判任とし、上官の指揮を承けて神饌を調理し、其の他祭事及び庶務に従事す。其下に宮掌あり。古の内人の職にして判任とし、上官の指揮を承けて祭事及び雜務に従事す。此の外、兩宮の攝社、末社、所管社に奉仕する者に祝部あり、祝部は雇員にして定員を三十人とし、攝社以下の神社の守衛、御匙及び御鑰の保管、掃除の監督に任ず。又別に出仕と稱する雇員あり、其の定員七十人にして、祭事及び雜務に従事す。

神宮神部の官制

神宮司廳以外に神宮神部署あり、大宮司の管理に屬し、大麻及び曆本の製造頒布、並に國民の神前に奉納する神樂、御饌等の奉養に關する事務を掌る所にして、全國二十八ヶ處に其の支署を置き、大麻及び曆本頒布の事務を分掌せしむ。而して神部署官制に據れば、其の職員に署長、神部、神部補、主事、主事補あり。署長は一人奏任待遇にして、大宮司の命を承けて署務を掌理し、部下の職員を指揮監督す。神部二人、奏任待遇にして署長の指揮を承けて署務を

分掌し、署長事故ある時は、二人の中一人、大宮司の命に依り署長を代理す。神部補十八人判任待遇にして上司の指揮を承け庶務に従事す。主事は奏任待遇にして、神部署支署長となり、署長の指揮を承け、支署の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督す、其の定員は官制の上に表はれざるも、全國二十八ヶ所の支署に對し二十八人あり。主事補は判任待遇にして、支署に分屬し、上司の指揮を承け、庶務に従事す、其の定員は官制の上に表はれざるも、現今七十人を以て之に充つ。此の外に伶人あり、定員十七人、判任官にして、神前に奉納する御神樂を奏するの職なり。

大麻及び
層本頒布
の方法

此の神部署の職務たる大麻及び層本の製造頒布は從來御師たる師職に於て之を行ひ來りしも明治四年七月神宮制度一般の改正と共に禁止せられ、明治五年以降は神宮司廳より之を頒布したり。即ち神宮司廳は各地方廳に送達し、地方廳よりは各郡村の區戸長等に下附し、區戸長等は其部落の神職と協力して之を各戸に配付したりしが、明治十一年三月に至り、地方官に委託することを止め、直接神宮司廳より人民に配布することとし、各地の神道事務分局並に神宮教院の教導職及び神職をして其事に當らしむ。既にして明治十五年一月、神官と教導職の分離よりして、神宮司廳と神宮教院とは各々獨立するに至れるを以て、爾來大麻頒布は擧げて神宮教院に委任し、其の層本は明治十六年以後、東京帝國大學に於て編成したるものを印

神宮教院

神宮奉齋會

行する事となり、明治三十二年神宮教院を解散して、神宮奉齋會を設立するや、内務省の訓令に依りて之れが頒布方を奉齋會に委任し、翌三十三年神宮神部署の設置せらるゝに及び、此等の事業は神部署の管掌する處となりしも、尙且つ神宮奉齋會をして委託頒布の事に當らしめたるが、大正元年神部署の現行官制の實施と共に、奉齋會の委託を解き、別に全國樞要の地に神部署支署を設け、其の支署管内に直接頒布せしむるに至れり。而して之れが頒布の方法は、神職又は神職の資格ある者、官公吏たりし者、頒布の經歷ある者等に頒布員を囑託し、戸毎に普く頒布せしむるを常法とし、地方に依りては、神職會、篤志者、市町村區長等に囑託するもあり、又は地位名望ある者を名譽頒布員に推舉することなきに非ず。

神樂の奉納

神部署の管掌事務としては、尙此の外に神樂奉納の事あり。往古神樂奉納は私幣として禁止せられ、從來御師の手に依り其の私邸の奉齋所に於て行はれしも、改正以後は神部署の管轄に屬し、内宮外宮共に其の神樂殿に於て奉納せらるゝに至り、之に差等を付して、小神樂、大神樂、大々神樂、別大々神樂、特別大々神樂の五種とし、孰れも皆倭舞を奏し、大々神樂以上には更に人長舞を加へ、別大々神樂以上には又更に舞樂を加へて最も盛華を極む。而して奉納者の趣旨に依り其の初め先づ祝詞を奏上し、神樂終了の後には、大麻並に神前の供物を奉納者に授與せらる。若し夫れ神樂を奉奏せずして、金品御饌を獻納せらるゝ者に對しても、

以上に準じて奉奏の式を行はるゝなり。

神宮の警衛

使命

警衛部職制

神宮の警衛に關しては、昔時は宮奉行、宮目付、山田奉行等ありしも、明治四年の改正に及び神宮司廳に使部四十人を置きて警衛の事に當らしめたるが、爾後屢々改正ありて、明治三十一年八月勅令を以て現今の警衛部職制を定め、衛士長一人奏任待遇、衛士副長二人判任待遇とし、衛士の定員は明治四十五年四月に至りて九十二人とし、判任を以て待遇し、衛士長は大宮司の命を承けて部下を監督し、警衛事務を掌理し、内宮の宮域に神宮警衛部を置き、外宮には其の派出所を設け、瀧原宮及び伊雜宮の兩別宮には見張所を置き、晝夜を別たす警固の任に當る。而して別に消防組を組織して、神宮警衛部の指揮監督の下に四組に分ち、第一組を内宮附とし、組長一人、伍長一人、消防手三十人、第二組を外宮附とし、組長一人、伍長一人、消防手二十五人、第三組を瀧原宮附とし、第四組を伊雜宮附とし、各々組長一人消防手八人を置く。斯くて神宮司廳所屬の判任官、神部署職員中の判任待遇官、神宮衛士副長、衛士及び俗人の進退懲戒は、總べて大宮司より之を内務大臣に具狀するの規定なり。以上神宮司廳の官制、其の所在地、並に神宮警衛等の整備に關しては、明治三十一年七月に於ける宇治山田有志の左の建言を參酌せらるゝ所尠からざりしを想察するに足る。

神宮消防組

神宮ノ儀ニ付建言

宇治山田有志ノ建言

恭シク惟ミルニ

天祖ノ神孫ヲ此ノ國ニ降シ此ノ民ヲ統治セシメ給フ時ニ當リ豊葦原ノ瑞穗ノ國ハ朕カ子孫ノ王タルヘキ地ナリ爾皇孫就テ治ムヘシ寶祚ノ隆ナルコト天壤ト共ニ窮リナカル可シ此ノ寶鏡ヲ視ルコト猶吾ヲ視ルカコトクセヨト詔リ玉ヒ辛酉ノ歲ニ至リ神武天皇畝傍ノ橿原ノ宮ニ即位シ給フ爾來茲ニ二千五百五十有餘年

皇統一系連綿トシテ天ト共ニ長ヘニ地ト共ニ久クシテ赫々タル 皇威六合ニ洽ク金甌無缺ノ一大帝國トシテ萬邦ニ雄飛スル所以ノモノハ固ヨリ

歷朝聖德ノ然ラシムル所ナリト雖モ抑亦

天祖ノ神靈我カ國ヲ冥護シ給フ 御鴻德ニアラサルナキヲ得ンヤ是ヲ以テ之ヲ考フレハ我カ日本帝國ノ爲メ又我カ 皇室ノ爲メ厚ク尊崇スヘキハ天祖ノ神靈ナリ深ク畏敬スヘキハ天祖ノ神威ナリ故ニ古往今來我カ國ニ生ヲ稟クル者上ハ 至尊ヨリ下ハ庶民ニ至ルマテ誰カ 天祖ヲ尊敬シ奉ラサランヤ

明治王政ノ維新ニ際シ百般ノ制度ヲ更正シ或ハ舊來ノ古式ニ則リ或ハ歐米ノ新様ニ由リ長

ヲ採リ短ヲ補ヒ既ニ廢レタルヲ興シ未タ興ラサルヲ創メ文物日ニ進ミ月ニ盛ニシテ政事教
育軍事實業ノ如キ益進歩シテ亦昔日ノ比ニ非ス然ルニ獨疑フ 天祖ヲ崇敬シ奉ルノ大道ニ
於ケル未タ全ク其ノ要ヲ得サルコトアルヲ夫 皇威ヲ萬世ニ傳ヘ國光ヲ無窮ニ輝カサント
セハ能ク其ノ本末輕重ヲ考ヘ根本ヲシテ金鐵ノ堅キニ基礎ヲシテ磐石ノ重キニ措カサル可
カラス然リ而シテ其ノ根本ヲ培養シ其ノ基礎ヲ堅固ナラシムルニハ必ス原動力ナカラサル
ヘカラス抑其ノ原動力トハ何ソヤ曰ク上ハ 聖上ノ尊キヨリ下ハ民衆ノ卑キニ至ルマテ尊
崇シ奉ルヘキ 皇祖ノマシマス

神宮ニ奉祀スヘキ道是ナリ然而シテ明治四年 神宮改正以來舊典古儀慣例等ノ廢ス可カラ
サルヲ廢シ興スヘキヲ興サ、ルモノ一ニシテ足ラス實ニ 聖世ノ一大缺事トシテ慨歎ニ堪ヘ
サル所ナリ

是ニ於テ某等一片ノ赤衷之ヲ默止スルニ忍ヒス敢テ潛越ヲ願ミス去ル明治十七年三月ニハ建
言書ヲ其ノ筋ニ奉呈シテ第一齋王ノ舊儀ヲ復セラレンコト第二神宮御常供田ヲ再興セラレン
コト第三大麻頒布方法ヲ改正アランコトヲ切望シ同廿四年三月ニハ古材拂下ノ件ニ關シ同年
八月ニハ式典ノ御欽定アランコトヲ悃望シ又曩ニハ神宮司廳及神樂殿ノ如キ大厦ヲ宮城内ニ
置カル、コトノ非儀ナルヲ陳シテ之ヲ宮城外ニ移サンコトヲ望ミ祭主殿下並ニ内務宮内ノ兩

大臣ニ建言セシコト前後數回銳意奮發財ヲ抛チ心神ヲ苦メ時ニ或ハ想外ノ疑惑ヲ有司ニ受
ケ或ハ自ラ爲ニスル所アルモノ、如ク種々ノ惡評ヲ受ケテ許多ノ妨害ニ遭遇セシモ某等ハ誠
意誠心ヲ楯トシ忍耐刻苦或ハ貴紳ノ門ヲ叩キ或ハ名士ノ邸ヲ訪ヒ東奔西走シテ宿昔ノ希望ヲ
貫徹センコトニ盡瘁セリ果セルカナ當路者ノ賢明ナル希望ノ幾分ハ之ヲ採納セラレ明治二十
二年六月ニハ御常供田ヲ再興セラレ同年九月ニハ齋王ノ舊儀ニ擬シテ祭主ニハ 皇族ヲ以テ
任セラル、コトトナリ次テ祭主館ヲ造營セラレ同年十月ニハ官林ヲ宮城ニ復セラレタル等ハ
實ニ某等ノ欣喜ニ堪ヘサル所ナリ然レトモ夫ノ神樂殿並ニ神宮司廳轉築ノ事ノ如キニ至リテ
ハ未タ某等ノ希望ヲ貫徹スルコト能ハス實ニ終生ノ遺憾トシ今尙ホ切ニ嘆息スル所チリ

嗚呼明治三十一年五月廿二日ハ抑如何ナル日ナル乎時正ニ午後十一時半猛勢ノ火焰ハ恐レ
多クモ宮城内ナル神宮司廳ノ屋上ニ顯レ忽ニシテ一塊ノ燒土ニ歸シ去リヌ是レ正ニ翌廿三日
午前一時三十分ナリキ此ノ非常ノ時ニ方リ神宮ニ奉仕セル上宮司ヲ始メ下幾多ノ吏員ハ如何
ナル心ヲ以テ心トセシヤ假令火宮城外ニ起ルト雖モ距離數町ノ間ニ在ルトキハ必スヤ正裝シ
テ 御正殿ノ周圍ヲ警護シ奉リ衛士消防夫ノ如キモ盡ク其ノ所ニ集リ最慎重ニ護衛シ奉ルヘ
キナリ況ンヤ宮城内ニ火起リ大厦高殿ヲ燒失セシメタル一大事變ニ於テヤ此ノ際ニ當リ宜
シク古例ニ倣ヒテ萬一ヲ慮リ疾ク他ノ宮ニ 御動座ナシ奉リ神宮職員ハ盡ク正服ヲ纏ヒテ

御正殿並ニ假殿ノ周圍ニ人垣ヲ作り衛士消防夫各部署ヲ定メテ警衛ノコトヲ忘ル可カラス然ルヲ何等ノ緩慢ンヤ何等ノ失體ンヤ只二三ノ神官ニ警衛セシメタルノミナリシトハ然ルニ殆ント三時間ヲ經テ掛ケ卷クモ畏キ 御正殿ノ御屋根ニ發火シ黑煙天ニ漲リ老松古杉ハ朦朧中ニ罩マレ復回スヘカラサル大事ニ及ヒ周章狼狽漸クニシテ 御動座ヲ行ヒ奉リ午前四時二十分ニ至リ全ク消シ止ムルコトヲ得タリキ夫今回ノ異變タルヤ天變ニ非ス地異ニ非ス實ニコレ防衛ノ不行届ニヨルモノト謂ハサルヘラス司廳燒失後數時間ヲ隔テ、恐レ多クモ斯ノ如キ一大變事ヲ惹起サシムルニ至リタルハ怠慢ニ非スシテ何ソヤ蓋御警衛ノ事常ニ鄭重ナラサルニ起因スルノミ茲ニ恭シク歴史ヲ按シテ 御大事ニ關スルコトヲ徵スルニ

光仁天皇ノ寶龜十年(紀元一四三九年)己未ノ歲八月五日丑時御大事

桓武天皇ノ延曆十年(紀元一四五一年)辛未ノ歲八月五日子刻御大事

六條天皇ノ仁安三年(紀元一八二八年)戊子ノ歲十二月廿一日御大事

後西院天皇ノ萬治元年(紀元二三一九年)戊戌ノ歲十二月晦日御大事

靈元天皇ノ天和元年(紀元二三四一年)辛酉ノ歲十二月十三日子刻御大事

以上列記ノ如ク度々御大事アリシト雖トモ其ノ火因タル皆市中ヨリ起リ風威強猛ニシテ人カノ能ク防禦シ得ヘカラサリシニヨリ引テ宮城内ニ及ホシ、モノノミ而シテ御大事ニ及ハ

シトスルヲ慮リ 御正體御神寶ヲ

御遷座シ奉ルニ方リテハ神官禮裝ヲ正シクシテ護衛シ奉リ混雜亂離ノ間秋毫モ威嚴ヲ損セズ未タ曾テ今回ノ如ク不敬極リナキコトアリシヲ聞カス要之我カ國開闢以來二千五百有餘年ノ久シキ未タ曾テ有ラサル大不始末ニシテ明治歴史ニ一大汚點ヲ印セシハ實ニ恐懼ノ至ニ堪ヘサルナリ

抑今回ノ變事ヲ惹起セルハ有司神官等ノ懈慢ノ咎責免ルヘカラスト雖トモ是只近因ノミ願フニ其ノ遠因ハ舊儀古典ヲ蔑如シ廢スヘカラサルヲ廢シ興スヘキヲ興サス所謂根本的基礎ノ確立セサルニ在ルナリ是ニ由リテ之ヲ見レハ當ニ既往ノ責罰ヲ各ムルノミニアラス進ミテ將來ニ於ケル根本的大改革ヲ施シ

神宮ニ於ケル近時ノ弊風ヲ洗滌シ古來ノ式典ヲ尊重シ以テ 皇祖ヲ崇敬シ奉ルノ大道ヲ明ニシ皇業以テ昭ニ國體以テ尊カラシム可キハ實ニ我々臣民ノ俱ニ瞻仰シテ措カサル所ナリ是某等不敏ヲ顧ミス敢テ濫リニ不遜ノ罪ヲ犯シ茲ニ建言陳情スル所以ナリ請フ左ニ項ヲ逐ヒテ之ヲ説カン

第一 神宮現今ノ制度ヲ改革シ一ノ獨立官廳トナシ及ヒ終身官ノ制ヲ設クルコト

按スルニ皇室ノ源泉國家ノ基礎タル 神宮ノ尊嚴干カスヘカラサルハ復多言ヲ要セサルナ

リ而シテ之ニ奉仕スル所ノ職員タル者亦宜シク威信ナカルヘカラス 皇室ニ對シ國家ニ對シ忠實ノ心厚ク典故ニ精通シテ德操アルノ士ニアラサレハ時ニ或ハ失體非行世人ノ侮ヲ招クノミナラス神宮ノ尊嚴ヲ損シ 皇室ノ威嚴ヲ害スルカ如キコトナキヲ保セス宜シク現今ノ如ク内務省ニ隸屬シ長官アルヲ知リテ 神宮アルヲ知ラサルカ如キ觀アルヲ更メ自今以後其規畫ヲ進メラレ他ノ牽制ヲ受クルコトナク行政以外ニ獨立シテ能ク其ノ職責ヲ重ンセシメ偏ニ神宮ノ尊嚴ヲ保チ以テ國家ノ基礎ヲ確立セシムヘキナリ

第二 神宮司廳ヲ宮域外ニ建設スルコト

曾テ數年前神宮司廳ヲ宮域内ニ建設セラレントスルヤ某等其ノ不可ナルヲ唱ヘ潛越ヲ願ミス建議書ヲ其ノ筋ニ捧呈シテ之ヲ休メラレントヲ切望セシモ遂ニ聽カレス料ラサリキ不幸ニモ某等ノ愚見ハ先見トナリ今回ノ大失體ヲ招クニ至ラントハ且ヤ往年神苑會ノ舉アリテ接近ノ人家ヲ退ケ苑地ヲ設ケ以テ靜邃ノ境ヲ擴ム蓋不潔ヲ拂ヒ火災ヲ避クルノ主意ニ外ナラサルナリ然ルニ域内ニ斯ノ如キ大厦ヲ建設ス何ソ矛盾スルコトノ甚シキ其ノ莫大ノ經費ヲ投シタルハ唯一塊ノ火源ヲ域内ニ包藏セシニ外ナラサルナリ願ハクハ斷然之ヲ宮域外ニ退ケ以テ後患ヲ除カレンコトヲ

第二 警衛法ヲ嚴重ニスヘキコト

維新以前ハ山田奉行及ヒ鳥羽田丸ノ二藩嚴カニ 兩宮警護ノ命ヲ奉シ又海岸ニ在リテハ津藩及尾紀二藩ニ於テ防衛スルノ特例アリシカ文久二年ニ至リ護衛ノ爲メ宇治山田ニ兵ヲ募リ藤堂藩士ノ訓練ヲ受ケシメ又海防ノ爲メ津島羽二藩ニ令シテ炮臺ヲ築カシメラレ然シテ明治五年一月ニ至リ兵部省ニ令シテ名古屋分營兵一小隊ヲ派遣セシメ 兩宮ヲ守衛セシメラレシモ同年五月之ヲ罷メラレ爾後別ニ守衛ノ事ナク近時漸ク衛士若干ヲ置キテ警衛シ奉ルコトトナリシモ其ノ員數僅少ニシテ其ノ待遇酷薄ナリ如何ソ能ク 神宮ヲ警衛シ奉ルヲ得ンヤ宜シク特ニ護衛兵ヲ屯營セシメ以テ尊嚴ヲ示スヘキハ當然ノコトニシテ今日之ヲ言フモ尙遲キヲ覺ユルノミ且夫天變地異ハ朝夕ヲ期スヘカラス豈少數薄給ノ衛士ト僅少ノ報酬ヲ以テ命シアル消防夫トヲ以テ萬一ノ時變ニ當ルコトヲ得ンヤ般鑑遠カラス今回ノ變ニ徴シテ昭ナリ彼ノ征清ノ役起ルヤ第三師團兵一大隊ヲ派遣セシメラレシモ是戰時ノ警備ニ過キサリキ之ヲ要スルニ神宮警衛ノ事ハ其ノ常時ト非常時トヲ問ハス今後大ニ畫策經營ヲ要スヘキヲ信スルナリ

第四 兩宮神樂殿ヲ宮域外ニ移スヘキコト

曾テ神樂殿ヲ宮域内ニ建設セラレタルハ某等ノ怪訝ニ堪ヘサリシ所ナリ而シテ近時増築ノ事アリテ益怪訝ヲ深クセリ事體敢テ典禮ニ關セサルカ如クニシテ其ノ實大ニ非ナルモノア

ルナリ況ヤ大厦ノ聳エテ萬一ノ虞アルニ於テヲヤ且夫神樂ハ古來御師ノ邸宅ニ於テ執行シテ以テ衆庶ノ請托ニ應セリ蓋之ヲ宮城内ニ於テ行ハサリシハ私幣ヲ進ムル嚴禁アリシヲ以テナリ 三皇 皇太子ノ尊ト雖トモ尙且時ニ臨ミ 奏聞ヲ經給フニ非サレハ供進セラル、コト能ハス幣帛供進ノ私擅ニスヘカラサル此ノ如ク夫嚴ナリ然ルニ明治四年御師廢止ト其ニ私營ノ慣習爰ニ斷エテ公然之ヲ神宮司廳ノ經紀ニ委シ殿ヲ域内ニ置カル、ニ至レリ今ノ神樂殿ナルモノ是ナリ夫既ニ此ノ如キノ典故ヲ有ス現時經營ノ事識者往々議ヲ爲ス者アリ宜シク古規ニ照シ之カ處置ヲ了セラル、ヲ要ス可キニ似タリ然レトモ今ヤ幣帛供進ノ事復昔日ノ如クナラス衆庶ノ請托ヲ許容セラル、ニ於テハ敢テ禁止ヲ望ム可キニアラサレトモ固是レ私營ニ屬スルノ故ヲ以テ之ヲ域外ニ移シ以テ萬一ノ虞ヲ除ク可キ也

第五 宮域接近地ヲ清淨ナラシメ及ヒ延燒ノ虞ヲ除クヘキ事

宮城内ヲ清潔ニスヘキハ固ヨリ論無シ夫附屬地接近地ニ於テ往々塵芥堆積シ惡水停滯シ或ハ煤烟域内ヲ侵スモノアリスノ如キハ最モ警戒ヲ要ス可キ所ナリ且外宮接近地ニシテ現ニ高樓大厦ノ薈ヲ比フルモノアリ彼ノ寛文大火ノ後人家ヲ退ケ溝渠ヲ穿チ以テ火災汚濁ヲ避ケシメタル當時ノ美德モ今ハ殆ト水泡ニ歸シ去リ此事タル彼ノ高樓大厦ヲ撤去セシメ苟モ火災汚濁ノ避ク可キヲ避ケ以テ能ク尊嚴ヲ保タサルヘカラサル也

教育上の施設
神宮皇學館

以上列記陳辨スル處最現今ノ急務ナル事ヲ信ス伏シテ願ハクハ某等ノ微衷ヲ洞察セラレ遵ニ其不遜ヲ咎ムル事ナク以テ可納採用アラム事ヲ宇治山田ノ民某等謹ンテ白ス

此の他、神宮に於ける教育上の施設として必ず先づ指を屈すべきは神宮皇學館なり。本學館は明治十五年三月、時の祭主久邇宮朝彦親王殿下の令旨に基づきて設立せられ明治三十六年八月勅令を以て官制を定められ、學館の經費は總べて神宮の歳入を以て之に充つ。館長一人勅任又は奏任にして、大宮司の指揮を承け館務を統理し、教授專任十人奏任官たり、助教專任十人判任官たり、共に學生の教授を掌り、學生監三人を置きて教授又は助教の中より之に充て、書記專任三人あり、判任官にして庶務に従事す。而して本學館教育の特色は、皇國の道義を講じ、皇國の文學を修め、國體の精華を發揚すべく倫常を厚うし、文明を補はんとするにあり。

岡田文庫

内宮文庫

皇學館に次ぎて教育方面に指を屈すべきは神宮文庫なり。今其の沿革を釋ぬるに、凡そ六百年前、内宮の神官荒木田經延が宇治の岡田に文庫を經營して岡田文庫と稱したるを起源とす。然るに南朝の正平二年、即ち北朝の貞和三年に至りて火災に罹り、書庫及び圖書の全部を燒失せしより、爾後中絶すること多年なりしも、徳川時代に至り宇治會合所の大年寄衆相謀りて丸山に文庫を興し、之を内宮文庫と稱し、貞享三年には山田奉行岡部駿河守幕命を奉じて黄

林崎文庫

金百五十兩を寄附し、該文庫の費用を補助したるが、丸山の地は濕氣多くして圖書の保管に適せざるが故に、元祿三年其の北隣の高地なる林崎に移轉して林崎文庫と改稱し、教室を設けて子弟講學の所とせり。斯くて碩學鴻儒の來り遊ぶ者多く、又た新版及び藏書を獻納する者相踵ぎ、天明年間に至りては權禰宜蓬萊尙賢が同志と謀りて、書庫、講堂、塾舎等の規模を擴張すると共に珍書を天下に蒐め、同四年には京都の人村井敬義が其の藏書二千部を獻納するあり。之より先き天明二年、本居宣長は林崎文庫の詞を撰し、屋代弘賢之を書し、同五年には柴野栗山が林崎文庫記を撰し、淺野長祚之を書し、何れも同文庫の庭内に建碑せられたり。

豊宮崎文庫

外宮に於ては、權禰宜出口延佳、與村弘正、岩出末清等の首唱に依り慶安元年高倉山の麓なる豊宮崎に文庫を建て、之を豊宮崎文庫と稱し、外宮神官の子弟修學の校舎に充て、神典、國史、漢籍、醫書、歌學、其他の雜書を藏め、獨り佛教に關するものは之を省きたりしが、其の維持極めて困難に陥りしかば、萬治四年將軍家綱黄金若干を下して費用を補ひ、山田奉行も亦之れが保護に努めたる結果、幕府下附の黄金を以て知行米二十石の田地を購入し、其の所得に依りて維持費及び書籍費に充て、尙且つ四方より珍籍奇書を寄贈せらるゝこと尠からずして、和漢の圖書庫内に充棟し、文庫の名聲益々世に高まりたれば、山崎闇齋、室鳩巢、

神宮文庫の由來

貝原益軒、伊藤東涯、井澤長秀、谷重遠を始めとし、近代に至りては本居大平、大鹽平八郎、猪飼敬所、藤森大雅、齋藤拙堂の如き學者の來りて書を講ずる者多し。惜むらくは明治十一年正月火災に罹り、文庫二字講堂一字を焼失せりと雖も、幸に圖書の全部二萬七百四十五冊は其の厄を免るゝを得たり。

神苑文庫

神宮文庫は即ち内宮に於ける林崎文庫及び外宮に於ける豊宮崎文庫の藏書を併せ、更に神宮司廳に引繼を受けたる内宮文殿、外宮神庫、内宮子良館、外宮子良館の圖書記録類、及び舊徵古館、農業館の所藏圖書一萬八百三十五冊、古事類苑出版事務所の圖書六千八百冊、並に新購入又は新寄贈に係れるものを包藏するに至れり。之より先き明治六年、林崎文庫の所有名義者たる元會合衆大年寄は文庫の建物及び藏書の全部を神宮に獻納し、神宮司廳は之を受けて明治三十九年に至り、其の林崎文庫を現今の地に移轉改築し、之を神宮文庫と改稱したり、既にして明治四十四年、神苑會は豊宮崎文庫の藏書全部を買収して又た神宮に獻じ、尙且つ神苑文庫を新築して規模を宏大ならしめんが爲め、之れが新築費をも獻納せしかば、乃ち地を倉田山徵古館の後方、御幸通を隔てたる東南の丘上に相し、現在の神宮皇學館に隣接して新築せらるゝことなれり。

社會的敎育事業に關する徵古館及び農業館

更に神宮の社會的敎育事業の方面に於ける經營としては、倉田山に徵古館及び農業館の設立

あるを見るべし。此二館は共に神苑會の事業として建設せられ、其の農業館は明治三十七年八月の起工に係り、三十八年三月を以て竣工し、其の徴古館は三十九年十一月の起工に係り四十二年五月を以て竣工し、四十四年四月同時に神苑會より神宮に獻納せられたり。而して徴古館には神宮の寶物、神宮に縁由ある古器及び圖書、並に歴代文物の沿革を徴すべき資料を陳列し、農業館には殖産興業の資料に備ふべき農産物、林産物、水産物、蠶絲類、及び農作、種樹、漁獵、牧畜等に關する器具並に模型又は圖書を陳列し、我國の農業に關する専門博物館の随一たり。蓋し天照皇大神が畏れ多くも親から蠶を養ひ給ひ、豊受大神が農事食饌の道を開き給ひしに鑑みて、斯る農事博物館の設立は其の意味洵に深長なりと謂はざるべからず。

第七章 兩大神宮の造替、遷宮及び宮域

第一節 式年造替の制

千古の威靈を宿して、國民萬代の忠誠を捧げつゝある兩大神宮の社殿は、如何にして風雨霜雪を凌ぎ給へるにや、倭姬命が垂仁天皇の朝、皇大神の御靈代を五十鈴川上に鎮座ましまする其の時、將た又た雄略天皇の朝、度會神主の遠祖大佐々命をして、豊受大神を山田の原に遷し參らせたる其の時、底つ岩根に宮柱太知り、宇治山田に千木高知りて坐しませる御模様は如何なりしや、舊記湮滅して今之を知るに由なきも、天武天皇の御世に至りて、式年造替遷宮の制を立て給ひ、皇大神宮は持統天皇の四年に、豊受大神宮は其の六年に、第一回の造替を行はせられたることを畏こけれ。

式年造替
遷宮の制

正遷宮

假殿遷宮

式年遷宮は假殿遷宮に對して、正遷宮と稱し、前遷宮の年より數へて二十年目に造替遷宮あるを言ふなり。而して其の年、其の月日にも定期ありて、之を式年式月式日と言ふ。假殿遷宮とは、變災の爲めに臨時に遷宮を行はせらるゝを言ふなり。されど時勢に變遷あり、國運にも亦消長ありて、二十年目一回の正遷宮は、時に或は十七八年目なる事なり。又た二十五

六年目なる事あり、是れ尙ほ可なりとすべし、甚しきは戦亂の世、百數十年間、朝野共に其の造替を顧みるに違なかりし事さへありき。

佛教の勢

奈良朝の頃には、佛教の勢力盛にして、兩大神宮も其の餘燄を浴び、寺院を域内に建立して神宮寺と稱したるが如き、或は丈六の佛像を伊勢大神宮に造れること、續日本紀文武天皇の二年十二月、並に孝謙天皇の天平神護二年七月の條に見えたり。されど天災變異之れが爲めに起りしかば、光仁天皇の寶龜三年八月には、其の神宮寺を飯高郡に移し、同五年七月には寺田さへも神郡内に置くべからずとの官符を下されたり。斯くて佛教の勢力を神域外に驅逐し終れりと雖も、盛衰は時運と共に免るゝこと能はず、式年の遷宮も亦其の制定の如くならざりしは、暫く左表に依りて之を窺ふを得べし。

式年遷宮表

皇大神宮

- 一、持統天皇の四年九月十六日、東
- 二、元明天皇の和銅二年九月十六日(十七年目)西
- 三、聖武天皇の天平元年九月十六日(廿一年目)東
- 四、同 天平十九年九月十六日(十九年目)西

皇大神宮

- 五、稱徳天皇の天平神護二年九月十六日(廿年目)東
- 六、桓武天皇の延暦四年九月十八日(廿年目)西
- 同 延暦十一年(正殿炎上臨時遷宮)西
- 七、嵯峨天皇の弘仁元年九月十六日(廿六年目)東
- 八、淳和天皇の天長六年九月十六日(廿年目)西
- 九、仁明天皇の嘉祥二年九月十六日(廿一年目)東
- 一〇、清和天皇の貞觀十年九月十六日(廿年目)西
- 一一、光孝天皇の仁和二年九月十六日(十九年目)東
- 一二、醍醐天皇の延喜五年九月十六日(廿年目)西
- 一三、同 延長二年九月十六日(廿年目)東
- 一四、朱雀天皇の天慶六年九月十六日(廿年目)西
- 一五、村上天皇の應和二年九月十六日(廿年目)東
- 一六、圓融天皇の天元四年九月十七日(廿年目)西
- 一七、一條天皇の長保二年九月十六日(廿年目)東
- 一八、後一條天皇の寛仁三年九月十七日(廿年目)西

- 一九、後朱雀天皇の長曆二年九月十六日(廿年目)東
- 二〇、後冷泉天皇の天喜五年九月十六日(廿年目)東
- 二一、白河天皇の承保三年九月十六日(廿年目)東
- 二二、堀河天皇の嘉保二年九月十六日(廿年目)西
- 二三、鳥羽天皇の永久二年九月十六日(廿年目)東
- 二四、崇徳天皇の長承二年九月十六日(廿年目)西
- 二五、近衛天皇の仁平二年九月十六日(廿年目)東
- 高倉天皇の嘉應元年十二月十六日(正殿炎上臨時遷宮)東
- 二六、同 承安元年九月十六日(廿年目)西
- 二七、後鳥羽天皇の建久元年九月十六日(廿年目)東
- 二八、土御門天皇の承元三年九月十六日(廿年目)西
- 二九、後堀河天皇の安貞二年九月十六日(廿年目)東
- 三〇、後深草天皇の寶治元年九月十六日(廿年目)西
- 三一、龜山天皇の文永三年九月十六日(廿年目)東
- 三二、後宇多天皇の弘安八年九月十六日(廿年目)西

三三、後二條天皇の嘉元二年十二月廿二日(廿年目)東
 三四、後醍醐天皇の元亨三年九月十六日(廿年目)西
 三五、後村上天皇の興國四年十二月廿八日(廿一年目)東
 三六、同 正平十九年二月廿六日(廿年目)西
 三七、後龜山天皇の元中八年十二月廿日(廿八年目)東
 三八、後小松天皇の應永十八年十二月(廿一年目)西
 三九、後花園天皇の永享三年十二月十八日(廿一年目)東
 四〇、同 寛正三年十二月廿七日(卅二年目)西

遷宮の中
 此に於て一言すべきは、後龜山天皇の元中八年の正遷宮は、後村上天皇の正平十九年より二
 十八年目にして、稍異例なるに、後花園天皇の寛正三年の正遷宮は、更に之より甚しく遅れ
 て三十二年目なるは理由あるべき事なり。そは嘉吉の亂後、京洛には山名細川兩黨の軋轢あ
 り、關東には古河公方の跋扈するありて、將軍の威令行はれず、朝廷も亦式微の徵あるに依
 るを見るべし。殊に應仁の亂は洛中の大半を灰燼に歸せしめ加ふるに永正中天下屢々大に飢
 え之に繼ぐに戰國時代を以てし、東西干戈止む時なかりしかば、寛正三年の正遷宮以來天正
 十三年に至る迄百二十餘年間、皇大神宮の社殿は空しく風雨霜雪の弄ぶに任せられたるぞ悼

まじぎの限りなる。

- 四一、正親町天皇の天正十三年十月十三日(百廿四年目)東
- 四二、後陽成天皇の慶長十四年九月廿一日(廿五年目)西
- 四三、後水尾天皇の寛永六年九月廿一日(廿一年目)東
- 四四、後光明天皇の慶安二年九月廿五日(廿一年目)西
- 後西院天皇の萬治二年十一月廿五日(正殿炎上臨時遷宮)西
- 四五、靈元天皇の寛文九年九月廿六日(廿一年目)東
- 同 天和三年三月十日(正殿炎上臨時遷宮)東
- 四六、東山天皇の元祿二年九月十日(廿一年目)西
- 四七、同 寶永六年九月二日(廿一年目)東
- 四八、中御門天皇の享保十四年九月三日(廿一年目)西
- 四九、桃園天皇の寛延二年九月一日(廿一年目)東
- 五〇、後櫻町天皇の明和六年九月三日(廿一年目)西
- 五一、光格天皇の寛政元年九月一日(廿一年目)東
- 五二、同 文化六年九月一日(廿一年目)西

- 五三、仁孝天皇の文政十二年九月一日(廿一年目)東
 - 五四、孝明天皇の嘉永二年九月二日(廿一年目)西
 - 五五、明治天皇の明治二年九月四日(廿一年目)東
 - 五六、同 明治廿二年十月二日(廿一年目)西
 - 同 明治三十三年十月二日(正殿炎上臨時遷宮)西
 - 五七、同 明治四十二年十月二日(廿一年目)東
- 右表中、回数を附したるは正遷宮にして、回数を附せざるは臨時遷宮なり、而して東西とあるは正殿宮地の位置を示せるなり。更に遡りて第一回の正遷宮を考ふるに、舊記或は持統天皇の白鳳十三年九月十六日と爲す、然れども白鳳は持統朝の年號に非ず、且始めて式年の制を定められしは天武天皇なるを以て見れば最初の遷宮は天武の朝に行はれたるものゝ如きも、二所太神宮例文には之を持統天皇の四年なりとす、故に本表は暫く之に従ふ。

皇大神宮
第一回の
正遷宮

豊受大神宮

- 一、持統天皇の六年九月十五日
- 二、元明天皇の和銅四年九月十五日(十七年目)
- 三、聖武天皇の天平四年九月十五日(廿二年目)

豊受大神宮

第一節 式年造替の制

- 四、孝謙天皇の天平勝寶元年九月十五日(十八年目)
- 五、稱徳天皇の神護景雲二年九月十五日(十九年目)
- 六、桓武天皇の延暦六年九月十五日(二十年目)
- 七、嵯峨天皇の弘仁三年九月十五日(廿六年目)
- 八、淳和天皇の天長八年九月十五日(廿年目)
- 九、文徳天皇の仁壽元年九月十五日(廿一年目)
- 一〇、清和天皇の貞觀十二年九月十五日(廿年目)
- 一一、宇多天皇の寛平元年九月十五日(廿年目)
- 一二、醍醐天皇の延喜七年九月十五日(十九年目)
- 一三、同 延長四年九月十五日(廿年目)
- 一四、朱雀天皇の天慶八年十二月(廿年目)
- 一五、村上天皇の康保元年九月十五日(廿年目)
- 一六、圓融天皇の永觀元年九月十五日(廿年目)
- 一七、一條天皇の長保四年九月十五日(廿年目)
- 一八、後一條天皇の治安元年九月十五日(廿年目)

- 一九、後朱雀天皇の長久元年九月十五日(廿年目)
- 二〇、後冷泉天皇の康平二年九月十五日(廿年目)
- 二一、白河天皇の承暦二年九月十五日(廿年目)
- 一二、堀河天皇の承徳元年九月十五日(廿年目)
- 二三、鳥羽天皇の永久四年九月十五日(廿年目)
- 二四、崇徳天皇の保延元年九月十五日(廿年目)
- 二五、近衛天皇の久壽元年九月十五日(廿年目)
- 二六、高倉天皇の承安三年九月十五日(廿年目)
- 二七、後鳥羽天皇の建久三年九月十五日(廿年目)
- 二八、順徳天皇の建暦元年九月十五日(廿年目)
- 二九、後堀河天皇の寛喜二年九月十五日(廿年目)
- 三〇、後深草天皇の建長元年九月廿六日(廿年目)
- 三一、龜山天皇の文永五年九月十五日(廿年目)
- 三二、後宇多天皇の弘安十年九月十五日(廿年目)
- 三三、後二條天皇の嘉元四年十二月(廿年目)

- 三四、後醍醐天皇の正中二年九月十五日、(廿年目)
- 三五、後村上天皇の興國六年十二月廿七日(廿一年目)
- 三六、後龜山天皇の天授六年九月八日(卅六年目)
- 三七、後小松天皇の應永七年二月廿八日(廿一年目)
- 三八、稱光天皇の應永廿六年十二月廿一日(廿年目)
- 三九、後花園天皇の永享六年九月十五日(十六年目)

異例と中絶

此に於て又一言すべきは、後龜山天皇の天授六年に於ける正遷宮は、三十六年目なるの異例を致せるもの、是れ實に南北兩朝の争亂に依るを知るべし。而して後花園天皇の永享六年以後に於ては、天下亂麻の如くにして弱肉強食、吞噬搏奪殆んど寧歲なく、永祿六年に至る迄百三十年間、豊受大神宮の正遷宮を中絶するの止むを得ざるものありしを悲む。

- 四〇、正親町天皇の永祿六年九月廿三日(百三十年目)
- 四一、同 天正十三年十月十五日(廿二年目)
- 四二、後陽成天皇の慶長十四年九月廿七日(廿五年目)
- 四三、後水尾天皇の寛永六年九月廿三日(廿一年目)
- 四四、後光明天皇の慶安二年九月廿七日(廿一年目)

- 四五、靈元天皇の寛文九年九月廿八日(廿一年目)
- 四六、東山天皇の元祿二年九月十三日(廿一年目)
- 四七、同 寶永六年九月五日(廿一年目)
- 四八、中御門天皇の享保十四年九月廿日(廿一年目)
- 四九、桃園天皇の寛延二年九月四日(廿一年目)
- 五〇、後櫻町天皇の明和六年九月六日(廿一年目)
- 五一、光格天皇の寛政元年九月四日(廿一年目)
- 五二、同 文化六年九月四日(廿一年目)
- 五三、仁孝天皇の文政十二年九月五日(廿一年目)
- 五四、孝明天皇の嘉永二年九月五日(廿一年目)
- 五五、明治天皇の明治二年九月七日(廿一年目)
- 五六、同 明治廿二年十月五日(廿一年目)
- 五七、同 明治四十二年十月五日(廿一年目)

豊受大神宮第一回正遷宮

右表中、豊受大神宮第一回の正遷宮に關しては、舊記或は持統天皇の朱鳥二年九月十五日と爲す、然れども本表は、二所太神宮例文の註記に従ひて、持統天皇の六年説を採れり。故に

其初に於ては二十年目毎に造替せらるべき式年の制に符合せずと雖も、必ずしも其制に拘泥して年數を逆算するを須むざるべし。而して徳川時代に至りては、後村上天皇の興國四年に於ける廿一年目遷宮の例に倣ひ、後水尾天皇の寛永六年以後二十一年を式年と定めて以て今日に及べり。且つ上古に在りては、皇大神宮と豊受大神宮とは、二年を隔て、造替遷宮の例なりしも、天正十三年兩宮同時に行はれし以來、兩宮同年の制を定めて現今に至れり。

第二節 造營に關する職務及び諸費

造宮使及び其の選任

神宮の造替は國家の重大事なるを以て、古來特に造宮使なる職制を設け、造替に關する一切の事務を掌らしむ。而して其造宮使には、使一人、次官一人、判官一人、主典二人を置き、使は又た長官といふ。此等の吏員は前式年より十七年目の十月を以て、中臣氏より選任せらるゝを例とせしも、平安朝の末頃よりは、多く神宮祭主を以て兼任せしめ、徳川時代に至りては、山田奉行を造神宮奉行と爲し、御造營に關する一切の事を掌らしめられたれば、舊來よりの造宮使の名は存すれども、其の實は造神宮奉行の手に於て事細大となく行はれたり。

工匠及び役夫作所

造宮使の下に在りて實際造替の工事に従ふ者は、工匠及び役夫にして、此等は其の初め諸國の神戸より採用し、又は朝廷より差遣せらるゝの例なりしも、後には作所と言へる職を置き

頭工

神宮の神官を以て其の長に補し、頭工以下役夫を監督して工事を行ふことゝなれり。而して其の頭工は一頭毎に頭一人、頭代一人、小工九人、合計十一人あり、頭は即ち組なり、内宮には四組四十四人を置き、外宮には三組三十三人を置く、蓋し内宮に一組多きは、別に荒祭宮を擔任するが爲めなり、斯くて此等の工匠は後世に至りて土着の人々を採用せしより遂に世襲の家職となれる者あり。此の他朝廷よりして又特に造宮監理の職を置かれしことあり、之を伊勢遷宮行事といひ、其の行事の長官を上卿と稱し、上卿の下に行事辨、行事使あり、概ね京都に居る。而して營に監理の任に當るのみならず、造替工事着手の時日勘定、祭物の供進、造營料の徴收をも掌らしめられし事あり。

伊勢遷宮行事

神寶使奉遷使覆勘使本樣使

以上は直接御造營に關する官職なりと雖も、此の外、御遷宮に際してのみ朝廷より參向せしめらるゝ使に、神寶使、奉遷使、覆勘使、本樣使等あり。神寶使は又た造營神寶御裝束使といひ神寶御裝束を奉り、奉遷使は新宮遷御に臨みて參向し、覆勘使は諸殿造營の成績を監査し本樣使は前度の神寶裝束の様式を勘録する爲めに差遣さるゝなり。

造神宮使廳官制

明治三十一年に至り、勅令第百二號を以て造神宮使廳官制を定められ、造神宮廳は内務大臣の監督に屬し、神宮の造營及び神寶裝束調進の事を掌り、使一人、副使一人、主事一人、技師、屬、技手、各若干人を置く。其の使は即ち長官にして、神宮祭主を以て之に充つ、廳中

造營工事の着手

の事務を管理し、所屬の官吏を統督し、判任官以下の進退を專行す。副使は即ち次官にして勅任とし、内務省高等官をして兼務せしめ、現今に於ては神社局長之に補せられ、使の事務を佐け、又た其の代理たることあり。主事は奏任にして、使及び副使の命を承け、廳中の事務を分掌す。蓋し古は造宮使を臨時の官と爲せしも、今日に在りては常置にして、其廳は内務省内にあり。而して造營工事は、前遷宮より十七年目を以て着手し、四年にして完成し、即ち二十年目に遷宮を行ふを古例としたりしが、近來に於ては前式年より十四年目を以て工事に着手し、八年にして落成し、即ち二十一年目に遷宮を行ふを定例とせらる。

造營の費用

此等式年造營の費用は、上古に在りては神戸の徵税を以て之に充て、火災其の他臨時の事變に依り造替を要する場合に於ては、近方の國司に命じて、朝廷に納むる正税より支辨せしめられし事あり。然るに神戸の徵税全きを得ずして、臨時の造替は勿論、式年の遷宮費も亦不足を告ぐるに至りしより、専ら正税を以て之を補ひ、遂には太政官より諸國に令して其の費用を徵發せらるゝに至れり、之を役夫工米と稱す。此の役夫工米の徵收は容易の事にあらずして、第二十七回目の御造替には諸國の地頭其の費を献納するに躊躇せしかば、將軍源賴朝は朝命に依りて天下に令するに、神宮の御造替は國家の大事なるに、諸國の地頭等之れが役夫工米未済の聞えあり、二十ヶ年に一度の役、旁々懈怠あるべからざる旨を以てしたり。爾後

役夫工米

鎌倉時代を経て室町時代に及ぶや、應仁の亂に次ぎて戰國割據の世と爲り、朝廷の式徵と共に御造替の費用を求むるに法なく、豐受大神宮は永享六年より永祿六年に至る百三十年、皇大神宮は寛正三年より天正十三年に至る百二十四年の間空しく風雨に荒みて、人をして其廢を寒からしむるものありしは、洵に遺憾の極と謂はざるべからず。

慶光院清順尼の功績

當時神都の慶光院三世の主は清順尼なる者あり、本姓は山本、近江の人、幼にして尼と爲り諸國を遍歴す、後ち伊勢に來り慶光院守悦上人の弟子と爲り、遂に同院智珪尼に繼ぎて其の三世たり。天文十八年、諸方に勸進して宇治橋を造營し、將軍足利義教が寄進したる以來荒廢に屬したりしを再興し、後奈良天皇の歡感に預りたる名譽を以てして、更に外宮の正遷宮に全力を捧げたるは洵に奇特とすべし。

宇治橋の改築

新らしく宇治の大橋かけまくも

かしこき神のためしなるらむ(三室戸和光)

此の歌は現今の宇治橋に對して神宮大官司三室戸子爵の詠せしものなるが、宇治橋は今在家町と神苑地とを連絡して五十鈴川に架せられ、其昔は御裳瀧川橋と稱したりき、長さ三百尺、幅二十六尺、兩袖十八尺、反り六尺、擬寶珠十六基を装置し、東西に大鳥居を建てたるは神々しさの限りなり。

外宮の正遷宮

借ても宇治橋を改築したる清順尼は、百數十年間廢頽に歸したる外宮の現状を慨し、獨力にて之れが正遷宮を營まんことを志し諸國に勸化すること十一年間、されど僧尼の身を以てしては神慮の恐れありとし、師職足代弘興の名を以て永祿六年九月二十三日外宮の正遷宮を見るに至れるは、其の功千歳に没すべからざるものあり、故ある哉清順尼は上人の號を賜ひ、足代家は勅旨に依りて永く權禰宜に補せられ、明治三十八年十一月、特に清順上人に従三位を追贈せられたり。

周養上人の功績

清順上人の後を承けたる慶光院四世周養上人も亦敬神の志深く、元龜二年二月より諸國を勸化し、天正三年三月十六日内宮の假遷宮を行ひ、更に同十一年六月より再び諸國を勸化し、同十三年十月十三日を以て内宮の正遷宮を、同月十五日を以て外宮の正遷宮を行ふを得たり故を以て明治三十八年十一月特に正四位を追贈して其功を顯彰せられたるは、聖恩枯骨に及べるものと謂ふべきなり。

神宮と織田信長及豊臣秀吉

此の周養上人の功績と共に併せ記すべきは織田信長と豊臣秀吉の敬神の念深かりし事なり。信長秀吉は戰國に生れ、武辨を以て世に立ちしも、英雄の英雄たる眞價には自ら凡人の窺ひ及ばざる美點あるを知らざるべからず。即ち周養上人が勸進募財の計畫を立つるや、信長其の擧を美なりとし、天正十年正月、上部越中守、平井久右衛門の二人を伊勢に遣して御遷宮

奉行と爲し、且造營の諸費は其の多寡を論せず信長自ら寄進すべき旨を大宮司に通達せしめたり。然るに同年六月本能寺の變ありて、其志を遂ぐることを能はざりしに依り、豊臣秀吉之に代りて周養上人の美擧を扶け、天正十二年三月、金五百枚、米千石を献納し、翌十三年遂に兩宮の正遷宮を見るに至れり。爾來遷宮の久しく中絶したるを再興し、神威の益々烈赫なるを拜す。されば徳川時代に入りては、慶長年度の御遷宮より御造替料三萬石と定め、式年毎に正確に御遷宮を行ひ、明治以後一切の費用は國庫の支辨として、國民一般に負擔するに至りしは、皇祖即ち國祖に仕へ奉るべき國民の本分と謂ふべきなり。

第三節 遷宮及び其前後の式典

兩宮の造替及び遷宮は國家の重大事にして、從て其の式典の壯嚴鄭重なるは多言を要せず。而して造替の用材は一定の御杣みそまより伐採し、昔時は内宮の御杣は神路山、外宮の御杣は度會郡阿曾山と定まりたり。

明治天皇御製

度會の宮木とならむ杣山は

若木のかげも小高かるらむ

第三節 遷宮及び其前後の式典

神路山

神路山は皇大神宮域より南方一帯の連峯を總稱し、古書には神道山、天照山、神垣山、宇治山等と記されたり、志摩の國境に亘りて、五十鈴川の溪流其の間を縫ひ、幽邃清冽の風景他に多く比すべからず、林信充の詩あり、

神路月

山粧烟黛面。地鋪風霜練。月如神德明。行人仰首見。

阿曾山

阿曾山は野後村阿曾の地にして、別宮瀧原宮の南に聳え、宮川の上流なる一帯の山岳をいふなり。然るに鎌倉時代に至りては、神路山に良材乏しく、嘉元二年第三十三回の内宮御造替當時より特に勅許を得て御杣を多氣郡江馬山に改む。江馬山は同郡荻原村大字江馬にありて古は其附近一帯の總稱なり、有名なる大杉谷ありて、宮川の上流、大臺ヶ原山の一部なり。されど南北朝時代には、伊勢國內擾亂の爲めを以て、江馬山の材を採ること能はず、參河國設樂山を御杣と定められしが、天授六年外宮第三十六回の御造替當時より美濃山を以て御杣とし時に或は江馬山よりも伐採せられたり、美濃山は即ち木曾山なり。斯くて文化六年第五十二回の御造替よりして、兩宮共に木曾山を御杣とし、以て今日に至れるなり。抑も御造替工事に關する諸種の式典中、先づ第一に行はるゝものは山口祭にして、即ち御杣山に坐せる神を山の入口に於て祭り、以て伐木の安全を祈るなり。而して御杣は屢々變更せ

江馬山
設樂山
木曾山

山口祭

られたるも其の往古に於ては用材を宮域に於て伐採せしが故に、山口祭は自から宮域内に行はるゝの例と爲り、内宮に在りては其の域内なる石井神社の舊地、外宮に在りては土宮の傍なる祭場に於て行ひ、忌物、神饌、白鷄、鶏卵を供へ、五色の幣帛を四方に立て、祭儀を執行し、終つて五丈殿にて饗膳の式あり。

木本祭

次に木本祭あり、山口祭を行ひたる夜に於て、心御柱の用材一本を伐採するの祭儀なり。尤も嘉元二年以後は御杣山を他に移されたりと雖も、而かも正殿の心御柱たるべき用材は、舊に依り宮域内にて伐採せらるゝを以て、乃ち其の木の本にて祭儀を執行し、之れが執行の方は山口祭に同じ。儀祭畢れば則ち其の木を伐り、内宮に於ては御稻御倉に、外宮に於ては外幣殿に納め置きて、遷宮の當年を待つなり。

御杣山木
本祭

されど御用材の總てが宮域内に於て伐採せられたる當時に在りては、山口祭、木本祭を行へる後、直に伐木に着手せられたりしも、嘉元以降御杣山を他に定められしより、更に其の御杣山木本祭を行ふに至り、即ち山神を祭りて伐木工事の安全を祈ること山口祭に同じ、但し造神宮使廳の官吏及び工匠のみ之に参加し、神宮の神官は之に臨まず。

御木分

以上の諸祭を畢れば、則ち木曾山に於ける用材の伐木に着手し、其の伐木には各々「大一」の文字を烙印して、之を尾張國錦織繩場に出し、其處より海路伊勢の大湊の貯木場に送る、貯木場

の東には長さ百數十間の浪除堤防あり、享保五年山田奉行保科丹後守が、幕府の命を受けて築けるものなり。斯くて大小の用材大湊の貯木場に集まるや、造神宮使應の吏員出張して、其の寸尺及び品質を檢分し、内宮御料と外宮御料とを分け定む、之を御木分と稱す。

御桶代木
奉曳式

御木分を畢れば御桶代木の奉曳式を行ふ。御桶代とは御神體を奉安する御櫃にして、皇大神宮儀式帳に據れば、深一尺四寸、内八寸三分、徑二尺、内一尺六寸三分とあり、而して用材奉曳の先登は即ち此の御桶代の御料材にして、内宮に在りては、五十鈴川を廻りて四郷村の北中村に到れば、神官及び造神宮使吏員此處に奉迎し、更に上流なる御手洗の處より曳き揚げ大宮司以下の神官等修祓を行ひて、然る後直に東寶殿の床下に納め奉る。外宮に在りては、宮川を廻り山田中島町に至りて曳き揚げ、此處より車に積載して外宮の北御門口に到れば、大宮司以下奉迎修祓し、直に西寶殿の床下に納め奉る、之を御桶代木奉曳式と稱す。

御木曳初
式

御桶代木の奉曳式に次ぎては、正殿の御棟木に充つべき巨材及び其他の用材を順次曳き奉り大宮司以下の神官及び造神宮使吏員等奉迎して修祓の式を行ふ、之を御木曳初式といふ。昔は内宮の御木曳初式は、宇治六郷の人民勞力献納の美風に依り、五十鈴川を奉曳し御手洗場より曳き上げ、二之鳥居にて修祓を行ひたる後、正殿の用材は五丈殿の前に、其他は各別宮の古殿地に安置す。外宮用材は山田小川町、本町、中島町、八日市場町の人民、車に積載し

木曳役夫

て奉曳し、北御門口鳥居の處に到りて修祓を行ひ、正殿の用材は五丈殿の前に、其他は各別宮の古殿地に安置すること内宮に同じ。而して此等の木曳役夫は、徳川時代に入りてより、内宮は慶光院の手にて豊濱村大字磯村の村民之を勤め、外宮は春木大夫の手にて山田町民之を勤めたりしが、明治二十二年以後、總べて造神宮使應の役夫を用ふるに至れり、此の役夫を世俗には御木曳と稱す。

木造始祭

御木曳既に畢るや、茲に手斧始めとして木造始祭を行はる、即ち御造替工事に着手するの儀式にして、先づ御棟持柱たるべき用材を五丈殿前に安置し、造神宮技師技手等神饌を供し、正殿に向つて拜し終るや、乃ち其の御木を打ちて工事始の式と爲す。外宮に於ては明治二年度の造營迄は、此式を内玉垣御門の前に行ひたりしが、明治二十二年度より改めて五丈殿前に行はるゝに至れり、蓋し此式は古代に在りては行はざりしも、遷宮例文に依り爾後頗る嚴儀となれるなり。

鎮地祭

手斧始を畢れば、則ち新に御造替すべき大宮地の神を祭り、宮所の永遠に固く安らかならんことを祈る。之を鎮地祭、地鎮祭、又は地曳祭ともいふなり。忌物、神饌、白鷄、鶏卵等を供へ、五色の幣帛を御敷地の中央及び四隅に立て、忌鎌を執りて草刈の式を爲し、又た忌鎌を執りて地均しの式を行ふ。

假御樋代
木伐採式

斯くて御遷宮の場合に至り、舊殿の御樋代より新殿の御樋代に御神體を遷し奉るの時、遷御の途中のみ御神體を奉安すべき假御樋代と假御船代とを要す、御船代とは御樋代を奉安する船形なり。此に於て御杣山に在りては之に用する料材を伐採するに當りて祭儀を行ふ、之を假御樋代木伐採式と稱す。此式は造神宮使吏員のみを以て行ひ、技手先づ御料材の修祓を爲し神饌を奉奠して、然る後に伐採し、之を荒薦に裏みて更に修祓を行ふの式なり。

立柱祭

古代に於ては、地鎮祭と共に立柱祭を行はれたるも、現今は遷宮の當年に至りて行はる。即ち正殿の御柱を立つる式にして、建築工事の第一着なり。當日は造神宮主事諸般の事を指揮し、大宮司以下の神官之に参列し、先づ造神宮屬に依りて神饌を献せられ、屋船神を祭り、次に小工は正殿の御柱所に進みて、中央の柱より四隅の柱、更に東西の柱と順次に槌を以て打ち固むるの式なり。

御形祭

御形祭とは、柱に圓形を穿ち奉る式にして、正殿の構造略ぼ成れるの時、造神宮使吏員は神饌を献じて屋船神を祭り、火結神を鎮め、技師及び技手は正殿東西の妻柱たる短柱に、一々圓形を穿ち奉るなり、此式は兩大神宮以外に稀有の例なりといふ。

上棟祭

次に正殿の棟木を揚ぐるに當りて上棟祭を行はる。即ち先づ御棟木高く二條の白布を長く懸け、弓矢及び白幣を飾り置き、大宮司は造神宮主事に向ひて、正殿に瑞垣との位置の舊規に違背することなきやを問ひ、主事は之を技師技手に傳へて測量せしめ、敢て舊規に違ふことなきを確めたる後、小工は御棟木の白布の引綱を博士木に結び付くるや、大宮司以下の神官相列なりて、其の引綱に手を掛け、御棟木を引き揚ぐるの狀を爲し、御棟の上には小工一人。

千歳棟、萬歳棟、曳々億棟

と音頭を取り、外宮にては曳々億棟を曳々棟と呼び、他の小工之に和し、槌を以て御棟木を打ち固め、斯くて造神宮屬は神饌を供へ屋船神を祭りて式を畢るなり。

檐付祭

正殿の構造成りて、次に御萱を屋根に葺き始むるに當りて檐付祭を行ふ。即ち造神宮屬は神饌を供へて屋船神を祭り、技手は役夫を督して正殿南の檐端に御萱を葺き奉る。

葦祭

次に葦祭を行ふ。氏經神事記には、御鯉木を上げて葦を祭るとあり、遷宮例文には、左右の泥障板を上げ奉るとあれど、近來は正殿の葦覆の波金物と千木の逆輪とを打ち奉る祭儀となれり。即ち内宮は御階の六段目に、外宮は御階の三段目に金物等を飾り、神饌を供して屋船神を祭り、火結神を鎮め、造神宮技手は小工を率ゐて之を打ち奉るの式なり。

御戸祭

次に御戸祭を行ふ、一に御戸立祭と稱す、即ち正殿の御扉を造り奉るに際しての祭儀にして神饌を供し屋船神を祭り、造神宮技手は大床に昇りて御扉に御鑰穴を穿ち奉るなり。

御船代祭 御造營工事に關する祭儀は大略叙上の如し、而して御神體を奉安する御船代を作り奉るに當り、其の用材の伐採より之を製作して奉納するに至る迄、嚴肅なる祭儀を行はせらる、之を御船代祭と稱す。即ち先づ宮山の祭場に五色の幣を立て、忌物神饌を奉り、柚山の木の木に坐す神を祭り、草木を刈り、正殿、相殿及び別宮の諸神の御料材を伐採するの式を行ひ、東寶殿に於て技師技手等其の料材を以て御船代を作り、神官之を新殿に納め奉るなり。

洗ひ清め 新殿既に成るや、茲に洗ひ清めの式を行ふ。之より先き工事着手の初め、山口祭より御船代祭に至る迄、造神宮使専ら之に當り、神官は唯だ參列するに止まりしが、洗ひ清めの式より以後は總べて神官に於て執行せらる。即ち洗ひ清めの式に於ては、禰宜先づ正殿を開き、懸くるに假の御幌を以てし、權禰宜、宮掌等、洗清の用具を殿内に奉り、禰宜之を以て御槌代、御船代、御玉奈井、御床、及び殿内を洗ひ清め、權禰宜は大床、御階、東西の寶殿、御饌殿等を洗ひ清め奉る。此處に御玉奈井といふは、御船代を奉安する御臺なり。

心御柱奉建式 斯くて心御柱の奉建式を行ふ。此式は初め木本祭を畢りて用材を選定し、内宮にては御稻御倉、外宮にては外幣殿に納め置きたる心御柱の御料材を飾り清め、之を齋柱とも申し、正殿下の正中に建て奉るなり。古例に依りて最も神秘の行事とせられ、大神の大御魂を常磐堅磐に鎮め奉るにあるを以て、若し此の齋柱に寸毫の異狀あらば當に神宮の恐懼なるのみならず、

朝廷に於ても深く畏み謹み、神慮を伺ひ奉らしめられたる程の事なれば、此の式は夜中に於て行はれ、先づ正殿の御床下に五色の幣を立て、忌物、神饌を献じて、宮殿を司る神を祭り、禰宜一人祝詞を奏し、權禰宜一人宮掌二人にて、正殿下の正中に此の齋柱を建て奉るなり。斯くて新殿の造營完成を告ぐるや、一は之を祝し、一は宮柱を萬代に固め据ゑ奉らんが爲めに杵築祭を行はる。即ち先づ造神宮使以下五丈殿に於て饗膳あり、次に大宮司以下の神官は白布明衣を懸け白杖を携へて正殿の下に參着し、大宮司祝詞を奏し、其他の神官は御床下に入りて祝歌を奏し、携へたる白杖を以て御柱の根を築き固むるの狀を爲すなり、其の祝歌は内宮に二首、外宮に一首あり。

杵築祭 内宮祝歌二首 かしこしや、五十鈴の宮の、杵築してけり、杵築してけり、國ぞさかゆる、郡ぞさかゆる、萬代までに、萬代までに。

外宮祝歌一首 天照す、大宮ごころ、かくしつゝ、仕へまつらむ、萬代までに、萬代までに。

度會の、豊受の宮の、杵築して、宮ぞさかゆる、國ぞさかゆる、萬代までに、萬代までに。

後鎮祭

新殿成りて杵築祭も畢るや、工事着手前に於て鎮地祭を行へるに對し、茲に最終の祭式として後鎮祭を執行せらる。而して其式は鎮地祭に準じ、新殿御柱の本に坐す神を祭り、天平瓮あひらひかを新殿御床下に据る奉るの祭儀なり。

御裝束神寶讀合

以上式年の造替は、新殿の建築のみに止まらず、殿内の裝飾品、大神の御調度類も、皆悉く造神宮使に於て新調し奉り、御裝束神寶讀合を行ふ、之を御裝束と申せば、單に衣類を指し言ふが如きも、實は殿内の敷物、置物、覆物等を包有し、延喜式に據れば、皇大神宮のみを以てしても御裝束五十四種、神寶二十一種の多きに及び、其神寶には弓、箭、横刀、鞆、楯、梶等あり、豊受大神宮并に各別宮にも亦種目の定めあり。而して此等の製作畢れば神寶使をして献納せしめ、御裝束神寶讀合を行ふなり。即ち御裝束神寶の納められたる韓櫃かんびを四丈殿の外庭に置き、造神宮使以下の吏員四丈殿に著床し、神官も之に參列し、韓櫃を一々殿内に昇き入れ、送文に照して點檢し、點檢畢れば之を祭主に引き渡すなり。興國六年（北朝貞和元年）豊受大神宮遷宮奉行の時、神寶御裝束など檢知して思ひつけ侍りけるとて、小槻匡遠が詠める歌は新千載集にあり。

君が代にまためぐりあふ小車の
にしきぞ神の手向なりける。

川原大祓

御裝束神寶の讀合畢りて、諸事の準備既に整へば、則ち川原大祓を行ふなり、内宮に於ては五十鈴川の畔、瀧祭神の前に、假御樋代、假御船代、及び御裝束神寶等を陳列して祓を行ひ又た祭主、大少宮司以下、遷宮に奉仕の人々を祓ひ清め、外宮に於ては五丈殿の前にて御裝束神寶の祓を行ひ、翌日更に川原祓を行ひしが、現今は別宮遙拜所の南方御池の側なる三つ石の所に於て、内宮と同一の順序に依り、祓清めの式を行ふなり、之を川原大祓と稱す。

御飾

川原大祓を畢れば、新調の御裝束を以て新造正殿内を飾り、遷御の準備を爲し奉る儀式を御飾といふ。此儀式は神宮傳來の秘事に屬し、大少宮司及び禰宜之れが御飾を奉仕し、祭主の檢知を経べき作法の鄭重嚴密なるものなり、之れと同時に東寶殿、西寶殿、外幣殿、御饌殿の御飾をも奉仕し、次に遷御祭を行はせらるゝの順序なり。

遷御祭

遷御祭は、大神の御神體を新正殿に遷し奉る儀式にして、神宮祭祀中の重大なる祭儀なり。即ち遷宮の當日、奉遷勅使の參向あり、此の勅使に隨從して宮内省よりは掌典、宮内屬、掌典補の人々奉仕し、神宮よりは祭主を始め、大宮司、少宮司、禰宜十人、權禰宜二十人、宮掌四十人、宮掌補八十人、造神宮使應よりは副使、主事、技師、屬、技手、囑托員、内務省よりは内務大臣、神社局長、秘書官等、地方廳よりは三重縣知事等之に參向し、護衛として、儀仗兵一個大隊之に附せられ、合圖は總べて太鼓を以てし、第一鼓に依りて諸員の參集と爲

り、第二鼓に依りて準備全く整ひ、第三鼓を以て參進を開始し、先頭には武装せる儀仗兵の唳朗たる喇叭の音の響き渡るあり、斯くて二之鳥居に到りて諸員の祓式を行ひ、進みて玉串行事所に到れば、勅使、祭主、掌典、大少宮司、禰宜、内宮にては權禰宜一人を加へ、太玉串を執りて更に大宮院の中重の石壺に進み着けば、數名の權禰宜順次に勅使以下の太玉串を内玉垣御門の所に奉奠し、次に勅使は版位に進みて奉遷の祭文を奏し、畢りて一同は内院に參入し、大少宮司は正殿の御扉を開きて禰宜と共に殿内に祓候し、以下の神官は御階下に伺候して遷御の時の到るを待つ、此の間宮掌は御道敷布を正殿の階下より新正殿の階下に至る迄敷き奉る。

斯くて一人の權禰宜は御階下の東側に立ちて召立文を讀み上ぐ、即ち奉仕の人々の姓名と其の擔任の役々を呼び上ぐるにて、此の召立に従ひ各々寶物を執り持ち、前陣と後陣とを分ちて列を整へ、御樋代を納むべき絹垣、絹垣を見透さざる爲めの行障を奉仕する諸員は、大床に上りて一拜の後其の絹垣を御扉口に寄せ奉る、此の時一人の宮掌は瑞垣御門の側に進み、鶏の羽ばたきに擬して、楡扇にて三たび冠を打ちたる後、鶏鳴を三唱し、皇大神の天齋殿を出でまし、吉例を行へば、勅使は鶏鳴と共に正殿階下に進み、「出御」と三聲奏し奉れば、白布を以て鼻口を覆ひ、白の手袋を穿ち、錦綾の肩當を懸けたる大宮司、少宮司、及び禰宜の

人々は、度みて御船代を奉戴しつゝ絹垣の内に入り、肅々翼々として徐ろに正殿を出で、新正殿に向つて進む。

遷御の行

此の時、宮域内の燈火は悉く消されて、壯嚴の氣愈々深く、半箇大隊の儀仗兵を前驅として遷御の行列は肅然として進み、宮掌二人御先を拂ひ、次に燭を乗る者松明にて御道を照し次に御楯、御鉞、御靱、御弓、菅御翳、紫御翳、紫御翳、金銅造御太刀、玉纏御太刀、須我利御太刀御蓋を捧げ持ちたる供奉員、次に宮内省の樂師が神樂歌を奏しつゝ歩を進め、次に掌典警蹕の聲を引きつゝ四邊を警め、其次に奉遷勅使威儀を正し、勅使の次には行障を捧ぐる者、其次には御樋代の絹垣、續きて御蓋、夫れより祭主、祭主の後には更に菅御笠、御弓、御靱、御鉞御楯の神寶を捧げたる供奉員之に従ひ、其次に御火を捧げ、宮掌之れが殿と爲り、半箇大隊の儀仗兵を後衛として、新正殿に遷御ましますなり。金槐集に源實朝が、伊勢御遷宮の年の歌あり。

神風や朝日の宮の宮うつし

かげのごかなる世にこそありけれ

此の歌は土御門天皇の承元三年に於ける内宮遷宮の時なるべし。明治四十二年の遷宮には、内宮は十月二日、外宮は十月五日、いづれも午前八時を以て御飾を奉仕し、午後八時遷御あ

らせられ、東京に於ては天皇陛下特に御正装にて、同時刻を期して、宮中賢所に出御あり、豫ねて時計を正確に合せ置かしめられ、いよ／＼神宮の正殿御開扉御遷御の午後正八時に一分一秒の遅速もあらせず、掌典次長以下を従へさせられ、神宮の方に向つて御遙拜あらせ給ふ。又た皇后陛下にも同時に御内庭にて御遙拜あり、東宮殿下、同妃殿下、各皇族の方々にも亦御同様と承るこそ畏こけれ。

斯くて神宮に於ては、新正殿に遷御し給へば、前陣後陣の神寶は再び召立に依りて一絲も亂れず、肅々として殿内に奉納せられ、大少宮司御扉を閉ぢ、勅使の祭文奉奏あり、茲に於て大宮司は、遷宮の祭儀畢れる旨を勅使に言上し、一同は中重なかのへに退きて奉拜八度、拍手式の如くにして退下す、遷御の式は此に於て千秋萬歳を告げ、大神の御満足、國家の安泰、洵に天壤と俱に窮りなきを拜するなり。

遷宮の奉幣

遷宮の翌日は、明治四十二年の例に従へば、午前八時より奉幣の儀あり、勅使、祭主、大少宮司、禰宜及び以下の神官一同は齋館を出で、儀仗兵の警護は昨夜に異ならず、第二鳥居に於て修祓を行ひ、官幣の韓櫃を玉串行事所に運びて點檢を了し、大宮院に參進して勅使の祭文奉奏あり、次に太玉串を奉奠し、東寶殿に官幣を奉納す。

古物渡

官幣の奉納畢るや、一同は中重の石壺に退き、奉拜八度拍手式の如くにして退下す。而して

御神樂

同日午後二時より、古殿の神寶類を新殿に移し奉るなり、之を古物渡ふるものわたといふ、大宮司以下の神官之に奉仕す。斯くて午後八時より更に大御饗を奉奠し、續きて御神樂を奉納し、勅使、祭主、其の他遷御祭に參列の諸員は、皆之に列す。

國家の重大事たる正遷宮は、此の御神樂を終局として、茲に千秋萬歳を告ぐ。

第四節 皇大神宮の宮域

吾等の光榮

皇祖天照大神が、神風の伊勢國に鎮座ましましてしより茲に幾千年、此の間世界萬邦の興廢存亡、盛衰消長の歴史は、今之を説くを要せずと雖も、極東日出の處に位置せる我が日本帝國は、卓然として此等興廢存亡の外に立ち、萬世一系の皇統を奉戴し、斯民は忠勇義烈にして内に和し外に親しみ、未だ曾て此の國を辱しめたる事なきは、是れ洵に皇祖天照大神の餘烈にあらずや、乃ち其の大神の鎮座まします宮域を尋ねて、神威を虔仰せんことは、又吾等の最大光榮として世界に誇る所たらずんばあらず。

宇治橋の上に立てば

宇治橋の上に立てば、脚下は五十鈴川の清流にして、前面に鬱蒼たるは神路山なり、右方に見ゆる松の茂みは鼓ヶ岳なり。

後鳥羽天皇御製

第四節 皇大神宮の宮域

わが頼む神路の山の松の風

幾代の春も色はかはらし

孝明天皇御製

神路山かすみについむよろこびを

猶やすき世の春に見すらむ

一之鳥居
口橋

齋館

宇治橋を渡りて右折すれば、左右の苑地、苔滑らかに草は緑に、松楓色を交へて塵寰を遠ざけ
參道其の間に通じて梵音獨り静寂を破るあり。更に進みて神苑の終る處、右に神宮警衛部を
指し、前に小橋を渡れば、則ち皇大神宮の宮域なり、此橋を一之鳥居口橋といふ、其の左に
内宮齋館あり、祭典に際して祭主を始め奉仕の神官の齋戒する所にして、又た日常禰宜以下
の宿衛所たり、古は文殿と稱して神宮の事務を執り、後ち禰宜宿館と唱へたりしも、今は

一之鳥居

祓所

御手洗場

改めて齋館といふ、齋館の前にあるは一之鳥居にして、維新以前は此の鳥居内に武器若くは
佛具を携へ入るを許さず、鳥居の右側なる空地は祓所と稱す、即ち神御衣祭及び二之鳥居の
祓行事に奉仕する神官の清め祓する所にして、大祓並に遙拜式も亦此處に於て行はる。更に
進みて右すれば御手洗場あり、五十鈴川の清流を掬みて口を漱げば、大小の銀鱗將に掌中に
躍らんとし、神韻深く腦裏に印するを覺ゆ。

萬代に君もすめこや五十鈴川

下つ岩根のしき浪のこゑ(藤原家隆)

瀧祭神

川原祓所

第二鳥居

内御厩

大麻曆本

授與所

神樂殿

御手洗の左方に老樹あり、樹下に石を疊み、繞らすに玉垣を以てせるもの之を瀧祭神とす。
殿宇なしと雖も別宮に準せられ、神宮に於ける尊崇最も深し。其の南に空地あり、之を川原
祓所といふ、御遷宮に際して大神の御装束神寶を始めとし、奉仕の神官以下を祓ひ清むる所
なり。轉じて參道を右に進めば第二の鳥居に到る。皇族の下乗並に官幣勅使の祓を行ふ所な
り。鳥居を入りて左には内御厩あり、神馬聲も静に其の居に安んずるを見る。更に進みて左
に大麻曆本の授與所あり、之に接して神樂殿あり、明治二十五年六月、宇治山田の有志、左
の建言を當局に呈したる衷情は、今尙之を顧みるの要あるが如し。

▲神樂殿竝ニ神宮司廳ノ儀ニ付建言

宇治山田
有志の衷
情

謹ミテ惟ルニ往年神樂殿ヲ宮城内ニ建設セラレタルハ生等ノ怪訝ニ堪ヘサル處ニテアリシナ
リ然ルニ今ヤ復タ之レカ増築ノ舉ニ遇フ事體瑣細敢テ典禮ニ關セサルカ如クニシテ而シテ其
實大ニ非ナルモノアリ請フ之ヲ辨セン
第一古例ニ違フ何ヲ以テ之レヲ謂フ曰ク古ハ御師ノ邸宅ニ神樂殿アリ素ト私營ニ屬シ以テ衆

庶ノ請托ニ應ス而シテ未タ之レヲ宮城内ニ置カサルモノハ當時私幣ヲ進ムルノ嚴禁ニ因ル所ナリ謹テ古典ヲ案スルニ三皇皇太子ノ尊ト雖モ尙且ツ時ニ臨ミ奏聞ヲ經給フニ非レハ能ハス幣帛供進ノ私擅ニスヘカラサルヤ此ノ如ク夫レ嚴ナリ明治四年御師廢止ニ際シ私營ノ慣習遂ニ斷テ公然之レヲ神宮司廳ノ經起ニ委シ殿ヲ域内ニ置カル、ニ至レリ今ノ神樂殿ナルモノ是ナリ夫レ已ニ此ノ如キノ典故ヲ有ス現時經營ノ事識者往々議ヲナス者アリ宜ク例規ニ參シ之レカ處置ヲ了セラシム、ヲ要スヘキニ似タリ今ヤ然ラス反リテ其構造ヲ擴メラントス世或ハ以テ尊榮ヲ増スト爲シ視テ盛舉トスルモノアラシ盛ハ則盛ナリ獨リ古典ノ顧念スヘキモノアルヲ奈何セン是レ生等カ之レヲ非トスル所以ノ一ナリ

第二風致ヲ損ス。老杉鬱葱トシテ古色蒼然タルモノハ人ヲシテ域内ノ幽邃森嚴ヲ感セシムル所ナリ千載ノ風致自ラ心魂ヲ清ムルニ足ル而シテ今ヤ増築ノ舉アルニ當リ多少ノ樹木ヲ伐採シテ之レカ地盤ヲ占メサルヲ得ス生等其自然ヲ損シ莊嚴ヲ傷フアルヲ憾ム蓋シ名山巨刹ノ人工ヲ施シテ華嚴ヲ粧フモノト同視スヘキニ非レハナリ是レ之レヲ非トスル所以ノ二ナリ

第三火災及毀穢ノ恐アリ。嘗テ古記ヲ閱スルニ寛文ニ大火アリ山田ノ人家數千戸ヲ燒ク當時ノ有司深ク將來ヲ慮リ外宮近域ノ人家ヲ撤去シ渠ヲ鑿チ堤ヲ築キ宮域ヲシテ勉メテ延燒ノ虞ヲ避ケシム後世傳テ美蹟トナス所ナリ近クハ神苑會ノ舉アリ首トシテ近域ノ人家ヲ退ソケ苑

固ヲ設ケテ以テ靜邃ノ境ヲ擴ム蓋シ不潔ヲ掃ヒ火災ヲ避クルノ用意ニ非ザルハナシ意ヲ此點ニ注ク者ハ皆謂ラク神境ヲ清ムルノ旨ヲ得タリト而シテ域内築造ノ數ヲ以テ規模ヲ施スモノトナサ、ルナリ今ヤ然ラス有司ノ畫セラル、所正ニ前者ト相反スルモノ、如シ則チ曩ニハ司廳ヲ域内ニ新築シ今又神樂殿ヲ増築セラレントス何ソ夫レ顧慮スル所ナキヤ若シ夫レ神慮ニ觸ル、コトナクンハ則チ可ナリ只恐ラクハ災孽ノ忽ニスル所ニ發センコトヲ豈危カラスヤ是レ之レヲ非トスル所以ノ三ナリ

生等ノ信スル所此ノ如シ故ニ初メ此舉ヲ聞クヤ宮司鹿島則文氏ニ抵リ告クルニ微衷ヲ以テシテ而シテ聽カレス且ツ子良館ノ故例ヲ引證シテ其據ル所アルヲ指示セラル然レトモ往時子良館ニ於ケルノ舉動ハ物忌職等カ參詣者ノ爲メニ祓除ヲ行ヒタル所ニシテ事固ヨリ神樂ニ異ナリ引例トナスニ足ラス吁異例背規ノ事勉メテ之レヲ今日ニ排却スルニ非ンハ備ヲ作ルノ悔アルヲ奈何セン是ニ至テ又事體ノ輕重細大ヲ擇フノ違アラサルナリ生等豈辨ヲ好ムモノナランヤ

明治二十五年六月

五丈殿

神樂殿の東、參道の左に、床なき建物あり、之を五丈殿といふ、御遷宮に際して饗膳し、其の他雨天に於ける修祓、大祓、遙拜、攝社以下の遙祀及び祭典を行ふ所なり。五丈殿の北、神

御酒殿
由貴御倉

樂殿の東に板塀を前にせる二つの建物あり、此の板塀を蕃塀といふ、而して二つの建物の向つて左なるは御酒殿にして、右なるは由貴御倉なり、御酒殿は大神に供ふる神酒醸造の所、殿内には守護神として御酒殿神を鎮祭す、由貴御倉は又た由貴殿ともいふ、大御饌の御饗たる魚類蔬菜及び菓物等を納め置く所、倉内には守護神として由貴御倉神を奉祀す。又た五丈殿の東、參道の左に方一間許なる石疊の區劃あるは四至神とて、宮域の四周を守護する四十四神を合祀せる所なり。其の東北に蕃塀を設けたる長方形の建物あり、之を忌火屋殿又は忌屋殿といふ、諸祭典に要する御饌を調進する所にして、穢を忌み清めたる火にて調理するの意より其の名あり。此の忌火屋殿の參道に面せる廣場を祓所といふ。諸祭典に際して、御饌御饗並に奉仕の神官を祓ひ清むる所なり。

四至神

忌火屋殿

祓所

櫻宮の趾

由貴御倉の東南に今は僅に石壇の跡のみを存する所あり、此處は其の昔櫻宮と稱し、小朝熊神社の神事を行ひしも、今は唯だ櫻の名残を留むるのみ。春はまづ名にめでてこそ尋ねけれ

櫻の宮の花のこするを(藤原爲家)

荒祭宮の
遙拜所

祓所を左にして進めば道は左右に分岐す、其の左道の左に注連繩を張りたる一區劃は、荒祭宮の遙拜所なり、荒祭宮とは皇大神の荒御魂を奉祀せる宮にして、内宮の第一別宮なり。其

版位

玉串行事
所

の右道を進めば、道を挟みて左右に版位あり、版位とはソレソレの位置を示す爲めに石を劃せる所にして、此處を玉串行事所といふ、奉幣の品目を讀合し、勅使、祭主、宮司、禰宜の人々、此處にて木綿鬘を懸け玉串を執るを古例とす。されど現今に於ては御遷宮に際してのみ此の古例に據る事となれり。

御饗調舎

大宮院

板垣

四方四門

宿衛屋

外玉垣

四の御門

中重

玉串行事所を過ぎて道は老杉古檜の間に入り、遂に大宮院の石段下に至れば、右手に蕃塀あり、蕃塀の後に木柵あり、其の柵内に床なしの建物あるを見る、是れ即ち御饗調舎にして、明治六年以來の創設なり。而して左に石段を登れば則ち正宮の御垣内にして、此の御垣内の全部を大宮院といひ、大宮院の外廓を圍繞せる垣を板垣とも荒垣ともいふ、其の周回百三十八丈六尺なり。南を正面として四方に四門を開く、門は總べて冠木鳥居形なり。此の正面の南門を入れれば左に神官の宿衛屋あり、日夜宿直して神宮の護衛に任ず。古は之を宿直屋と稱し、四門内に四屋ありしと言へど、今は南北二門に二屋ありて、南門なるを南宿衛屋、北門なるを北宿衛屋と唱ふ。此の南門の内に入れば又た御垣あり、之を外玉垣といふ、中央の正殿より第三番目の御垣なるを以て三の玉垣ともいふ、此の玉垣にも四方に四門あり、南を正門とし、正門を四の御門ともいふ、正殿より第四番目の御門なるを以てなり。外玉垣の内を中重といふ、中重の正面中央に鳥居あり、之を中重鳥居といふ、鳥居の左右に

八重賢木
鳥居

榊を飾るを以て又た八重賢木鳥居ともいふ。中重の東南部に神明造りの一殿あり、之を四丈殿といふ、昔は齋王親王殿、齋王候殿、御子殿、御子宿屋等の名あり、大祭に際し齋内親王の伺候あらせらるゝ御殿なりしも、齋宮の制廢れしより此の殿舎も亦自から荒廢に屬したりしが、明治五年六月之を再興せられ、現今に於ては御遷宮に當りて御裝束神寶幣帛の點檢、一月十一日の御饌、及び雨天に於ける祭典に中重にて行ふ諸儀式等此の殿内に於て行はる。

内玉垣

中重の内にも亦御垣あり、之を内玉垣若くは二の玉垣といふ、神嘗祭に供ふる懸力稻なるものは、此の内玉垣に懸けて奉獻するを古例とす。此の玉垣には南の正門、北の裏門、並に東西に腋門あり其の南の正門は正殿より第三番目の御門なるを以て第三御門ともいふ、但し大少

玉串御門

宮司及び禰宜の太玉串は、此の門に於て奉納するに依り又た玉串御門の稱あり、玉串御門の門柱より左右に曲折して中垣に連續せる延長十二丈七尺三寸四分、高七尺八寸の御垣を蕃垣といふ、古は一の玉垣と稱したり、凡そ他の御垣は正殿を中心として四周すれども、此の蕃垣は唯だ正殿の正面のみに設けらる、而して其内部に御垣と離れて御門あり、之を蕃垣御門といふ。次には正殿を四周せる第一の御垣あり、之を瑞垣といふ、延長五十五丈七尺五寸、高一丈なり、此の瑞垣に南北二門あり、瑞垣南御門、瑞垣北御門といふ。此の瑞垣の内部中央には、即ち皇大神の鎮まりませる正殿あり、南面して行三丈六尺九寸、妻一丈八尺高二丈一尺

蕃垣

蕃垣御門

瑞垣御門

三寸七分、神明造りとして、平面は縦に短く、横に長く、前面三楹、側面二楹、入口は前面の中央にあり、左右に切妻を作りて平入りとす。別に左右に遊離せる棟持柱ありて深く挺出せる妻の棟桁を支へたり。殿の周圍に縁ありて勾欄を繞らし、御階を備ふ、其の欄及び階には五色の玉三十三個を据ゑらる。柱は地中に掘り立て、屋上には千木左右に交叉し、其の末端は高く空に聳え、屋根は萱葺にして上に泥障板及び覆ひ板を装ひ、更に其上に巨大なる勝男木を置かれたり。これで太古の遺式を今日に傳へられたるものにして、神威の烈赫と共に萬代不變の神殿たるを虔仰せずんばあるべからず。

神明造の
正殿

これやこの天照神の天地を
まもるしるしの千木のかたそぎ(度會常昌)

五十鈴川高がや葺けるみあらかに

神代の手ぶりいちじるきかも(橋千蔭)

東寶殿
西寶殿
屋乃波比
伎神

此の正殿の後方、瑞垣の内に、東西に相並べる二殿あり、東なるを東寶殿、西なるを西寶殿といふ。東寶殿には幣帛及び神御衣を納め、西寶殿には古神寶及び御鞍等を納む。謹みて參拜し奉り、大宮院外に出づれば、東南の路傍に石疊あり、是れぞ内宮所管社たる屋乃波比伎神を祀れる所なり。更に北に廻りて板垣北御門に到れば、門内に北宿衛屋あり、宿衛屋に對

宮比神と
興玉神

して西に所管社宮比神と興玉神との石壘あり。之より大宮院外を西に進みて小丘に登れば、本宮正殿に準じて莊麗を極めたる神明造り、萱葺、御階付きの南面なる宮殿を拜すべし、是れ即ち荒祭宮なり。荒祭宮より東に轉じて右に進めば道は左右に岐る、其の左道を行けば直に右方に南北二殿あるを見ん、北なるは外幣殿と稱し、幣帛及び古神寶を納む、蓋し東西寶殿の大宮院内に在るに對して、外幣殿の稱あるなるべし、其の南なるは御稻御倉にして神宮の御常供田より刈取れる御稻を約むる所なり、倉内には守護神として御稻御倉神一座を奉祀す、但し別に神殿あるに非ず。古は調御倉、鹽御倉、鋪設御倉と共に四倉ありしも、他は廢絶に屬して獨り此の御倉のみ現今に維持せられ來れり。同じく神明造り、萱葺、御階付にして東面せり。

荒祭宮
外幣殿

御稻御倉

風日祈宮

御稻御倉を右にして南すれば、荒祭宮遙拜所の前に出づべし、而して更に神樂殿前に出で、左すれば風宮橋あり、橋を渡れば右に別宮風日祈宮あり。

裏參道御
手洗
外御厩

心を風の宮にまかせて(西行)

之より再び風宮橋を渡り、轉じて神樂殿の後方なる御池より流れ出づる小川の一小橋を過ぐれば、裏參道御手洗場あり、其の前面に外御厩あり、古は伊勢國田丸城主久野氏より神馬の

献納を例とせしも、今は宮内省より献進あらせらる。此の外御厩より左して神苑内を進めば、則ち神宮警衛部前の參道に出づ、此の宮域七十一町七段九畝廿九步餘なり。

伏見天皇御製

五十鈴川たえぬ流の底清み

神代かはらすめる月影

第五節 豊受大神宮の宮域

宮域の廣
表

五十鈴川上なる皇大神宮域より五十町を隔てたる山田原に鎮座まします豊受大神宮域は、附屬神苑地を除きて八十一町九段八畝十八步餘なり。域外には今や人家櫛比して般賑を極むれども、一步域内に入れば幽邃閑雅、塵外の別境に在るの身は、或は羽化登仙したるかど疑はしめ、鬱蒼たる高倉山の太古の森林は神嚴を保ち、青苔滑かなる苑内は、人をして自ら肅然襟を正さしむるものあり。

第一鳥居
口橋

神苑を進み行きつゝ神宮警衛部派出所前に至れば、小なる太鼓橋あり、之を第一鳥居口橋といふ、橋を渡れば則ち宮域なり、右方に楠の老木あり、俗に清盛楠といふ、其の昔平清盛勅使として参向せし時、其の冠此の楠の枝に觸れたるを以て、横暴なる清盛は直に其の枝を切

清盛楠 斷せしめしより、時人は清盛楠の名を附せしといふ、又以て一千年以上の老木なるを知るを得べし。老楠を右にして進めば左に御手洗場あり、霖旱共に増減なく、四時泉水の清冽を見る。斯くて御手洗に口を嗽ぎ手を清めて第一鳥居に到れば、右側に外宮齋館あり、祭典に際して祭主を始め奉仕の神官の齋戒する所、常時一人の禰宜此處に宿衛す。齋館と相對して參道の左側に石を敷き詰めたる空地あるは祓所にして、官幣及び勅使が二之鳥居に於て修祓するの時、神官は此の祓所に於て祓を修むるなり。更に進めば第二鳥居に到る、即ち皇族の下乘、及び官幣勅使の祓する所、第二鳥居を入りて右側に神樂殿あり、之に隣して大麻授與所あり、又た曆本の授與、御饌の奉奠、神樂奉納の受附事務を掌ること内宮に同じ。明治八年の創建に係り、初は祈禱所と稱したりしを、後ち神樂殿と總稱し、明治二十六年現位置に改築せられたるもの即ち是れなり。

四至神 神樂殿前を過ぐれば、右側に少許の石疊あり、是れぞ宮域の四圍を守護し給へる四至神四座を奉祀する所、社殿なしと雖も南を正面とす。其の後方にあるは九丈殿にして、攝社末社の遙拜祭祀を行ふ所なり。九丈殿に隣せる長方形の建物は五丈殿といふ、昔は直會院なほらひのゐらと稱して五丈殿二棟、九丈殿一棟ありしも、中世五丈殿は一棟と爲り而も假殿に過ぎざりしを、近代復興せられたるなり、其の五丈殿は雨天に於ける祓式、並に遷宮に際して祭典の饗膳を

玉串行事 行ふ所なり。五丈殿の前には玉石を敷き詰めたる廣き空地あり、之を玉串行事所といひ、俗に大庭おほはと稱す。奉幣に際し、勅使、祭主、大少宮司、禰宜の人々、此處にて木綿盥を掛け玉串を執り、又た官幣を點檢する所なり。大庭を過ぐれば左側に注連繩を施したる石原あり、外宮の三別宮たる多賀宮、土宮、風宮の遙拜所なり、此の遙拜所前を數歩すれば則ち大宮院にして、豊受大神の鎮座まします正殿は、大宮院の中央を稍北部に寄りたる所に南面す。

別宮遙拜所 大宮院 正殿 正殿の建築法は神明造りとして、太古の遺式を傳へられたるものなるは皇大神宮に於て記し奉れるが如し。唯だ外宮に於て異なる所は、千木の尖頭は外側に於て削ぎ、内宮は其の内側を削がれたる點にあり、されど敬虔に於て寸毫の別なきは固より言ふを俟たず。

誓は同じ伊勢の神かせ(度會朝棟)

現今の此の正殿は明治四十二年十月五日、第五十七回の正遷宮に係れるものにて、其の前第五十六回は明治二十二年十月五日なりしが、當時古材賣却に關して物議を生じ、同二十四年三月、宇治山田の有志は左の建議を當局に提出したり。

神宮古材賣却ニ關シ建議

第五節 豊受大神宮の宮域

宇治山田
有志の建

宇治山田町人民某等誠惶頓首敢テ微衷ヲ吐露シテ閣下ノ採擇ヲ請ハント欲スル所ノモノアリ
某等恭ク惟ルニ伊勢神宮ハ歷朝帝室ノ長ヘニ虔事シ給フ所ニシテ億兆臣民ノ共ニ景仰スル所
ナリ之ヲ徵スルニ上下一轍古今同軌典禮ノ重キ固トニ言フ須タサルナリ方今天政一振景業維
レ新タナルト共ニ舊規ニ據リ古例ニ則リ重典厚幣以テ茲ニ崇事セラル、モノアルヲ見ル是レ
某等カ國家ノ爲メニ深ク其偉績ヲ頌揚スル所ナリ某等淺劣敢テ事體ニ通セスト雖トモ現ニ式
年遷宮ノ盛儀ヲ拜スルヲ得テ確信スラク唯一ノ事實以テ之ヲ知ルニ足ルト然リ而シテ造替功
竣リ遷御式舉リ造神宮使ノ事將ニ訖ラントスルノ今日ニ當リ料ラサリキ某等ヲシテ驚天駭地
ニ痛歎セシムルノ異例ヲ見ントハ何ヲカ爾カ言フ曰ク本年二月造神宮使廳出張所カ神殿ノ舊
材ヲ民間ニ拂下ラレタルノ一事是也嗚呼民間無知ノ輩更ニ典故ノ如何ヲ辨セス濫リニ屋舎ノ
築材ニ用キ甚シキハ之ヲ浴室ノ薪料ニ充テントセリ某等初メ此事アルヲ期セス一夕路傍ニ古
材ノ累々タルヲ認メ忽ニシテ正殿別宮等ノ文字アルモノ又金具ノ痕アルモノヲ見ル以爲ラク
是レ狂癡ノ爲ノミト既ニシテ街上東西ニ散見スル處ニ就キ之ヲ檢シテ拂下ノ事實ヲ得ルニ及
テヤ驚歎大息措ク所ヲ知ラサルナリ嗚呼是レ嘗テ尊靈ヲ保安スルノ外器ナリ而シテ疇昔ノ尊
榮今將タ何ノ處ニカ在ル誰レカ之ニ對シ慨然トシテ涙ヲ濺カサル者ソ於是乎某等相謀リ感ヲ
告ケ情ヲ説キ之カ轉購ニ力ヲ盡シ先ツ數輛ヲ買得シテ地ヲ宮川濱ニトシ之ヲ燒却シ了セリ蓋

是某等カ其雜多ノ料ニ充用シ或ハ穢汚ノ烟中ニ消盡センコトヲ恐レ之ヲ遮遏センカ爲メ神慮
ノ如何ヲ顧ルニ遑ナク遂ニ一片ノ清烟ニ投セシ所以也

按スルニ延喜ノ朝神典完キヲ制セラレシヨリ歷世之ヲ祖述シ範ヲ此ニ取ラレシハ夙ニ民人ノ
知ル所ナリ某等之ヲ審ニセスト雖モ典禮ノ茲ニ備ハレルヲ想見セスンハアラサルナリ殊ニ式
年遷宮ノ事ニ至テハ天武帝ノ朝始テ年限ヲ制シ給ヒシヨリ世々秩然未タ嘗テ渝ラサルハ我カ
帝國ノ著績ニシテ繼承ノ久シキ舉行凡ソ五十回且事細大トナク今ニ廢例ノ儀アルヲ聞カス而
シテ彼ノ古材處置ノ如キニ至テモ自ラ舊例ノ存スルアルハ歷々古書ニ載スル所ニシテ未タ其
民間ニ拂下ノ事例アリシヲ聞カサルナリ何ソ今日ニシテ此異例ニ遇フヲ思料セン哉敢テ說ヲ
作ス者アリ曰ク今ヤ財用ノ政古ニ異ナリ會計ノ法亦新ニ備レリ是レ不用古材ヲ拂下クルニ至
リシ所以ナリト嗚呼是レ普通事物ニ據シテ遵行スヘキ所ノミ若夫普通ノ法令ニ任シ神聖ヲ汚
シ神德ヲ褻スモ尙且忌憚セスト爲ン乎德義の人心ヲ綜攬スルノ大綱ハ夫レ將タ何ノ邊ニカア
ル又敢テ說ヲ作ス者アリ曰ク古材未タ必スシモ正殿ニ非ス皆是附庸ノ舍宇即チ憚ルヲ要セス
ト嗚呼是レ荒唐談スルニ足ラサルナリ凡ソ宮域境內一朶ノ竹木タモ之ヲ犯サス寸草片葉タモ
之ヲ苟モセサルハ何ノ爲ソ況ンヤ舊材中正殿及別宮ノモノアルヲ見ルニ於テヤ某等ハ此種
論者ノ狂癡ヲ愍恕シ去ルモ一ハ當路有司ノ處置ニ對シテ其意ノ在ル所ヲ訝カリ一ハ國家ノ爲

メ其典禮ヲ重ンセラル、ノ本旨ニ悖ルアルヲ憾ム嗚呼 今上皇帝陛下懿德四表ニ徹シ蒼生不烈ヲ仰ク在朝諸賢夙ニ大機ヲ翼賛シ殊勳愈明カニ古今倫ヲ絶ス某等當代ノ隆運ニ會セサレハ則チ已マム苟モ然ラス是レ洪化ノ萬一ニ酬インコトヲ庶幾シ敢テ愚衷ヲ吐白スル所以ナリ仰キ希クハ古材處分ノ如キ細節ニ至ルモ之ヲ民間ニ散シテ恣ニ汚瀆ヲ加ヘシムルノ虞ナク事苟モ神宮典儀ニ關スルモノハ歷朝襲用ノ例規ニ則トリ萬古ニ一貫シテ葬範ヲ中外ニ明徴シ益々天壤無窮ノ尊榮ヲ鋪張セラル、所アランコトヲ某等區々ノ衷又禁スル能ハス敢テ忌諱ヲ冒瀆ス閣下明哲之ヲ赦シテ採納セラル、アラハ幸甚宇治山田町人民某等誠恐頓首再拜

明治廿四年三月

此の建議は當局の反省を促せしと見え、第五十七回の正遷宮には全く物議の跡を絶ちたることを芽出度けれ。

正殿の前方左右には東西に寶殿あり、左即ち東なるを東寶殿といひ、幣帛及び調糸を納め、右即ち西なるを西寶殿といひ、神寶を納め奉る、共に北面して正殿に向ふ。内宮に於ては兩寶殿は正殿の後方に在りて南面す。但し建築に差異あるに非ず、唯だ其の位置を異にするのみ。

瑞垣

正殿と兩寶殿とを四周して一重の垣あり、之を瑞垣といふ、延長五十一丈七尺、高九尺五寸

東寶殿
西寶殿

瑞垣南御門
及北御門

なり。此の瑞垣の南北兩面に御門あり、南即ち表なるを瑞垣南御門、北即ち裏なるを瑞垣北御門といふ。瑞垣南御門の外には蕃垣御門あり、されど内宮の如く其左右には蕃垣なく、瑞垣の外は即ち内玉垣にして、延長六十丈二寸、高八尺なり、昔は之を二の玉垣と稱し、神嘗祭に於ける懸力の稻は、此の御垣に懸けて奉納するを古例としたり。而して南北表裏二門を有す。南即ち表なるを内玉垣南御門といふ。正殿より三重の御門に當れるを以て第三御門と稱し、又た大少宮司禰宜の人々太玉串を此門に奉納するに依りて玉串御門ともいふ。其の北即ち裏なるを内玉垣北御門といふ。且つ南御門の東側に内玉垣東腋門あり、内宮には東西に腋門あれども、外宮は東に一門あるのみ。

蕃垣御門

内玉垣

内玉垣南御門
及北御門

玉串御門

腋門

中重及中
重鳥居
四丈殿

内玉垣の外は即ち中重にして、其の正面中央に中重鳥居あり、之を小鳥居又は第四鳥居ともいふ。此の鳥居の東側に四丈殿あり、昔は齋内親王殿、齋王候殿、御子殿、御子宿屋等と稱し、祭典に際して齋王の伺候せらるゝ殿舎なりしも、現今に在りては御遷宮當時の御裝束神寶幣帛の讀合、雨天祭典に於ける中重の行事、及び一月十一日の御饌を奉奠す。

外玉垣

外玉垣御門

中重の外圍にある垣を外玉垣といふ、延長八十九丈七尺、高一丈なり、昔は之を三の玉垣と稱したりしが、近古より廢退久しきに及べるを明治二年の御遷宮に際して再興せらる。四方に四門あり、其の南なる正門を外玉垣南御門といひ、又は四の御門と稱せらる。此の四の御

宿衛屋

門の前の西寄に南宿衛屋あり、北御門外の西寄に北宿衛屋あり、神宮御警衛の爲めに日夜神官の宿直する所にして、昔は宿直屋と稱せらる。其の北宿衛屋の後方なる大宮院の西北隅には、神明造りの外幣殿ありて南面し、古神寶幣帛を納む。又た大宮院の東北隅には、同じく神明造りの御饌殿あり、朝夕兩大神宮の大御饌を供へ奉る所にして、雄略天皇の朝皇大神の神話に依り豊受大神を此地に奉迎せしより以來、兩宮朝夕の大御饌は此の殿内に於て供へらるゝなり。されば神宮に於て最も由緒深き御殿たるは申す迄もなし。

外幣殿

御饌殿

板垣

板垣御門

古殿地

斯くて大宮院の外圍を劃する御垣を板垣とも荒垣ともいふ、延長百十三丈一尺、高一丈にして四方に四門あり、板垣御門といふ、南を正門として總べて冠木鳥居形にして、屋根なく扉なし。此の板垣南正門を出づれば、其の西に玉石を敷き詰めたる古殿地あり、式年御造替に際し東西代るく新大宮院たる所なり。又た板垣南正門前の右側には蕃塙ありて外部より門内を伺はざらしむ、此の蕃塙と南正門との間の參道を宮域外に向つて進めば左右に道あり、右道は即ち外宮の三別宮たる多賀宮、土宮、風宮に參拜する道路にして、特に多賀宮は豊受大神の荒御魂を奉祀し、多賀宮の鎮座せる御山を檜尾山ひのきをやまと稱す、式年御造替に當り、心御柱に供する用材は此山より伐採せらるゝを舊例とす。多賀宮の丘下には左に風宮右に土宮あり、土宮の前を溪間に進めば下御井神社あり、下御井の守護神にして、下御井は此の神社の奥なる樹

外宮の三別宮

檜尾山

下御井神社

立小暗き溪間に存し、古來由緒深き外宮の御井戸なり。

別宮遙拜所

川原祓所

忌火屋殿

更に板垣南御門の蕃塙より道の左右に分岐するの間に、南面して注連繩を張れる所あり、即ち別宮遙拜所にして、又た宮域外なる月夜見宮の遙拜をも兼ね行はる。此の別宮遙拜所の先には御池あり、御池と參道との間には廣き石原あり、石原の中央に三つの石を並列す。俗には三つ石と稱す、是れ即ち川原祓所にして、御遷宮に際し御裝束神寶及び奉仕の諸員の祓清めの式を行ふ所なり。又た別宮遙拜所より大宮院の東側に沿へる道を北に進めば、右に忌火屋殿あり、恰も大宮院内の御饌殿の北に當る、穢を忌みつゝしみたる火を以て御饌を調進する舎殿にして、古は御饌炊殿みけかしやでんと稱し、殿内を板壁にて仕切り、東を御白殿みけしろ、西を忌火屋殿とも御炊殿みけしやでんとも御竈屋みかまやとも唱へたり、御饌殿に於て朝夕供ふる大御饌並に諸祭典の大御饌を調理する所なり。

祓所

御饌道

御酒殿

忌火屋殿の南面の庭を祓所と稱す、朝夕の御饌其の他諸祭典の御饌御贄、及び奉仕の神官を祓ひ清むる所にして、此の祓所より板垣北御門に至る道路を御饌道といふ、朝夕の大御饌を奉る爲めの通路なり。又た忌火屋殿の西に並びて御酒殿あり、大神に供し奉る神酒を醸し、殿内には御酒殿神を鎮祭す、但し別に社殿あるに非ず、中世以後は齋内親王の御炊殿に鎮守ましませる御竈屋神みかまやを合祀し、明治以來更に調御倉つづみくらの鎮守神つづみくまを合祀して、三神

忌火屋殿
詰所

裏參道

北の鳥居

御廐

度會國御
神社

大津神社

北御門口
御橋

御同座となれり。此の御酒殿の北には忌火屋殿詰所あり、忌火屋殿の北には御竈木屋あり、御用の薪を納め置く所なり。忌火屋殿を左に見て、左に折れ北に向へる下向道を裏參道といふ。忌火屋殿に近く建てる鳥居を北の鳥居とも、北御門口鳥居ともいふ、北の鳥居を出れば左側に御廐あり、御廐の北より西すれば右側に度會國御神社あり、外宮攝社の一にして、祭神は度會氏の遠祖たる天村雲命の後裔天日別命の第二子彦國見賀岐建與束命なり。此神社の西に大津神社あり外宮の末社なり。斯くて御廐より裏參道を表に向へば、豊川に小橋を架す。之を北御門口御橋といふ、橋外は神苑にして、橋内は宮域なり。

御常供田

上御井

以上の外、尙ほ逸すべからざるは御常供田と上御井となり。即ち大宮院の板垣北御門の前を西に進みて森林中に入れば、約二町にして田甫に達すべし、此の田甫こそは御常供田と唱へ兩宮朝夕の大御饌に供する御料を作る御刀代田なり。御刀代田に接して藤岡山あり。山麓に一井あり、多賀宮の附近なる下御井に對して上御井といふ。其の起源を釋ぬるに、天孫降臨に際し、度會神主の遠祖天村雲命は、天御祖神の御教に従ひ、皇大神並に天孫命の御料水として、高天原なる天忍石井の水を持ち降り、日向の高千穂宮の御井に注ぎ加へ、其の後も丹波國真奈井原の石井に移し、豊受大神の山田原に遷座あらせらるゝや、大宮地より西南に當れる岡の麓に御井を掘り、天忍石井の水を入れ加へて、永久に御饌調進の御料水と定め置

かれたりと傳へらるゝ、靈水なり。されば昔より朝廷の御尊崇も亦格別にて、若し此の御井に異變あれば、直に下御井の水を以て御料に充てらるゝと共に、神宮より由を朝廷に奏し、朝廷にては其の事を卜し、勅使を派して神慮を伺はしめらるゝを例とせり。

世々を経て汲むともつきじ久方の

天よりうつす忍穂井の水(度會延誠)

忍穂井神
社

而して此の上御井の鎮守神として天村雲命を奉祀せらるゝ、但し別に神殿あるに非ず其御井を直に上御井神社又は忍穂井神社と稱す。斯る由緒深き神社なるを以て明治二十二年以後式年の御造替に當りては、必ず此の御井を修造せらるゝを定例とす、洵に尊き極みならずや。

第六節 神宮と神苑會

神苑會設
立の首唱

恭しく惟みるに、神宮の宮域は神宮の尊嚴と相待ちて萬古の神威を保たるゝ所なれば、宮域愈々壯嚴にして神德愈々顯然たるべく、神德愈々顯然にして國光愈々輝く所以なり。乃ち神德を虔仰し、國光を發揚するは、是れ我が國民の本分なり。今之を舊記に徴して宮域内の規模を考ふるに、古は大垣を距ること方四十丈以内には絶對に民家を營むを禁じ、毫末の穢汚も境域を犯すことなからしめたりと雖も、後世時運の推移と共に屋宇駢列して域内を侵犯し、屢々火災

の慘害を招きて恐悚に堪へざらしめたり。之を以て萬治寛文の火災に寒心したる徳川幕府は局部改修の土功を施し、近くは天保の火災に鑑みて、神宮上卿たる三條大納言實萬卿が、館町一部の撤去を斷行せしめられたる所以なるも、其の施す所は未だ以て完全なりと謂ふべからず、尙或は陋巷相交はり、烟塵相迫るの狀、頗る靈域を傷ふの觀あり。且夫れ明治維新以來の神都の狀況を視るに、禰宜は其の世襲を解かれ、御師は其の職を廢せられ、民力衰弊して未だ他を顧みるに遑なく、風物轉々荒涼の感なくんばあらず。是に於てか明治十九年宇治山田の有志深く之を慨し、奮つて宮域の肅清を計り、進んで神都の大觀を期せんとし、相謀つて曰く、斯業は壯大なり、獨り我等地方一局部の微力を以て能く期成する所に非ず、之を成すは衆力一致し、計圖宜きを制し、至誠以て事に従ふにあり、若し夫れ輕舉事を誤り、半途にして蹉跌することあらば、徒らに笑を江湖に招き、信を大方に失はん、思ふに之が立脚根底の地は即ち宇治山田なり。宇治山田市民は宜しく率先して協贊の誠を表せざるべからざると共に、一面には神宮司廳の補助を仰ぎ、一面には地方長官の獎勵に依りて廣く資金を募るを要す、是れ當路其の人の意向に徴して、然る後我等提携の方途を定むべきなりと。是に於て有志中の太田小三郎等は自ら進んで其勞に膺り、先づ神宮大宮司鹿島則文に説くに企圖の存する所を以てしたるに、大宮司大に之を壯とす。次に三重縣合石井邦猷に告ぐるに其の抱負を以てしたるに、縣令も亦深

く美譽を稱賛し、意見恰も符節を合するが如きものあり、機に臨み時に應じて之れが獎勵に盡力すべきを肯諾し、一等屬滿岡勇之助をして創立趣意書を草せしめ、名づけて神苑會と稱し、首唱者更に會合して規則書を起草するに至れり、是れ實に同年六月なりき。

神苑會創設趣意書

謹テ按スルニ 天祖ノ天孫ヲシテ斯國ニ君臨セシメ給ハントスルヤ、勅シテ宣ハク、豊葦原ノ瑞穂ノ國ハ 朕カ子孫ノ王タルヘキ地ナリ、爾皇孫就テ治ムヘシ、寶祚ノ隆ナル天壤ト窮リナカルヘシト。又 天璽ノ寶鏡ヲ取テ宣ハク、朕カ兒、此寶鏡ヲ視ルコト猶 朕ヲ視ルカ如クスヘシト。茲ニ 神武天皇豊葦原ノ國ヲ平定シ、都ヲ大和ノ橿原ニ創メ、以テ 皇統不變ノ基ヲ固クシ、垂仁天皇 天璽ヲ我宇治ノ五十鈴川上ニ鎮メ、天下億兆ト共ニ之ヲ敬崇シ給フ、於是 神德益彰ハレ、海内清寧、所謂神人和合ナル者是也。夫レ我カ神宮ハ天祖天照大神ノ鎮座スル所、天璽ノ永ク皇祚ヲ衛護スル所ニシテ、苟モ 神宮ヲ尊崇恭敬スルハ、則帝國ノ臣民其心肝ニ銘シタル自然天賦ノ義務也、嗚呼天下同胞ノ諸彦、恭シク聖代ノ鴻恩ニ浴シ、崇尊欽仰ノ誠意、如何シテ以テ天下ニ表章スルヲ得ン。維新以來、神宮四時ノ禋祀ヨリ威儀幣帛ニ至ル迄、絶エタルヲ繼キ廢レタルヲ興シ、典禮孔々備ハルト雖モ神都ノ規畫未タ十全ノ完備ヲ盡スヲ得ス、億兆ノ常ニ以テ遺憾トスル所也、帝國ノ臣民ニ

神苑會創設主旨

シテ鞠躬盡瘁、大ニ有爲ノ精神ヲ奮ハサレハ、自然天賦ノ義務ニ背ク者ト謂フヘシ、蓋神都ノ地タル山媚ヒ水明ニ、千歳ノ風致ヲ存スルヲ以テ、今善ク勝區ノ規畫ヲ修メ、神宮ノ莊嚴ヲ擴張スルハ同胞諸彦ノ宜シク奮テ以テ自ラ任スヘキ所也、故ニ今回神苑會ヲ組織シ、公衆ノ良圖ヲ集メ、大ニ計畫スル所アラントス。凡ソ 内宮ニ於テハ宇治橋以東ノ市街ヲ撤シ、更ニ神苑ヲ設ケ、苑中一大館ヲ興シ、神庫ノ寶物ヲ陳列シ、普ク庶人ヲシテ拜觀セシメ、外宮ニ於テハ其接近ノ地ト幽邃清潔ノ地トヲ選ヒ、四時ノ花木ヲ植エ市街ノ塵囂ヲ遠サケ一大勝區ヲ開キ、漸次神都ノ面目ヲ改更セントス。伏シテ惟ミルニ神宮ハ帝國ノ宗廟ニシテ、名教ノ中心ナリ、神武天皇ハ創業ノ聖祖ナリ、宜シク其神殿ヲ神苑中ニ興シ以テ其神靈ヲ祀リ、又倭姬命ハ垂仁天皇ノ朝、御杖代ト爲リテ 天祖天照大神ヲ奉シ、三十餘年間各地ノ山河ヲ跋涉シ、遂ニ萬古不易ノ神宅ヲ五十鈴川上ニ相ス、亦宜シク神殿ヲ苑中ニ興シ、以テ其神靈ヲ祀ルヘシ。其他和氣、鎌足諸公以下、楠新田ノ如キ忠貞節烈、苟モ皇基ニ關シ偉勳炳焉ノ諸公ハ、皆宜シク神苑中ニ興シ、以テ其神靈ヲ配祀セハ、獨リ神宮莊嚴ノ擴張ノミナラス、古來有勳ノ諸靈ヲ宗廟ノ苑中ニ慰メ、彌我帝國ノ萬國ニ卓絶スルノ盛事ヲ顯揚スルニ足ラム、而シテ遠ク 天祖冥護ノ聖德ニ酬イ、近ク昭代雍熙ノ恩ニ答フ、正ニ此時ニ在リ、積年ノ思念自ラ措ク能ハス、叨リニ僭越ヲ省ミス、斯ノ神苑會創設ノ舉ヲ首

唱スルニ至レリ。嗚呼我同胞諸彦、今ニシテ此神恩ヲ報セスンハ、既往ノ追フヘカラス、良圖ノ再シ難キヲ如何セン、敢テ諸彦應分ノ資財ヲ抛チ、速ニ本會ノ目的ヲ贊助セラレンコトヲ、是レ當ニ 天祖天照大神ノ聖德ヲ奉謝スルノミナラス、則我帝國臣民ノ光榮ヲ四海ニ輝シ、仰イテ太平ノ盛事ヲ觀ルヲ得ン、爲メニ謹ンテ我同胞諸彦ニ告ク。

此の趣意書に據りて普く天下に訴へ、更に神苑會規則書を作成して、其の企畫の一般を公示したるが、該規則書の緒言の前半は、前掲の趣意書と殆んど同文なるを以て、左に其の後半に於ける一節を採録して本會の精神を窺はんとす。

神苑會規則書緒言の一節

夫レ惟ミニ神都ノ地タル山媚ヒ水明ニ、千歳ノ風致歴然心目ヲ洗フカ如ク、神路朝熊ノ諸嶺ハ、巍々トシテ倉田岩戸ノ二山ト相對シ、秀靈幽邃ノ氣、發シテ大瀧小瀧ノ飛泉トナリ、清冽洗濯ノ水、流レテ二見ノ渚ニ朝宗シ、紫爛渺々ノ間、志州群島碁峙ノ光景ヲ現出ス、又西南ニハ野後ノ別宮、阿曾ノ礦泉アリ、其他重疊疊嶂、崦轉相屬シテ紀伊ニ互リ、木津呂溪山ノ如キ其名勝古跡、皆以テ内外人士ノ遊覽ニ供スヘシ。然レトモ古來大廟域外ノ規畫ヲ經理スルモノ之レ無キカ爲メ、一タヒ宮域ヲ出ツレハ、道路荒廢、榛荆地ニ滿チテ、人ヲシテ歎歎流涕セシムルノ現状ヲ呈シ、天下ノ勝區ヲシテ泯然荒寥陰鬱ノ中ニ埋没セシム

神苑會規則書緒言の一節

之レ實ニ千歳ノ遺憾也。因テ茲ニ 大廟宮域ニ接スル人家ヲ撤去シ、幽邃清潔ノ神苑ト爲シ、市街ノ塵囂ヲ遠サケ、次テ倉田山ニ一大壯觀ナル苑圃ヲ開キ、博物館、書籍館、水族館、禽獸園等ヲ設ケ、宇内ノ天産人巧ヲ蒐集シテ、公衆ノ耳目ヲ煥發シ、夫ノ名山古跡ノ形勝ヲ修メ、車道ヲ連絡シ、秩然神都ノ規模ヲ整理シ、畏クモ 垂仁天皇ノ億兆ト共ニ 天祖ヲ恭敬尊崇シ給フ所ノ聖謨ニ副ヒ、益神威ヲ振ヒ國光ヲ輝シ、鞠躬盡瘁大ニ有爲ノ精神ヲ奮ハント欲ス、而シテ今斯ノ神苑會ヲ組織スルニ先タチ、公衆ノ良圖ヲ集メ、其計劃方法ヲ定メント欲スレトモ、天下ノ廣キ、億兆ノ夥シキ、普ク詢ル能ハス、我輩神都ノ下ニ棲息シ、積年ノ思念自ラ措ク能ハス、叨リニ借越ヲ顧ミス、神苑會創設ノ舉ヲ首唱スルニ至レリ。

神苑會の
本蹟

斯くて明治十九年十二月、神苑會創立の認許を得るに至りしを以て、其第一着手としては、先づ兩宮接續地開苑の事に従ひ、宮域萬古の尊嚴を保ち、上古典雅の餘韻を探討して池塘の名勝を考索するに努め、其第二着手としては、土地高燥にして形勝を占めたる倉田山二十有餘萬坪の地積を經營して、徵古館、農業館、圖書館等を設立するにあり。而して拮据奮勵着々事業の進行すると共に、次第に國家的大規模の運動計劃と爲り、明治二十二年に至りては事務所を東京に移し、會頭、副會頭、評議員には名士大家を依囑し、各府縣知事に委員總長を

第一第二
の計劃事
業

神苑會の
下

託して、弘く勸助の便を計り、且忝なくも有栖川宮熾仁親王殿下を總裁として仰ぎ奉るの榮を得たり。既にして明治廿八年正月熾仁親王殿下の薨去あらせらるゝや、同年六月更に威仁親王殿下を總裁に戴き、前後二十五年間を費して當初の目的を完成したり。而して兩宮神苑開設の爲めに買収したる土地二萬百餘坪、民家の撤去百八十三戸、内宮の宮域を補正せんが爲めに買収したる地積千八百二十六坪、風致の爲めに内宮附近の山林を購入したるもの五十萬八千五百十五坪に及び、内宮神苑には管玉の井、金環逕、御蓋亭を作り、外宮神苑には勾玉池、銀環堤、神苑燈、駕鴛亭を設け、噴泉池沼の二者を以て兩宮神苑の骨子と爲し、之に配するに花卉を以てし、春繡秋錦併せ得て風趣を添へしめ、必ずしも典故に拘泥して牽強附會の稱呼を下さざるに努め、更に神苑の別區として倉田山に三萬九千餘坪の地を需め、農業館並に徵古館を建設し、此等の事業完成と共に、土地、建築物、陳列品を舉げて神宮に獻納し、茲に當初の目的を達したるを以て、明治四十四年四月神苑會を解散したり。爾來其遺業は神宮の管内に屬したるが、神苑の整備に依りて宮域の尊嚴肅清を加へ、益々崇敬虔仰の精神を深からしめ、更に徵古館農業館の開設に依りて國民の知能啓發に資する所尠少ならず、嗚呼神苑會は既に解散せられたりと雖も、其の事業と偉績は洵に永遠不朽と謂はざるべからず。而して此等の事業に要したる資金は七十一萬六千餘圓に及び、總べて之を内外一般の寄附金

神苑の風
致

倉田山の
經營
神苑會の
解散

所要の資

に待ち、殊に 皇室よりは悉くも御内帑金を下賜あらせられ、皇族各宮殿下よりも亦多額の御寄附あらせられたるは、國民一般の感激恐懼に堪へざる所なり。斯くて神苑會の解散に臨み別に金三萬二千四百餘圓を神苑文庫建設費として神宮に獻納し、神宮の社會的教育事業を助成するに至りしは、又同會掉尾の美譽と謂はざるべからず。而して解散の年十二月工を竣へたる神苑會記念碑は、「巍然として倉田山庭園の南端に峙ち、「崇敬至誠」の四大字題額は、總裁宮威仁親王殿下の御筆に成り、碑の撰文及び書は當時の帝室博物館長股野琢氏の執筆にして、二十五年間同會經營の事蹟は、赫々として之を千歳不朽に傳ふるを得べし、其の碑面の記は左の如し。

神苑文庫

記念碑

天祖建極垂統。德配天地。神宮之尊嚴。億兆崇敬焉。迨王綱解紐。武臣專橫。禁制漸弛。至有褻瀆靈境者。可勝嘆哉。明治維新。百度更革。此地未復古。鄉人夙圖廓清。十九年遂創設神苑會。百方經紀。事始就緒。朝廷賜金。神宮司助資。會員頓加。醴金亦不尠。因奉有栖川宮爲總裁。囑顯官名士。分擔會務。於是。在內宮。撤民屋五十六戶。拓土七千五百三十步。在外宮。撤民屋百二十七戶。拓土一萬二千五百七十一步。開園地。植花木。以爲神苑。旁購山林五十萬餘步之地。以添內宮風致。又買收倉田山凡三萬餘步。誅荆棘。填豁壑。剏建徵古農業二館。品彙類集。以供衆庶觀覽。靈境之宏麗莊嚴。迥軼前日。神苑會之功。

可謂偉矣。頃者會員胥謀。欲樹石勒記。以傳于後。徵余文。乃叙其梗概云。

明治四十四年三月

帝室博物館總長正三位勳一等 股野琢撰并書

然り神苑會の功、又偉なりと謂ふべきなり。

第八章 舞樂、祭典、神事及び親謁奉幣

第一節 神宮と神樂

神樂の起源

我邦に於ける舞樂は神樂より始まり、神樂は天之齋殿前の神樂を以て濫觴とす。而して神武天皇崩御の鎮魂祭に神樂を奏せられたることは古語拾遺に見えたり。されど後世の祭儀は、天武天皇以後に起りしもの如し。大寶令には既に雅樂寮ありて、歌師、舞師、笛師、歌人、歌女、舞生、笛生、笛工等を置き、延暦には神笛生あり、弘仁以後は別に大歌所を置かれて神樂、催馬樂、風俗歌等を所管とせられ、雅樂寮は唐樂、高麗樂を所管とす。

大寶令

延暦、弘仁時代

貞觀、延喜時代
歌章の勅定

貞觀に至りては、更に神樂歌を撰定せさせられ、祭祀に當りて之を奏せしめられたるもの即ち今日の神樂にして、其の歌は古曲を採り、兼ねて新曲及び俚謠をも添加せしものもあり。延喜には其の曲譜を、長保には其の歌章三十八曲の勅定ありたり。

神樂の式

之より先き奈良朝以來は、豐樂院内に於て臨時に神樂を行はせ給ひしが、一條天皇の長保四年よりは、温明殿なる内侍所に於て隔年十二月に奏樂せしめられ、後七十餘年を経て白河天皇の承保年中より、毎年之を行ふ事と定めらる。其の式は極めて壯嚴にして、先づ庭燎の歌を

人長舞

試み奏し、本拍子(左)、末拍子(右)の座に伶官六七人づゝ白衣の直垂、立烏帽子にて分坐し本末の上首各々笏拍子を執る、其の樂器は本座に六絃の和琴、六孔の神樂笛各一人、末座に篳篥一管、先づ閑韓神を歌ふ、其の調閑雅にして、曲節極めて緩なり。現今神宮にて奉奏せる神樂の中、人長舞には早韓神と其駒の二曲あり、之を人長舞と稱するは、神樂人に長たる人長の起ちて舞ふが故なり。而して韓神は大神の子、素戔鳴尊の孫にして、此神の神樂に與かり給へる所以は、延暦遷都の際、造宮使に於て宮中より此神を他に遷し祀らんとするに當り、神事を行ひたるに依る。

早韓神の曲

人長舞早韓神の曲

本歌

三島木綿、肩に取り掛け、肩に取り掛け、我れ韓神の、枯萩せんや、枯萩せんや。

末歌

八平葉盤を、手に取り持ちて、我れ韓神の、枯萩せんや、枯萩せんや。

枯萩の萩は或は招禱の文字を充つ、後世言ふ所の神降なるべし、枯は虚にて徒らに實なき招禱事せじと神に告ぐる心ならん。本歌は本方(左)の上首にて拍子取り、第一句を獨奏し、第二句以下は本末連吟なり、末歌も同じく第一句は末方上首の拍子獨奏にて、第二句以下は本

末同吟なり、拍子早きが故に早韓神の稱あり、人長立ちて兩座の中央に舞ひ、卷纓冠にて袍太刀を佩き、右手に賢木さかきを採り、徑八寸に一尺八寸の柄附きたる木輪を添へ、其の輪は鏡に象り柄は劔に擬したるものなり。

其駒の曲

人長舞其駒の曲

その駒ぞや、我に草こふ、草取りかはん、轡取り、草取りかはんや、水かはんや。

又た倭舞やまとまひといへるあり、倭の風俗舞にして、青摺衣あざぢりぎに袖を持ち、宮人の曲を舞ふ。全く神宮に於て製作したる特種の少女舞(四人舞)なり、其の歌左の如し。

倭舞

倭舞

宮人の、させる賢木さかきを、我れさして、萬代よろづよまでに、かなであそばむ。

舞樂の沿革

神宮神樂殿に於て奉奏する神樂は、即ち前記の倭舞、人長舞、及び舞樂の三種にして、其の舞樂には、左舞九曲、右舞七曲あり。今舞樂の沿革を考ふるに、我國の雅樂に於て歌を主とするを歌物即ち聲樂といひ、樂器の奏樂を主とするを管絃即ち器樂といひ、此の兩者に舞を加へたるを舞樂といふ、舞樂の起源は神功皇后征韓の時、吉士舞よしまひを傳へしに始まり、允恭天皇の御大葬には、新羅樂生の歌舞せるあり、當時百濟高麗も相前後して學術を我國に傳へしかば新羅樂以外に百濟樂高麗樂も亦夙に傳來せられたるは推知するに足るべし。殊に繼體天皇

吉士舞

樂所の設置
高麗樂

は百濟より五經博士を徵して、篤く文教を布き給ひ、此等の博士は交代して其任に當りしかば、音樂師も亦同じく、交代來朝せしもの、如く、欽明天皇の御世には、百濟より樂工三人を貢して前者に代へんと請へるにても、略ぼ當時の狀況を知るを得ん。斯くて聖德太子は、佛法僧の三寶に供養するには蕃樂を必要とすと唱へられ、自今樂工を世業とし、其の課役を免せんことを奏請せられしかば、則ち勅許ありて、難波の四天王寺に樂所を置かれたり。而して蕃樂とは三韓樂にして、後世之を高麗樂と總稱す。

天王寺樂人

樂の坐部及立部

四天王寺に樂所を置かれし以來、其の天王寺樂人は秦姓にして、東儀、林、蘭、岡の四家あり。但し從來傳習せしものは、謂ゆる坐部の伎にして吹彈のみに屬せしが如きも、推古天皇の二十年、百濟人味摩之あじまのといへる者來化し、吳の伎樂を傳へしより、始めて立部即ち舞伎あるに至れり。元來高麗國は北支那より音樂を傳へ、百濟は南支那より傳ふ、故に百濟の吳伎樂と言ふは其の由て來る所を知るべし、蓋し吳伎樂は中世に至る迄諸大寺に存せしが如きも今は法隆寺及び東大寺に唯だ其の舞面を見るのみ。

支那音樂の傳來
五節の舞
曲及び蹈

孝徳天智の兩朝には唐の制度を取捨して政治上の改革を行はれ、遣唐使、遣唐留學生等の往來も頻繁と爲りたるを以て、支那音樂を傳へしは此の時代に在りしもの、如く、天武天皇は上下を和睦せしめ、天下の靜平を期せんは禮と樂とに在りと宣ひ、五節の舞曲を親製あらせ

唐樂

られ、又大極殿前に數多の男女を召して踏歌を行はしめらる、踏歌は支那歌なり。且つ三韓の樂をも奏させ給ひ、持統天皇も亦た漢人の踏歌を御覽あらせられたり。

尋で大寶令の制定あるや、雅樂寮に唐樂師十二人、高麗百濟新羅の樂師各四人を置き、其の樂生は合せて百二十人、外に伎樂師、腰鼓師あり、大寶二年正月の御宴には、五常樂、太平樂の唐樂曲目始めて見え、慶雲元年には、遣唐使粟田真人が唐の樂曲を齎し歸り、天平七年には、遣唐學生吉備眞備が歸朝して律管樂譜を献じ、其の翌年天竺僧仙那、林邑僧佛哲來化す、林邑は今の安南なり、其の僧佛哲は天竺樂を熟知せるを以て、聖武天皇は毘盧遮那佛の建立に際したるを悦び給ひ、樂生をして其の樂を傳習せしめらる、是れ即ち印度樂を傳ふるの始めにして、從來の支那樂と合せて佛寺齋會には必ず之を奏せしめらる。當時奈良の樂人は、上、奥、芝、辻、窪の五家にして、共に狛姓なるが、此等は皆支那印度の樂を世業としたり。

印度樂

既にして桓武天皇の平安奠都となるや、支那樂印度樂を專修したる奈良樂人を左京に置き、

左舞右舞

雅樂師の
改定

夙に三韓樂を傳へたる天王寺樂人を右京に置かれたればにや、左舞右舞、の名稱起り、之を左方右方、若くは單に左右と唱ふるに至れり。尋で平城天皇の大同四年雅樂師の改定ありて唐韓の樂師以外に、林邑樂師即ち印度樂師、及び度羅樂師を置く、度羅は其の當時耽羅國と

渤海樂

稱す、今の濟州島なり、而して此の時代より渤海樂の傳來あり。渤海は靺鞨なり、神龜年間より交聘あるも、表文に不遜の言辭多かりしかば、善隣の道圓滑ならざりしに、延暦十四年の聘使が上れる表文は、其の辭氣宜しきを得たるを以て、渤海使は爾來我國に歡迎せられ、從て其の齎せる音樂も多く納れらるゝに至り、支那樂印度樂を左舞即ち左方とし、高麗樂渤海樂を右舞即ち右方とせられたり。

古樂新樂

大中小曲

番舞

武舞

走物

然れども此等の舞樂を古樂新樂に分ち、印度樂は總べて古樂とし、支那樂に於ては唐以前の曲、例へば蘭陵王の如きを古樂とし、唐代の樂を新樂とし、高麗渤海の諸曲は總べて新樂に屬す。而して其曲には大中小の別あり、新古を論せず六人舞を大曲、四人舞を中曲、二人若くは一人舞を小曲とす、又た準大曲、準中曲あり、一人舞にも中曲に屬するありて、必ずしも一定せず。更に番舞と稱するは、左右互に奏して一番の舞曲とす。例へば陵王(左)と納蘇利(右)、迦陵頻(左)と胡蝶(右)の如き、左方先づ舞ひ、右方之に次ぐ、而して其の左に對して右を答舞と言ふ。されど左右互に奏するのみならず、太平樂(左)と倍臚(左)、拔頭(左)と還城樂(左)の如き、共に左舞の曲にて番舞もあり。又た武舞と稱せらるゝは、皇帝、奏王、武昌、散手、倍臚の破陣五曲にして、劔を佩び鋒を執るが故に斯く稱せられ、陵王、散手、拔頭、還城樂(以上左)、貴德、納蘇利(以上右)の六曲を走物と言ふ、其の舞態の左折右旋、前進後

童舞

退して、勇壯活潑の動作あるに依る。又た童舞わらわしと稱するは、迦陵頻、五常樂(以上左)、胡蝶、登天樂(以上右)等なり。

俗人と衛府の官

武官と樂司

蓋し奈良朝時代には、外國樂を以て佛供養の用に供せられたりしが、平安朝時代に入りて、嵯峨天皇は殊に音樂を好ませ給ひしより、遊幸飲宴には唐樂高麗樂を奏せしめられ、新羅人沙良眞熊が琴の秘曲を傳ふとて、右近衛將監を授け給へり、されば此の時代よりして俗人は衛府の官を懸くるに至り爾來一千餘年の例官となれり。若し夫れ武官にして音樂を司るに至りしは、中世に在りては阪上田村麿の時代に生まれり、田村麿を近衛大將に親任あらせ給ひて近衛の官人は殊に近く召し置かれ、遊幸内宴にも御側を離れしめざる事となり、扈從の武官中には聖旨を奉じて奏樂に従ひしより、遂には慣例を作るに至れり。然れども之より先き親衛武人の歌舞は、大伴部佐伯部の如き禁門守護の任として、久米舞を奏せし古例ありしを逸すべからず。

尾張濱主
と音樂の
振興

尋で仁明天皇も亦音律に精通あらせ給ひ、伶官尾張濱主を唐に遣して樂曲の秘奥を究めしめ其の歸朝するや斯道大に振ひ、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、朱雀、村上の歷朝に於て益々其の隆盛を見るに至り、就中宇多天皇の皇子敦實親王は、歌舞堪能の聞え高く、當時高麗の樂譜に準據して、新に仁和樂、延喜樂、胡蝶等を作らせ給へるなりき。其の後ち一條天皇

も聲律に通じ給ひければ、神樂、催馬樂の譜を新定あらせ給ひ、長保四年、始めて内侍所にて神樂を奏させ給へり。

京都の伶官

當時京都の伶官は、多、戸部、豊原、安倍、山井の諸氏なりしが、戸部氏は尾張濱主の裔なるも其の家絶えたり、多氏は最も舊家にして世々神樂を奉仕し、唐樂、高麗樂を兼業し、子孫其業を襲ぎて右舞を専修したり。降つて堀川天皇に至り大御心を神樂雅樂に寄せられ給ひ、秘曲の絶えなんとせしを繼がせられしかば、源平の武士も亦音樂を好み、源義家、義光の如き、或は平清盛の如きは嚴島に樂所を建て、天王寺の樂人を分移せしめたるを見る。

樂曲の數

重なる樂書

樂曲の數に至りては、和名抄に唐天竺百三十曲、三韓渤海三十曲、合して百六十曲を收む。此書は延長中の撰なりといへば醍醐天皇の朝なり、爾後樂曲には幾多の興廢増減あるべし。若し夫れ樂書の重なるものに至りては、三五要錄の琵琶譜十卷、仁智要略の箏譜十一卷あり共ニ妙音院師長の著なり。又た教訓抄十卷は天福年間狛近眞の著にして、續教訓抄十四卷は文永年間狛朝葛の著なり。更に應仁亂後に於ける大著述としては、正四位下豊原筑後守統秋が樂の沿革を明にしたる體源抄十三卷あり。徳川時代に至りては元祿年間に、伶官正四位下安倍飛彈守季尙の著せる樂家錄五十卷あり、正徳年間には從四位下狛伯耆守近家の樂名考一卷あり、同時に新井白石の樂考一卷あり。

樂の盛衰

されど舞樂にも盛衰あるを免れず、鎌倉以前は既に述べたるが如く、鎌倉以後南北兩朝を経て後相原天皇の御世には、尙ほ踏歌節會に萬歲樂地久、皇帝新鳥蘇、太平樂長保樂の舞樂三番を行はせられ、右舞は多氏、左舞は奈良樂人之を勤めたりしが、爾後戰國時代と爲りて京洛は年毎に荒れすさび、公卿は次第に散逸し、伶人も其の職を守ること能はず、戰亂一百年朝廷の陵夷殆んど極まりしも、後陽成、後水尾の兩朝に至り、關白豐臣秀吉、將軍徳川家康相踵ぎて禮樂を興し、樂曲も亦復舊し、舊來の伶官も奈良及び天王寺より徵せられ、天正十六年四月の聚樂第行幸には、萬歲樂、延喜樂、太平樂、陵王納蘇利、還城樂振頭等の五番の舞樂あり。江戸時代に至りては益々盛にして、神宮に於て奉奏せらるる舞樂の種目のみに於ても左の如き多數を示せり。

(左舞)

賀殿、北庭樂、承和樂、陵王、萬歲樂、

甘州樂、五常樂、春庭樂、央宮樂、

(右舞)

延喜樂、仁和樂、胡蝶、納蘇利、林歌、

登天樂、白濱、

神宮奉奏の舞樂の種目

賀殿

此の外、神樂には倭舞、人長舞あり、人長舞には早韓神、其駒の二曲あること既に述べたり。左舞の賀殿は新樂中曲にして四人舞なり、一名嘉殿樂、甘泉樂、含泉樂等の稱あり、樂曲は唐より傳來し、舞曲は本邦にて作れり。即ち仁明天皇の承和中、遣唐判官藤原真敏が琵琶譜を傳へ來りしを、和邇部太田磨之を笛譜に寫し、林眞倉が勅に依りて舞を作りしものなり。其名の甘泉樂より推すに、唐の郡國志に、「帝以五月一避暑甘泉宮八月乃還」とあれば、甘泉宮にて奏せし樂なるべし。本邦に於ては大臣大饗に此の舞を奏す。

北庭樂

北庭樂は新樂中曲にして四人舞なり、一名を北亭樂、又は北亭子といふ、唐の西涼節度使蓋嘉運の作る所のものと、更に西涼州一名西涼曲とて、古樂として傳へたるものとあり、而して唐書に涼州曲は西涼の獻する所なりとあれば、輪臺、甘州等と共に西域の風俗たる所謂散樂なれど、此の西涼曲は遂に絶えたり。或は曰く、北庭樂は宇多法皇の亭子院不老門の北庭にて作らせ給へるに依り此の名ありと、今將た其の是非を知らず。

承和樂

承和樂は新樂中曲にして四人舞なり、一名を冬明樂といふ。仁明天皇の御世、勅して此の樂を作らしめ、黃菊の御宴に奏せしめられしより、年號を冠して承和樂と命名せらる。蓋し唐にも承和樂あり、南朝の梁陳舊樂は吳楚の音を雜用し、北朝の周齊舊樂は多く胡戎の伎に涉るを以て、之を斟酌して大唐十二和の雅樂を作り、第十二承和樂といへり、本邦の承和樂も

亦之に倣ひたるもの歟。

陵王

陵王は古樂中曲にして一人舞なり、一名を蘭陵王、羅陵王、没日還午樂といふ。支那北朝齊の蘭陵王長恭、勇武なれども面貌秀麗にして威嚴の揚らざるを慮り、常に獍猛の相ある假面を被りて戰場に臨み、曾て大に周師を破る。軍中相共に歌謠して蘭陵王入陣曲を作り、王の指揮奮闘の狀に擬して此舞を作る、其の持ちたる長一尺二寸の金の桴は鞭にかたざれるものなり。されば此の舞樂は支那樂にして印度樂には非ず。然るに一説には佛哲の齋せる林邑樂なりとも言へり。そは蘭陵王と羅陵王とを混同せるより起れるものにて、羅陵王とは佛説八大龍王の一なる娑喝羅龍王の上略なるを、陵と龍と同音混訛せしものゝ如く、遂に又た蘭陵王と羅陵王とも其曲名の酷似せるより混用奏樂するに至りしものゝ如し。

萬歲樂

萬歲樂は新樂中曲にして六人舞なり、一名を鳥歌萬歲歌といふ。用明天皇の御製作ともいひ隋煬帝の時又は唐の則天武後の作なりともいふ。即ち武後の飼ふ所の鸚鵡あり、常に萬歲を唱ふ、仍て喜びて此曲を作る、故に鳥歌萬歲の名ありと。醍醐天皇の大井川御遊の時、雅明親王纔に七歳にして此曲を舞ひ給へるに、姿儀節奏殊に秀美なれば、天皇深く嘉賞し給へりといふ。

甘州樂

甘州樂は新樂小曲にして四人舞なり、一名を衍臺又は甘州鹽といふ、鹽は歌曲の名にして、

五常樂

樂は舞曲の稱なり。蓋し甘州は今の支那甘肅省なり、而して之を衍臺といふは、衍は沙漠の義にして、甘肅地方にも沙漠多し、衍臺とは即ち其地方の官衙を稱する歟、此の曲は唐の玄宗皇帝の作なりと傳へられ、皇太子降誕第七夜の御宴に奏せらるること體源抄に見えたり。五常樂は新樂中曲にして四人舞なり、一名を禮義樂又は五聖樂といふ。唐の太宗の親製に係り、仁義禮智信の五常を宮商角徵羽の五聲に配す、序、破、急の三者を備ふること完全なるを以て、曲譜を修むる者先づ之れより入らざるはなし。

春庭樂

春庭樂は新樂中曲にして四人舞なり、一名を和風長壽樂、夏風樂、春庭花、春庭子ともいふ。唐の則天武後の長壽年間の製作にして、我朝の延暦年間に遣唐舞生久禮真然之を傳へ來たりしも後ち中絶したるを以て、仁明天皇の勅に依り和邇部太田麿、犬上是成等再造して春庭樂と名づく、爾來狛氏のみに傳はり、堀河天皇の御世、狛光季等四人之を奏したれば世始めて此の舞あるを知れりといふ。古來東宮冊立の時之を奏し、總べて春の節會に行ふ舞曲なり。

央宮樂

央宮樂は新樂中曲にして四人舞なり。時としては二人にて舞ふ事もあり。唐樂なり。仁明天皇の承和九年、道康親王を皇太子に冊立せらるゝ時、林眞倉に勅して此曲を作らしむとあれど、恐らく舊樂を再興せられたるを言ふなるべし。蓋し央宮とは未央宮の上略にして、未央宮は前漢高祖の時、蕭相國が新に造りし宮殿なれど、唐代に至りても長安新京に造られて、

天子常居の宮室たりしなり。

延喜樂

以上は左舞に屬し、延喜樂より以下は右舞に屬す。延喜樂は新樂中曲にして六人舞なり、一名を花榮樂といふ。其の曲譜は延喜年間に笛師和邇部道麿の作、若くは延喜八年に左近衛中將藤原忠房の作なりと傳へ、其の舞は敦實親王の作なりといふ。仁和樂と同じく年號を樂名とし、慶賀の際必ず奏する所の舞曲なり。

仁和樂

仁和樂は新樂中曲にして六人舞なり。光孝天皇の勅に依り仁和中、百濟眞雄此の樂を作り、年號を以て樂名とす、本邦に於ける樂曲製作の始なり。

胡蝶

胡蝶は新樂小曲にて童舞四人なり。單に蝶と呼び、迦陵頻と連稱して蝶鳥と唱ふ。延喜六年宇多上皇が童相撲御覽の時、藤原忠房此の曲を作り、舞は敦實親王の作なり。

納蘇利

納蘇利は新樂小曲にして二人舞なり、一名を雙龍舞といふ。舞者一人なる時は落蹲らくせんと稱す、舞中に跪く手あり、故に稱す。走物はしりものの一にして、面は紺青と綠青との兩色なり、長六寸許りなる黒漆紅緒せきの桴たばを旋轉して舞ふ。

林歌

林歌は一に臨河に作る、新樂小曲にして四人舞なり、右舞平調は唯此の一曲あるのみ。梵竺の曲なりと言へど、催馬樂さいばらの老鼠おねねの歌に合へり、其の歌は、

西寺の、西寺の、老鼠、わか鼠、御裳づんづ、袈裟づんづ、法師に申さん、師に申せ、法

師に申さん、師に申せ。

此の老鼠の歌は其の當時持て囃されし流行歌にして、世の風潮を巧に描き出せる新曲なり。

袍の紋様を鼠としたるも時に取つての才覺にて、樂家錄に天道有祈誓、甲子日始奏之、爾來以之爲甲子之曲とあるは、鼠に縁みての事なるべし。

登天樂

登天樂一に登殿樂に作る、本邦の製樂にして殿上の童舞なり、新樂小曲にして、童六人舞とす。

白濱

白濱とは朝鮮の地名なるべし、新樂中曲にして四人舞なり。されど萬秋樂の答舞と爲る時は準大曲となりて後參舞あり。後參とは本樂既に奏し畢りて、四人の舞者中二人退きて樂屋に入り、拂子を取り來りて舞臺の二人に渡し、再び樂屋に退くや、拂子を執りたる二人は再び舞ふを以て後參の名あり。

祈禱所と神樂殿

以上神宮に於て奉奏せらるゝ神樂は、御師制度の行はれし當時に在りては、御師の私邸に於ける奉齋所にて行はれしも、神宮改制以後は神部署の管轄に屬し、既に明治五年七月、皇大神宮に祈禱所を設置せられ、同八年十二月には豊受大神宮にも之を設置し、十二年二月よりして御神樂奉奏を開始せしが、後ち祈禱所の名を廢し、兩宮共に神樂殿と稱せらるゝに至れり。其の昔、後西院天皇の御製あり、

今もなほ神代のまゝの跡とめて

歌ふ神の本末の聲

第二節 潔齋と諸祭典

必身の潔齋は清淨純潔を旨とし、清淨純潔は至誠を以て神人合一の域に達せんことを期するにあり、是に於てか神宮の祭典には必ず潔齋を先とす。されば齋王の其の選に當らるゝや、直に宮城を出で給ひて、京都の近郊なる野宮に潔齋を行はるゝこと三年、伊勢參向の後と雖も、終始齋戒あらせられ、齋宮寮の内院中には御汚殿と申す處ありて、齋王の月經時は此の御汚殿に避けさせらる。又た神宮奉仕の神官は、祭典前より參集所に參籠して、別火潔齋を行ひ、便通ある毎に一日幾回たりとも入浴するを例とす。獨り神官のみならず、遷宮の工事に從へる吏員工人に至る迄、皆悉く然らざるはなし。

此等の潔齋には、先づ藻鹽草を浴湯に和し、神歌を三たび唱へたる後入浴するを例とし、其の他神事に供奉する時は、常に必ず御鹽湯を濯ぎて祓ひ清むるを定法とす。斯る潔齋の用に供する御鹽及び神供の御鹽は、之を二見浦の清鹽より献じ、其の藻鹽草も亦然り。

神歌三唱
かき流す大山もとの五十鈴川

八百萬代に罪はのこらじ

外宮の神事に於ては、

宮川や清き流れにみそぎして

祈らんことの叶はぬはなし

二見浦禊所
と申す歌にてありき。又別に二見浦の禊清所と傳へしは、今一色の高城濱、西村の打越濱、及び江村の立石崎、松下の祓島等あり。就中高城濱は、毎年九月十三日、外宮の一禰宜以下「濱出」と稱して祓を修し、潮に浴する儀を行ひし所なり。又た祓島は、毎年六月十五日、内宮の禰宜以下「贊海神事」と稱して此處に來り、潮に浴して後ち守神を祭り、由忌の御饌に供進する三種の御贄を採り奉る儀を行ひし所なり。打越濱は、神都の住民が父母の服忌を解除する垢離場にして、新名所歌合書題の一に入りて、其の名世に聞ゆ。殊に立石崎は、倭姫命が皇大神の御船を進めさせ給ひし靈蹟なるを以て、往古より二見浦禊清所の第一とし、濱といへば二見浦、二見といへば立石崎を指すが如く聞ゆるに至れり、今興玉神社のある所即ち是れなり。

六色禁忌
潔齋と共に穢を忌まるゝこと最も深く、六色禁忌とて、一、喪を弔ひ疾病を訪ふこと、二、肉類を食ふこと、三、人を刑殺すること、四、罪人を決罰すること、五、俗曲を弄ぶこと、六、穢

觸穢

惡の事に預ること、以上は一定の日數を経るに非ざれば神宮に參拜するを得ざるの古例あり
又た觸穢しよくまとて、人の死、動物の死の穢に觸れたる輕重に依りて、參拜を差し扣ゆる日數に差
別あり。或は火災を目撃し、灸治を行ひ、産室に同宿したるのみを以ても穢あるを免れず。

四種の火

固より忌服令ありて、之に服することは他と一般ならざるべからず。殊に神宮に於ては不淨
の火を忌むこと最も甚しく、徳川幕府以前に於ける神都には各家に四種の火ありしといふ。
即ち一は一の火とて、來客に供する喫煙并に暖を取るの料、二は内火とて、家内の飲食等に
用ふるもの、三は九火とて内火の豫備火なり、四は別火とて、宮川以西に旅行すれば、歸來
三日間は別日たるを要す。されば其の當時に於ける神都の料理店又は飽盥屋の看板には、必
ず「清火」の大字を記し、之を清火屋と呼べるも亦面白からずや。

清火

大中小祭

叙上の如く清淨潔齋を旨として執行せらるゝ神宮の祭祀には、大祭、中祭、小祭の別ありて
各々重要なる特殊の意義を存するなり。而して其の大祭は、祈年祭、神御衣祭、月次祭、神
嘗祭、新嘗祭、遷宮祭、臨時奉幣祭にして、中祭は、日別朝夕大御饌祭、歳旦祭、元始祭、
紀元節祭、風日祈祭、天長節祭なり、此等大中祭以外の祭祀は小祭とす。明治二十四年八月
宇治山田の有志は神宮式典の完からざるを憂へて、左の建言書を當路に提出したり。

宇治山田
有志の建
言

神宮式典ノ儀ニ付建言

伊勢神宮ハ國基皇猷ニ關シ萬古典禮ノ重キヲ存スル處 列聖虔事ノ範億兆景仰ノ跡史録歷々
國家ノ典禮焉レヨリ重且ツ大ナルハ莫シ蓋謂ラク万古ノ典ハ舊規故例ノ重キヲ持シテ永ク斯
國ノ特性ヲ表彰スル所以ノモノナリ特性ハ神聖ナリ以テ國家ノ眞價ヲ特徴スベキ無二ノ稟賦
ニ屬セリ此典ノ重キヲ認ルモノ誰カ忽諸ニ附スアラランヤ
然ルニ生等情現狀ヲ目撃スルニ失典非禮見ルニ忍ヒサルノ措置ヲ施シ或ハ舊規古例ヲ蔑如シ
テ恬然憚ラサルモノアリ此ノ如キハ制裁ノ成文ナキニ乘シテ猥リニ經紀ヲ左右スルノ弊ニ非
ルハナシ果シテ然ラハ大典ノ傾覆ヲ如何セン國家ノ特性ヲ如何セン未雨ニ綢繆スルノ計ハ今
日ノ急務ト云フヘシ失典非禮實ニ匡正セスンハアルヘカラサルナリ生等茲ニ目撃ノ數例ヲ指
摘シ且其請フ所ヲ陳述セン

式年造營ノ制ハ 天武帝ノ朝ニ始マリ典ノ尤モ重キニ屬スルモノナリ造替ノ舉ル今ニ及ンテ
凡ソ五十次而モ規模搆制先規之レ守リ曾テ猥リニ改易ヲ施スコトナシ生等明治二十二年ニ於
テ此ノ盛儀ヲ拜セリ然レトモ之カ殘務ニ關シ造神宮使應吏員等カ爲ス所ヲ見ルニ正殿並ニ附
屬殿舎ノ古材ヲ公賣シ之レヲ民間ニ拂ヒ下ケタルコトノ如キ志士之レヲ慨シ新聞之レヲ論シ

世説囂々其非ヲ鳴ラサ、ルハナク其失典非禮ノ處置人ヲシテ喫驚嗟歎措カサラシムル所ノモ
ノアリ之レヲ極言スレハ悖倫非道ノ甚シキ始ント生等ノ言ニ忍ヒサル所而シテ尙且ツ之レヲ
爲スニ憚ラサルモノ、如シ且夫レ正殿ノ御屋根ニ銅板ヲ裝ヒ御柱ノ下ニ切石ヲ用非シカ如キ
池塘ヲ 宮城内ニ築キ放ツニ錦鱗ノ屬ヲ以テシ以テ遊園ニ擬シ遠古森嚴ノ觀ヲ損傷セシカ如
キ御廡ヲ改新シ其地位共ニ飼畜ノ法要ニ適セサルカ如キ猥リニ參道ヲ改修シ千歲ノ老杉枯死
ニ垂ンタルモノ數株ヲ見ルニ至リシカ如キ司應ヲ宮城内ニ移シ不慮ノ慮ヲ増シ、カ如キ古材
ヲ以テ池塘及參集所ノ築造ニ用シカ如キ外宮ノ別宮月讀宮ヲ修理シ以テ遊園ニ充ツルノ企圖
ヲ試ミシカ如キ是皆舊規故例ニ悖反セルノ著迹ニ屬シ世人ノ普ク着目咨嗟スル處生等ノ大息
長歎スル所ナリ吁嗟異例此ノ如キハ千載典禮ノ本義ニ乖キ歷代彝範ノ本旨ニ悖ルナキ乎之レ
ニ乖キ之レニ悖ル之レ國家ニ尙フヘキ特性ヲ振作スルノ道ニ非ルナリ今ヤ情勢ノ羈セサル所
世人動モスレハ神宮ヲ以テ官國幣社名祠巨刹ト同視セントシ古例舊規ノ如何ハ唯ニ措テ問ハ
サルノミナラス甚キハ其規模構制ヲ模シテ全然他ニ施サンコトヲ企テ或ハ在朝要路ノ指示ヲ
擁シテ叨リニ 神典ノ祕蘊ヲ發カストスルモノアリ凡ソ以上ノ異例ハ其事ノ實タリ浮説タル
ヲ問ハス之レヲ來タスノ罪古典ヲ辨ヘサルニ職由スト雖モ亦單ニ之レカ過失ニ歸スヘカラサ
ルモノアリ之レヲ要スルニ式典ノ明文ヲ以テセサレハ制裁ノ完登ニ得テ望ムヘケンヤ何ヲカ

式典ト云フ宮殿造營ノ制式ヨリ凡百祭儀ノ禮數ニ關シ條規ノ嚴明ヲ示スモノ生等ノ所謂式典
之レナリ

之レヲ前古ニ徵スルニ延曆ノ儀式ニ於ケル弘仁貞觀ノ格式ニ於ル共ニ制條ノ嚴明ヲ看ルヘク
延喜ニ至テ延喜太神宮式アリ以テ細大制式ノ大成秩然ヲ看ルヘシ後世戰亂ノ餘ヲ以テスト雖
モ猶當時ノ遺制ヲ恪守シテ近ク幕政ノ末ニ及ホシ、ハ脊々舊規ヲ服膺スルノ結果即チ然ルヲ
致ス所又以テ風規ノ存スル所ヲ知ラスンハアラサルナリ明治維新ノ變遷ニ際シ神宮ノ制大麻
ノ事神樂ノ事其他古例ノ改革アリト雖モ式年ノ造營ニ於ル四時ノ祭儀ニ於ル重典厚幣禮數ノ
甚タ備ハレルヲ見スンハアラス蓋シ歷世ノ彝範ヲ紹述セラル所以ニ非サルハナシ嗚呼國家此
範ナクンハ即チ止ム苟モ然ラス何爲ソ之レヲ不文ニ置クヘケン況ヤ非禮ヲ加ル既ニ前陳ノ如
キモノアルヲヤ霜ヲ履テ堅氷至ル警ムヘキ哉生等遺憾ノ情轉タ畏憂ニ堪ヘサルモノアリ夫レ
内治ノ要外交ノ急國家ノ多事何ソ限ラン然レトモ今ニシテ此ノ偉典ヲ整齊スルニアラスンハ
子孫何ノ日カ我特性ヲ内外ニ顯揚スルコトヲ得ン是レ生等カ微衷茲ニ不磨ノ成文ヲ須要トシ
之レヲ欽定ニ拜センコトヲ熱望スル所以ナリ

明治二十四年八月

此の建言は能く當路をして考慮せしむる所ありしものゝ如く、典儀整齊、祭祀其序を得たる

今日を見るに至れるに於て、豊多少の功なしとせんや。

新年祭

抑も神宮恒例の大祭は、二月十七日の新年祭を以て始まる。此の新年祭は風雨霖旱の災なくして五穀の豊穰ならんことを希ひ給へる大君の大御心を、皇祖皇大神及び豊受大神の大前に申し述べしめらるゝ祭典なり。上古は二月十二日を祭日とし、中世には二月九日と改め、現今は二月十七日とせられたり。今其の祭典の次第を見るに、先づ二月四日を以て朝廷より神宮及び官國幣社に奉幣せしめらるゝ之を班幣と稱す。延喜式に據れば、新年祭の班幣に預かるべき神社は三千一百三十二座の多數に上れり、而して此祭の起源は天武天皇の四年なりと傳へ、文武天皇の大寶令にも見えれば、其の由緒洵に遠し。されど足利時代には、朝廷の式

班幣

中絶及び再興

微と共に祭祀全きを得ずして、應仁亂後殆んど中絶の状態なりしを、徳川時代の元祿年間に至り、一禰宜守洪之を嘆じて公武に申請し、漸く其の形式のみを再興するを得たるも、未だ朝廷よりは奉幣の事なく、又た幣使差遣の事もなく、唯だ宮司禰宜以下、古の行事の形のみを行ふに止まりしなり。然るに明治二年、始めて奉幣の儀を再興せられ、爾來毎年絶ゆる事なく、二月四日班幣ありて、此の日大御饌祭を兩神宮に行ひ、尋で十七日午前八時を以て豊受大神宮に、同日午後一時を以て皇大神宮に奉幣の儀を行はせられるゝを例とするに至れり。而して此日は宮中に於ても午前九時を以て、賢所、皇靈殿、神殿の三殿にて同じく新年祭を

神御衣祭
和妙荒妙

執り行はせ給ふ。

織子と人面

次に恒例大祭として神御衣祭あり、即ち皇大神と荒祭宮とに和妙の絹布、荒妙の麻布の兩種の神衣を奉る祭にして、豊受大神は之に預からず。昔は毎年四月及び九月の兩度に行はれ、和妙の神御衣は、神服部の人々が三河國の赤引の絲を以て織り、荒妙の神御衣は、麻績連の人々が麻を績みて織りたるものにて、之を織る者女子なるを織子、男子なるを人面と稱す、其の赤引の絲といふは、赤は明にして清淨の意、即ち白色の絹なり。蓋し之れが起源は、天照大神の高天原に坐せる時、神服部の遠祖天御杵命、人面等の遠祖天八千姫をして、御衣を織りて奉らしめられたる故事に基づくなり。然れども斯る恒例大祭の一たる神御衣祭は遂に戰國時代に至りて新年祭と共に中絶せられたりしを、元祿十二年之を再興し、現今に於ては毎年五月十四日及び十月十四日の兩度に此祭を執行せられ、和妙は愛知縣栗原郡木曾川町大字外割田の特別工場、荒妙は奈良縣山邊郡福住村の特別工場に於て織らしめたるを、現今に於ては和妙は伊勢國多氣郡東黒部村大字大垣内の御機殿にて織り奉り、殿内には鎮守神二座を奉祀して神服部機殿神社と稱し、皇大神宮の所管社たり。荒妙は同國飯南郡機殿村大字井口中の御機殿にて調製し、殿内には鎮守神一座を奉祀して神麻績機殿神社と稱し、同じく皇大神宮の所管社たり。而して其の御機殿は又之を八尋殿とも稱し、大正三年五月以來、兩八

御機殿と鎮守神

尋殿にて各々和妙荒妙を調進し、其の織工は之を愛知縣及び奈良縣の工場より派遣せられたりしを、大正五年以降、機殿所在の村民の請願を容れ、其他の住民をして奉仕せしめられ、毎年五月及び十月の一日より織り始め、十四日の祭典當時之を皇大神宮に奉り、祭儀畢れば東寶殿に納めらるゝの例なり。且つ三河の赤引絲の由緒を以て、明治十四年以後、同國北設樂郡稻橋村及び外敷村より生絲二百目、同國渥美郡福江村及び外敷箇町村より同じく生絲五百目を献上して、毎年神御衣の織料に供するを例とせり。

兩度の月次祭

次に恒例大祭として月次祭あり、五穀の豊熟を祈る。月次は其名の如く月々の祭典なるを、特に六月及び十二月の兩度と定めて鄭重に祭儀を行はせらるゝに至り、神宮に於ける重大祭祀として此の兩月次祭と神嘗祭とを併せて特に三節祭と稱す。古例に據れば、六月及び十二月の月次祭には共に其の前月の晦日に於て齋王は竹川に臨みて禊祓し、其他の神官は度會川即ち今の宮川に於て大祓を行ひ、六月十五日には贄海神事とて、阿原本神崎にて御贄の魚を取り、同夜は御卜神事とて、神饌及び奉仕の神官に汚穢なきやを占ひ、外宮にては十五日亥刻に夕の御饌を、十六日丑刻に朝の御饌を供し、内宮にては十六日亥刻に夕の御饌を、十七日丑刻に朝の御饌を供す、之を由貴御饌と申す。斯くて齋王は十六日に外宮に、十七日に内宮に參向し、玉串を捧げて御拜あり、勅使は官幣を奉奠し、神官は祭儀を行ひ、事畢りて勅使

三節祭

月次祭の古例

以下直會殿に饗を賜ひ、倭舞、五節舞、鳥名子舞等を奏したり。然れども應仁亂後一旦中絶に屬し、勅使奉幣の事なかりしを、明治五年六月より再興せられ、奉幣祭祀其の道を得るに至れり。

神嘗祭

神宮三節祭の一たる神嘗祭は十月十七日を以て行はせらる。即ち當年の新穀を皇祖大神に奉り、兼ねて皇室と邦家の萬歳を祈り、天下萬民の安寧幸福を請ひ奉るなり。是れ實に神宮に於ける大祭中の大祭として古來最も尊重せられ、皇室に於かせられても鄭重なる御儀を盡し勅使を差遣して幣帛を奉らる。昔は九月十七日なりしを、明治十二年より十月十七日に改められ、十五日夜には興玉神を祭りて御卜神事あり、同夜及び十六日の曉には、朝夕の大御饌を豊受大神に奉り、十六日夜及び十七日の曉には、朝夕の大御饌を皇大神に奉り、更に同日幣帛並に荷前の調絹を奉ること兩宮共に同じ。

後西院天皇御製

長月やながきためしのみてぐらの

使は絶えじ神の御前に

其の祭儀 昔は此の祭日に當り、神官自ら神田に作れる稻穂を抜き取りて穂のまゝを櫛にかざせると、且は神郡神戸より献上したる懸力の稻とを内外の玉垣に懸け、齋王は木綿鬘を着け、太玉串

奉幣の再興

を執りて御拜あり、其の後忌部の人々幣帛を捧げ、中臣の人々宣命を讀み、宮司は祝詞を奏し、次に幣帛を寶殿に納めて勅使以下退下あり、直會殿にて御饗を賜ふこと月次祭に同じ。然るに平安朝の末より此の祭儀漸く衰へ、後土御門天皇の御世の末頃に至りては、勅使奉幣の事も全く廢絶に屬したりしが、後光明天皇の正保四年に再興の勅命下り、孝明天皇の御世よりして其の祭儀整齊せらるゝに至れり。

孝明天皇御製

たてまつるそのみてぐらをうけまして

國民やすくなほまもりてよ

且つ内宮に於ける大御饗奉奠には、板垣南御門なる五十鈴川の中島に石壘を設け、小橋を架し、豊受大神を御請待して、贄机を置き、河水に洗ひ清めて御饗を調理し奉るを恒例とするを以て、神嘗祭に於ても内宮の大御饗は斯くして行はれたるが、今は其の中島を失へるに依り、其の側なる御贄調舎に於て此式を行はるゝ事となれり。尙ほ當日には宮中に於ても賢所に此の神嘗祭を執り行はれ、天皇親ら神宮を遙拜あらせらるゝこそ畏こけれ。

新嘗祭

新嘗祭は十一月二十三日を以て行はれ、天皇今年の新穀を始めて聞食し給ふに臨み、普く之を天神地祇に供へ奉らるゝの祭式にして、古は専ら宮中神嘉殿に行はせらるゝ御祭典なりし

も、明治五年十一月以來、特に奉幣使を神宮に差遣して大祭を行はしめ給ひ、且つ官國幣社に奉幣せしめられ、宮中に於ては賢所、皇靈殿、神殿に神饗を奉らしむ。若し夫れ大嘗祭を行はせらるゝ年には、神宮に於て新嘗祭を行はず、其の大嘗祭の當日を以て祭祀を行ひ、其の祭祀は之を大祭とせらるゝの例なり。

櫻町天皇御製

玉柏白酒黒酒をうちそゝぎ

御嘗まつるあかつきのそら

遷宮祭

臨時奉幣祭

日別朝夕大御饗祭

遷宮祭及び臨時奉幣祭は、叙上の諸祭と共に大祭に屬す。而して其遷宮祭は既に之を述べたり、其の臨時奉幣祭は後段に於て別に之を述べんとす。故に茲には省畧すべし。次に中祭の第一として數ふべきは日別朝夕大御饗祭なり、此祭は外宮の御饗殿に於て、兩神宮並に各別宮に毎日朝夕二回の大御饗を奉奠するの祭儀にして、寶祚の無窮、年殺の豊穰、天下の泰平を祈り奉るなり。由來豊受大神は皇大神の御饗神にてましませば、雄略天皇の朝山田の原に迎へ奉りし以來、朝夕御饗の御相伴を勤め參らすなり。斯くて毎日朝夕二回の御饗は、之を外宮より内宮に運び上りしが、神龜五年正月十日、途にて穢に觸れし事ありしを以て、新に内宮にも御饗殿を造らるゝに至れり。

御水

此の大御饌に供ふる御水は、外宮宮域内の上御井の水にして、清淨無比なる忍穂井の若水なり。

忍穂井を今日若水に汲みそめて

御あへ手向くる春は來にけり(度會家行)

御飯と御料田

又た大御饌の御飯は、神宮の神領たる御饌料田即ち又た御常供田と申すなる神田の穀を以てし、延喜時代には伊賀國伊賀郡二町、大和國宇陀郡二町、伊勢國三十二町一段、合計三十六町一段の神田ありて、其中伊勢國度會郡五町四段を以て、三節祭並に毎日朝夕二回の御饌料に充てられたりしが、今日に於ては御常供田總段別二町九段七畝七步にして、之を細別すれば左の如し。

- 宇治山田市 大字今在家 二段五畝二十九步
- 同 岡本町 四段六畝二十步
- 同 豐川町 五段八畝十一步
- 同 八日市場町 八段二畝二十四步
- 度會郡四郷村大字楠部 七段二十步
- 志摩郡磯部村大字惠利原 一段四畝二十三步

現在の納入米

右の御常供田より納入せらるゝ現在の御饌料は、粳米九石七斗一升三合、糯米十一石八斗九升五合なり。而して神田の肥料は糞尿を用ひず、總べて清淨を尊び、専ら豆粕、鯨粕を使用せらる。

御鹽

二見浦の御鹽調進

御鹽は度會郡二見町大字莊村の東一町許なる海岸に御鹽殿ありて焼き調へ、朝夕の御饌並に年中諸祭の料に供せらる。そは始め倭姫命が皇大神を奉じて二見浦に御着船ありし時、佐見郡日女出で迎へて堅鹽を献上し、大若子命は鹽濱及び御鹽山を定め奉りし以來永世渝ることなく、兩宮共に御鹽燒物忌といへる神職を此地に置きて奉仕せしめ、中世以降は二見の里人を御鹽所の司職に任じたりしが、戰國時代に至り武人の跳梁に遇ひて御鹽調進の古例も絶えんとしたるを、徳川時代に至りて漸く繼續し、明治四年一旦廢絶して普通の鹽を再製供進せられたるも、十年以後之を復舊して古例に據れる設備を整へ、現今に於ては御鹽殿一字、御鹽燒所一字、御鹽汲入所一字あり、御鹽濱總段別二段六畝九步、水鹽採取量約六石、精製堅鹽一ヶ年所要額は凡そ二百個にして、其の御鹽殿には鎮守神として御鹽殿神社あり、皇大神宮所管社の一なり。

御饌の蔬菜菓實及び魚類

御饌の蔬菜菓實は、其の昔御園御厨より献納し奉れるが、現今に於ては二見町大字溝口に御園一町三段一畝九步を定めて蔬菜及び菓實を栽培し、堆積肥料を以て土壤の改良を計り、午

芳、胡蘿蔔、蕪等を始めとし、蜜柑、金柑、桃、梨、柿等に至るまで、朝夕の大御饌に供して不足を感せざるに至れり。而して魚類は鰻と鯛を主とし、其の鰻は倭姫命が志摩國御巡歴の際、國崎島に御贄所を定め給ひし由緒を以て、今も志摩郡長岡村大字國崎より取り寄せ、其の鯛は志摩郡磯部村の神戸より献上したりしを、後には尾張國知多郡篠島より献納したりし例に依り、今も篠島より取り寄せらる。而して御贄の漁區は、伊勢灣内を限り二十三ヶ所に及び、阿漕浦の如きも其の一なりしが、近時は三河遠江の沖合に至る迄も區域を展開せらるるといふ。

以上述べ來れるが如く、御水、御飯、御鹽、御贄の蔬菜菓實魚類に至るまで、斯の如くにして毎日朝夕二回の御饌に奉奠し、尙且つ其他の祭式にも供し奉るなり。

歳旦祭

中祭の第二は歳旦祭にして、歳旦の大御饌を大神に供へ、大御代の彌遠く彌永く隆昌ならんことを祝ひ奉るなり。されば宮中に於ても天皇親ら早旦に四方拜を行はせ給ふの御儀あり。

元始祭

元始祭は正月三日に行はせられ、宮中に於ては大祭の第一として、天皇親ら皇族以下臣僚を率ゐ、賢所、皇靈殿、神殿を祭り、皇位の元始を祝ひ給ふ祭典なり。明治五年正月御治定以來、神宮に於ては之を中祭として大神を祭り、大御饌を供へ、皇位の元始を祝ひ奉るなり。

紀元節祭

紀元節祭は、神武天皇が橿原宮に御即位禮を擧げさせ給へる其日を記念して祝ひ奉る祭式なり。

り、太陰曆の正月元旦を太陽曆に換算したる二月十一日を祝日とし、明治七年以後此日を紀元節と定められ、宮中に於ては大祭、神宮に於ては中祭として、天業の恢弘と皇基の確立とを祝し、大御饌を兩大神に供進し奉るなり。

風日祈祭

風日祈祭は、五月十四日及び八月四日を以て神宮に限り行はるゝ祭典にして、天下國家の爲め風雨の災害なからんことを祈り奉るより起れるなり。昔は四月十四日並に七月一日より八月三十日に至る間に於て、御笠神事及び柏流神事と唱ふる祭式を行ひたるが、何時の頃よりなりけん七月四日の祭典のみとなりしを、明治十二年、之を五月十四日及び八月四日と改められたり。

天長節祭

天長節祭は、天皇の御誕辰日を祝し奉る祭日にして、光仁天皇の寶龜六年詔して始めて之を定め、毎年諸寺に命じて轉經行道し、諸國に殺生を禁じ、内外の諸官に宴を賜へり。明治元年八月二十六日に至り、明治天皇の御誕辰たる九月二十二日を天長節と定め給ひ、後ち太陽曆に換算して十一月三日に改められ、現今に於ては今上天皇の御誕辰八月三十一日を天長節とす、當日は宮中に於ては掌典長祭典を執り行ひ、天皇親ら皇族以下臣僚を率ゐて賢所皇靈殿神殿の三殿に御拜あらせられ、此の日群臣に宴を賜ふ。而して神宮に於ては中祭と定め、大神の御前に嚴肅なる祭儀を行ひ、謹みて聖壽の無彊を祝禱し奉るなり。

太中祭日
時表

以上の大中祭以外は、總べて小祭にして、小祭は今一々之を叙説するを須ゐず。今大中祭の
日時を表示すれば左の如し。

中祭	歳旦大御饌	一月一日	午前四時	内宮
同	元始祭大御饌	一月三日	午前七時	内宮
同	十一日御饌	一月十一日	午前七時	内宮
大祭	祈年祭大御饌	二月四日	午前七時	内宮
中祭	紀元節大御饌	二月十一日	午前七時	内宮
大祭	新年祭奉幣	二月十七日	午前七時	内宮
中祭	風日祈祭	五月十四日	午後九時	内宮
大祭	神御衣祭	五月十四日	午後九時	内宮
同	月次祭由貴夕大御饌	六月十五日	午後十時	外宮
同	朝大御饌	六月十六日	午前二時	外宮
同	奉幣	六月十六日	午後五時	外宮
同	由貴夕大御饌	六月十六日	午後十時	内宮
同	朝大御饌	六月十七日	午後二時	外宮

同	奉幣	六月十七日	午後五時	内宮
中祭	風日祈祭	八月四日	午前七時	内宮
同	天長節	八月三十一日	午前四時	内宮
大祭	神御衣祭	十月十四日	午前十一時	内宮
同	神嘗祭由貴夕大御饌	十月十五日	午後六時	外宮
同	御神樂	十月十五日	夜	外宮
同	朝大御饌	十月十六日	午前二時	外宮
同	奉幣	十月十六日	午後五時	外宮
同	由貴夕大御饌	十月十六日	午後六時	内宮
同	御神樂	十月十六日	夜	内宮
同	朝大御饌	十月十七日	午前二時	内宮
同	奉幣	十月十七日	午後五時	内宮
同	新嘗祭大御饌	十一月二十三日	午前四時	外宮
同	奉幣	十一月二十三日	午前六時	外宮
同	奉幣	十一月二十三日	午後二時	内宮
同	月次祭由貴夕大御饌	十二月十五日	午後十時	外宮

同	朝大御饌	十二月十六日午前二時	外宮
同	奉幣	十二月十七日午後五時	外宮
同	由貴夕大御饌	十二月十六日午後十時	内宮
同	朝大御饌	十二月十七日午前二時	内宮
同	奉幣	十二月十七日午後五時	内宮

此の外、神今食と稱する儀式あり、之を「かむいまげ」とも「じんごじき」ともいふ。其の昔毎年六月及び十二月の十一日、神祇官に於て月次祭を畢りたる夜、十二日の曉に亘りて、更に天照皇大神を神嘉殿に請じ奉り、神今食の御飯を供進し、天皇親ら之を祭り給ひて供進の餘りを喫せらるゝ祭典なり、新嘗又は大嘗の儀の如く最も鄭重なれど、新嘗祭は新穀を炊き奉るも、之れは舊穀たるの別あり、但し應仁亂後此の儀遂に廢絶に歸せり。

第三節 神態の神事

神態の神事とは何ぞ

神態の神事とは、一年の間に於ける兩宮大中小祭以外の幾多の行事をいふ。現今に於ては殆んど廢絶に屬したれども、其の沿革を窺はんことは蓋し緊要なり。

正月元日御饌の神事

先づ正月元日には、皇大神宮に於て元日御饌の神事あり、豊受大神宮に於ては元日鮎饗の神

事あり、共に歳の始をこほぎて出芽度き御饌を大前に供進し奉り、嚴肅なる儀式を行ふなり。現今の中祭として奉仕せらるゝ歳旦祭は即ち此の神事に當るものなるべし。

新菜の神事

正月七日には新菜の神事あり、即ち七草の節供として若菜の御饌を奉るにて、同日卯の刻、神官一同參列し、若菜の御強汁、神酒、御贄を供進し、畢りて直會の饗膳を行はる。

けふはまた神のためとや里人の

山田の原に若菜つむらむ(藤原爲家)

卯杖の神事

正月初の卯日には卯杖の神事あり、卯杖は又た祝杖ともいふ、椿を五尺許の長さに伐り、本の方凡そ五寸許を削りて紙を巻きたるものにて、當年の歳次年號を書き付け、瑞垣御門の左右に各六本、即ち十二本を奉り、又た興玉神、宮比矢神、櫻宮、其他にも此杖を立つるの式なり、蓋し厭鬼を拂ふの意に出づ。

靈元天皇御製

うけてなほわが國守れきさらざや

千代の初卯の今日の手向を

水量柱立の神事

正月十四日の夜には水量柱立の神事あり、當年の雨量を卜するの意なるが如し。即ち占木とて長さ一丈三尺、切口三寸の櫛げたる木、及び博士木とて、四尺許の細木を取り揃へ、十四日

夜半、其の占木を酒殿の前なる置石の北端に立て、月影が恰も九丈殿の西の軒と酒殿の西の軒とを同時に指し通ずるの時、占木の指す影の頂點に博士木を立て、占木と博士木の距離遠ければ吉、近ければ不吉なりとして、當年の善惡吉凶を占ふなり。

御新奉納の神事

正月十五日には御新奉納の神事あり、一の禰宜は七荷、其他の禰宜は各六荷、權禰宜は各五荷、六位の權禰宜及び大内人等は各三荷、小内人は各二荷、諸社の祝部等は各一荷を献上するの儀にして、其の木は長七尺餘の白削りの細木九本を一荷とし、之を石壺の上に据え、

「御木の數三千五百荷御入り候」と申し、政所は祝詞を奏上し、各其の御薪を忌火屋殿に納め、荒祭宮、興玉神を始め、諸社の拜を畢りて後に饗膳あり。

鍬山神事

二月初の子の日には鍬山神事とて、神田に種子を下すの儀あり。先づ此日兩宮共に朝の御饌夕の御饌を奉り、禰宜、内人、物忌等、當年歳徳の神の在る方を鍬山として之に登り、忌鍛治内人の造れる金人形及び鏡、鉾など種々の品々を持ちて山口の神を祭り、次に櫟の木の本に到りて木本祭を行ひ、忌斧にて木を斫り、忌鍬を作らしめ、諸員一同は正木葛を付けて山を下り、神田に臨みて田を耕し始むるの式を爲す、而して神官の一人は桶に小石を入れて種子と唱へ、之を蒔く形を行へるもあり、又た田舞と稱し折敷を鼓の如く打ちつゝ歌を謠へるもあり、其歌の一に曰く、

あな樂し、今日の樂しさ、古へも、かくやありけむ、今日の樂しさ。

之よりして諸所の神田は耕し始められ、民間にても田を耕し始むるなり。外宮に於ては鍬山に伊賀利神社を祀らるゝを以て、此の神事を鍬山伊賀利神事と唱へられたりとぞ。

桃花の御饌

三月三日には桃花の御饌供進の神事ありて、其の御饌は餅なり。而して直會の盃には桃花を進め、神官一同は花辨を酒三献に入れて飲み、残れる花を懐中し、家に歸りて祝ひ納むるなり。

木目神事

三月中旬の吉日を撰びて山宮祭あり、木の芽の萌せる頃なれば之を木目の神事といふ。此の日常番の禰宜を除き、其他の禰宜權禰宜以下の人々、城田郷の津不良谷に赴きて山谷を祭るなり、此の谷は、東、中、西の三谷に分れ、一の禰宜就任の始に先づ東谷を祭るの例なるを以て、次年より中谷西谷と順次交替して祭儀を行ひ、其の祭式祝詞及び饗膳の如きも他の神事と異なる所なし。

御笠神事

四月十四日には、内宮は風祈日宮、外宮は風宮の祭儀として、本宮に笠笠を奉り、當年風雨の害なからんことを祈る、之を御笠神事といふ。即ち此の日、風日祈宮の内人は、御笠縫の奉れる笠笠を三本の櫛に一々取り付け、神官一同列を正して櫻宮の前より宮内に進み、祝詞を奏し、特に遠江の神戸より奉れる種薑を供進して、其の供進する所以を申したる後、御

笠を玉串御門に納め奉り、畢りて直會饗膳の儀あり。

菖蒲の御
饗の神事

五月五日の端午の節句には菖蒲の御饗の神事あり、恰も桃花の御饗の祭儀と同じく、御饗を神前に供へ、直會に饗膳あり、而して此日の御饗は、粽、山芋、及び蒜等なり。

御田植神
事

五月下旬の吉日を撰びて御田植の神事あり、即ち御常供田に苗を植うるの式にして、神宮より大物忌父神田に赴きて苗草を祓ひ清め、子良の子が之を植ゑる始むるなり。此の時、神樂役人数十人、素袍烏帽子にて田畔に立ち列び、鼓を打ち笛を吹き、禰宜十人は馬又は輿にて之に参列し、式終りて田長、田夫等は、大なる檜扇を捧げ持ち、囃子に合せて田舞を舞ひ歌を謠ふ。按ずるに田舞の稱は天智天皇の十年の紀に見え、又た元慶八年並に貞觀八年の大嘗祭執行の後にも見えて、其年の豊稷を祝する歌舞なり。明治四年の神宮改正に際して此神事を廢絶せしめられしも、近年皇大神宮の別宮たる磯部伊雜宮の御田に於てのみ再興し、神宮の公の行事に非ざるも神宮より之を保護し、毎年六月二十四日を以て御田植神事を行はる。

伊雜宮の
御田植神
事

六月十五日には内宮の贅海の神事あり、即ち此の日、皇大神宮の禰宜は山向内人等を伴ひ騎馬にて宮を出で、鹿海村鏡宮神社の前より乗船し、五十鈴川の末なる江川を下りて江村灣に出で、神崎に上陸して浦々島々の神を祭り、海水に投じて禊を行ひ、干潮を待ちて御饗島に渡り、皆各々蠣七つ、鯉七つ、海松七房の三色の贅物を取りて神崎の假屋に歸り、饗膳の事

あり、満潮を待ちて此等の御贅を船に入れ、海より川を漕ぎ上りて本宮に還るの行事なり。御饗島は祓島又た祓崎とも云ふ、此の神事に關する故實の名所を存せり。

濱出神事

九月十三日には豊受大神宮の濱出の神事あり、即ち二見の御鹽濱に於て御贅を採るの行事にして、内宮の贅海神事に相當す。

御占神事

九月十五日の夜は、内宮に於て御占神事あり、此の夜戌の刻に與玉神を祭り、次に御占を行ふ。即ち禰宜權禰宜以下の神官は中重に祇候し、御巫内人は外幣殿より鴉尾御琴を捧げ出で玉串御門の前にて正殿に向つて祝詞を奏し、次に笏にて三たび御琴を掻き鳴らし、次に神降しの歌を申す、其の歌は次の如し。

あはりやゆ、はすとまうさぬ、あさくらに、天つ神國つ神、おりましまして。
あはりやゆ、はすとまうさぬ、あさくらに、鳴るいかつちも、おりましまして。
あはりやゆ、はすとまうさぬ、あさくらに、上つ大江下つ大江も、まゐりたまへ。

次に神官及び御贅に至るまで不信不淨の疑あるものは、御巫内人一人に其の名を申して御琴を掻き鳴らし、内へ向つて嘯くに、其の嘯く音にして鳴れば清しと知り、鳴らざれば不淨と定め、不淨と定められたる者の恐懼は固より論なき所なり。斯くて御巫内人は又た三たび御琴を掻き鳴らし、警蹕を申して神を昇せ奉る歌を奏す、其の歌は降神の歌の末句を「かへり

ませ』と改め申すなり。此式は次の月次祭に奉仕する神官を占ひ定むるものにして、現今に於ては三節祭に當りて必ず行はるべき神事と爲り、六月十五日、十月十五日、十二月十五日の三回に之を行ふ。

そも三節祭は、六月の月次祭、九月の神嘗祭、及び十二月の月次祭の三回なること既に之を述べたり。而して此の三節祭には、齋王は多氣の齋宮を出で、神宮に參拜あらせらるゝの例にして、外宮は各十六日、内宮は各十七日と定まり、祭儀畢るの後は、倭舞、久米舞、鳥名子舞、大直歌、御饌歌、大歌、伊勢歌、など種々の催あり。

鳥名子舞

即ち祭儀の當日酉刻、鳥名子と稱する童男童女十八人、青摺衣裳を着け、手拍子を打ちつゝ左の歌を謠ふ。

志太良打てと、父が宜へば、打ち侍り、習ひ侍り、相の袖、破れ侍り、帯にやせん、襷にやせん

イザせんく、鷹の緒にせむ。

志太良走り打ち、大津の濱へ行けば、近江の鷗、立ち動がむさ。

志太良は、米早や買は、酒汲み上げてもれ、富の使ぞ。

イザ掘られよ、蓮は我れ植ゑむ、蓮が上に並倉建てられよ。

イザ立ちなむ、鴛鴦の鳴鳥、水増らば、富を増さらむ。

志太良は音楽の手拍子なり。

又た笛生二人、彈琴二人、歌長三人あり。笛を吹き琴を掻き鳴らして謠ふ歌は左の如し。

一、天なるや、明りかなる、やわれ人の子、さあれどもや、明りかなる、やわれ人の子。

「やわれしは感歎詞とも見るべき囃子なり。

二、道の邊の、小橋を、房折り持つは、誰が子なるらむ。

三、遠江、引佐の山の、椎が枝を、房折り持ちて、匍ひ轉る戻る。

四、愈よとぞいふ、君が代は、千代とぞいふ、千代とぞいふ、紫の帯を垂れて、いざや遊ばむ。

五、大宮の、前の粗簾、あられく、吾が通へばぞ、妻も候ふ。

六、大宮の、前の川の如と、川の長さ、命も長く、富もし給へ。

七、山川に、栖むや鴛鴦の雌、汝や此の世に、七度、夫戀ひやする。

八、山川に、立てるくろめ、すこめ、まさふくや、佳き子に、手を取りかけて、いざや遊ばむ。

九、みなく、雄鳥ばかりにぞある、霰降り、霜置く夜も、夜とも定めず。

十、大川柳、葉廣くて立てる、大川柳、佳きか子に、手を取りかけて、いざや遊ばむ。
 十一、濱に出でて、遊ぶ千鳥何ぞ、文もなき、小松が上に、網な置かれそ。
 十二、橘がもとに、路を踏みて、香ばしや、吾が通へばぞ、妻も候ふ。
 此の鳥名子舞は、古は鳥子名舞と記したれば、則ち鳥子の舞にて、鳥の子の宮城内に群れ遊ぶの意なるべし。

明治維新前には、度會郡の野篠、矢野、山神の諸村より鳥名子の幼童、原村より歌長、彈琴、笛生等の参加せしものなれど、明治以後廢絶したり。

倭舞の歌

又た宮司、中臣、神主、祭使、寮官、代るく倭舞を舞ふ。先づ宮司舞ひて、次には寮の中臣舞ふなり、其の歌は、

水無月のおほよそ衣、膝つきて、萬代までも、奏で遊ばむ。

次に神主舞ふ、その歌は、

宮人の、挿せる櫛を、我れ挿して、萬代までに、奏で遊ばむ。

次に祭使舞ふ、其の歌は、

大宮の、戸影に來居る、沖の鳥、それを見て、空の荒鷹、飛び翔るなり。

次に寮官舞ふ、その歌は、

大宮の、千木に生ひたる、やまかさき、萬を千代に、仕へまつらむ。

此の他九月十六日及び十七日の神嘗祭に宮司の舞歌は次の如し。

長月の、時雨の雨にぬれてこそ、山の木の葉は、うら返へるらめ。

又た十二月十六日及び十七日の月次祭に宮司の舞歌は次の如し。

宇治山の、五十鈴の原に、御饌立ちて、萬代までと、奏で遊ばむ。

更に又た輪越の神事とて、毎年六月晦日、閏年には閏六月晦日の日没を待ち、神官一同衣冠

輪越の神事

にて一の鳥居に參集し、宮家司は茅の輪及び茅の人形を捧げて之れに參加すれば、一同の人々沓を脱ぎ進み寄り、人形を取りて家司と相對し、

六月の、なごしの祓、する人は、千歳の齡、延ぶところ聞け。

と三たび唱へて三たび輪を越え、人形に唾をかけて、家司に渡し、斯くて子良、母良、物忌父、其の他も皆之に倣ひ、不參の者には其の宿に持ち行きて行はしめ、長官の里にては、婦女子、兒童、奴婢に至るまで、輪を越えしむるなり。

さばへなす荒ぶる神もおしなべて

今日はなごしの祓なるらむ(藤原長能)

思ふこと成る川上はうちはへて

なごしの神樂聲すみぬなり(法橋顯昭)

瀧つ瀬に木綿かけ祈る皇神

けふのなごしに岩戸あくらむ(源忠季)

『なごし』は夏越しの義にして、川畔に於ける水無月の祓の俗稱なり。

七月四日には、内宮に風日祈宮祭、外宮に風宮祭ありて、風日祈宮には特に柏流の神事を行ふ。其の祭儀は四月十四日の御笠神事と殆んど同一なるも、最後に柏の葉を五十鈴川の流に浮べ流し、静に流れ行けば豊年なりとし、若し中途にして停滞し或は沈めば凶年なりとし、當年の吉凶を下するなり。此の柏の葉は、其の尖端三又なるなり三角柏といふ。其の昔、神酒を盛るに用ひられたり。

昔し誰か三角柏のさかづきを

天照る神に手向けそめけむ(度會仲房)

わざも子が御裳濯川の岸に生ふる

君を三角の柏とをしれ(祭主輔親)

此の神事畢りて直會饗膳あり、勸盃も亦常の如く、設備は一切三河國杉山御厨の擔任にして之を瓜饗と稱したり。

瓜饗

菊花の神事

九月九日の重陽には菊花の神事あり、祭儀は三月三日の桃花の御饗に準じて行はれ、菊の御園より菊花を供へ、大神の大前に菊花の御饗を奉奠す。

拔穂の神事

又た九月十四日には拔穂の神事あり、即ち此の月十六日及び十七日の神嘗祭に、兩宮に奉るべき御稻穂を、御常供田より神官の抜き奉る儀式にして、此の日の禰宜は諸役人を従へ、馬上にて神田に向ふの途中、饗膳の事あり、神田にては禰宜先づ穂を抜くこと三つ、次に祝部等之を抜きて、一と握り三伏づ十八束を作り、之に穂を挿して捧げ持ち、警蹕を唱へて本宮に參着するなり。

以上の神事に於て、全般を通じて大神の御前に奏上する精神は、左の詞を以て窺知するを得べし。

斯く奉る状をば、平らけく安らけく聞食して、朝廷の實位は動くことなく、常磐に堅磐に夜の守り日の守りに護り幸はひ奉りたまひ、生れまさむ皇子達をも慈み給ひ、百官に仕へ奉る人等をも、平らけく安らけく、天下四方の人民の作る五穀も、ゆたかに恤み幸はひ給へ。

即ち寶祚の無窮、國家萬民の安寧幸福を祈りて、進め參らする大御饗を平らけく安らけく聞食し給へと奏するなり。我國ならでは、世界何れの國にか斯る美はしき例のあるべきぞや、

畏こくも亦た有りがたき極みにこそ。

第四節 親調及び奉幣

例幣

神宮奉幣として勅使を差遣あらせらるゝには例幣と臨時奉幣との別あり。即ち神宮の大祭たる三節祭に幣帛を献じ給ふは、毎年の恒例なるに依り、之を例幣と稱し、其の勅使を例幣使といふ。而して其の三節祭は、二月の祈年祭、九月の神嘗祭、六月及び十二月の月次祭の四回なるを以て、朝廷にては此の恒例の幣帛使を四度の使と稱せらる。

四度の使

古は四度の使並に臨時の奉幣にも、幣帛使として差遣せらるゝ家柄自ら定まり、正使には諸王の中より任命せられ、副使には中臣氏忌部氏之に當るを例とし、中世より更に卜部氏を加へて、王、中臣、忌部、卜部の四姓と爲る、之を四姓の使と言へり。而して其の中臣氏は、遠祖

四姓の使

天兒屋根命より以來世々祝詞を司り、忌部氏は、遠祖太玉命より以來世々幣帛を執れるを以て、此の二氏は神代の故事のまゝに幣使とせらるれども、卜部氏は幣使差遣に當りて、驛路々々の襖祓を修せしめん爲めに副從せしめらるゝにて、儀式帳にも載せ置かれず、宣命にも大中臣と忌部は見ゆれど、卜部氏の見えざるは、自ら差等あるに依るべし。後世に至りては此等四姓以外の他姓を以て幣使に任せられ、五位以上の人を以て之に充つるを定例とし、別

に公卿勅使なるものありしが、今は宮内省の掌典を以て之に充てらる。

公卿勅使

宣命

宸筆宣命の始

公卿勅使は、聖武天皇の朝右大臣橘諸兄を差遣せられたるを始とし、爾來三位以上及び參議の官職に在る者を任命せらるゝに定まれり。而して勅使の齋す所は、幣帛及び宣命にして、宣命とは天皇の詔を申し、昔は漢文なるを詔勅といひ、漢字を借りて國語を記せるを宣命といひ、其の宣命を天皇親ら認め給へるを宸筆宣命と申す、宸筆宣命は、一條天皇の時、皇居奉安の神鏡火災に罹りて破損に及べるを、天皇御恐懼あらせて其の旨神宮に御申告あらせ給へるに始まる。斯くて公卿勅使は、差遣の命を承りしより毎日齋戒沐浴して、心身を清淨ならしめ、いよく發程の日には、御前に召されて龍顏に咫尺し奉り、上卿をして宣命を授けしめらるゝと共に、天皇親ら『能く申して參れ』との御詔を下し給ひ、次に「宣命を讀み了らば神の御前にて焼けよ」と仰せ下さる。勅使謹みて大命を奉じ、既に伊勢に到れば先づ豊受大神宮に、次に皇大神宮に參向し、宸筆の宣命を勅使讀み了れば、禰宜之を奉受して神前に焼き奉る。斯くて奉幣の事も滞りなく終りて勅使歸洛すれば、即日復命し奉るを例とし、若し凶日に當れば延べて翌日に至る。

臨時奉幣

由來國家に大事あるに當りては、其の事の前後に於て必ず勅使を神宮に差遣せられ、幣帛を奉りて由を告げ參らせらる、之を例幣に對して臨時奉幣といふ。即ち遷都若くは皇居の御造

營、御即位式、皇室の御慶事、戦後又は國難、國憲の制定、其の他皇居及び神宮に關する異變に際し、臨時に奉幣あらせらるゝを言ふなり。而して御即位式の如き國家第一の大典には、其の事前に於て奉幣せらるゝ之を由奉幣よしほうへいといふ、即ち御即位あるべき由を告げ申さるゝ奉幣の義なり。

由奉幣

遷都及び皇居の造營

抑も臨時奉幣の史籍に徴すべきは、持統天皇の朝、新宮造營の由を神宮に奉告あらせられたるを始とす。即ち同天皇の五年大規模の帝都を經營せらるべく、其の五月二十三日を以て宮地の御鎮祭を行ひ、二十六日勅使を神宮に差遣して其の由を奉告あらせられたるなり。これぞ大和高市郡の藤原宮にして、文武天皇に至り此宮に遷都あらせらる。次に元明天皇に至りて平城京を經營せらるゝに臨み、和銅元年九月、天皇宮地の御巡檢と共に造平城宮司の任命あり、十月二日、宮内卿犬上王を勅使として、御造營の由を神宮に奉告し給ふ。更に桓武天皇の平安京御造營に際しても、延暦十二年三月一日、親しく葛野の地に幸して御巡覽あり、同月十日、參議壹志濃王を差遣して神宮に奉幣あらせらる。

即位の大禮

御即位の大禮は皇室及び國家の最大重要なるを以て、舉式の前後二回勅使を神宮に差遣あらせられ、其事前の奉幣を由奉幣よしほうへいと申すことは既に述べたり。此の由奉幣は天日嗣の御位に即かせ給ふべき旨を皇祖大神に告げ參らするにて、最も嚴重なる典儀なれば、古は建禮門に、後

には神祇官に行幸ありて、主上御拜の座に著かせ給ひ、先づ幣帛を御拜あらせられたる後、勅使を召させて、忌部には御幣を、中臣には宣命を授け、親しく「能く申して參れ」との勅語を賜ふ。而して御即位式後の奉幣は、即ち皇祖大神の威靈に依り安らげく天日嗣を承けさせ給ひしを感謝し奉らるゝの典儀なり。

畏くも明治天皇は、明治元年八月を以て御即位式を京都の皇居に舉げさせ給ひしかど、恰も國事多端に際して奉幣の儀に及ばせらるべくもあらざりしかば、明治四年十月二十七日に至り三條西季知を勅使として由奉幣よしほうへいを行はせ給ひ、其の翌日更に大奉幣の典儀を執行あらせられたり。

今上天皇の御即位大禮は、大正四年十一月十日を以て京都の宮殿に舉げさせられ、同月十四日大嘗祭も滞りなく行はせ給ひけるが、之より先き即位禮及び大嘗祭期日の御治定あらせらるゝや、奉幣の爲め掌典次長公爵九條道實を勅使として神宮へ參向仰せ付けられ、即位禮の當日には、又た神宮に於て祭典を行はしめ給ひ、尋で大嘗祭當日、掌典男爵久我通保を勅使として、神宮に奉幣せしめられ、更に御即位に先立ち十一月四日に於て一代一度の大神寶を神宮に奉納あらせ給へる嚴儀あり。此の大神寶の色目は左經記に據れば、金銀幣、錦蓋、玉佩、鏡、金銅鈴、麻桶、線柱、鉾、饒劍、弓、箭にして、之れが奉納の御儀は頗る古く、元と大

大神寶の奉納

嘗祭の大奉幣に起源せるが如くにして、大神寶の史乘に徴すべきは、朱雀天皇の承平二年九月二十日を以て始とす。當時此の神寶は伊勢並に諸國の名社に奉られ、就中金銀幣は、神宮以外更に宇佐、石清水、賀茂、日前國懸ひのくにがきの四社に限りて各二枚を奉納せられたり。然るに平安朝の末頃より用途給せず、應仁亂後は朝綱大に弛みて諸國の守護貢租を納れず、之が爲めに後土御門天皇は即位の禮を遷延あらせらるゝこと三十六年にして遂に崩御し給ひ、後柏原天皇は踐祚より二十二年の後始めて即位式を挙げさせ給ひしが、其の費は本願寺光兼の献する所に係れるを以て、光兼を准門跡として其功を表彰あらせらる。次に後奈良天皇は大永七年に即位し給ひしかど、畏れ多くも日常供御の料さへ缺かせ給ひければ、漸く十年後の天文五年に至りて即位の禮を行ひ給ひし程なれば、神宮に大神寶奉納の御儀も應仁亂後は永く中絶せられたりしに、大正の昭代に至りて再興あらせ給ひ、遠く上古以來の形式制法等を考証し、現代の技工を參酌して各種の大神寶を製作せしめられ、大正六年之れが竣成を告げ、同年十一月一日、祭主宮神宮に御參向。同日大神寶も到着ありて、四日勅使嚴かに祭儀を行ひ、兩宮に大御饌を供進し奉ると共に其の奉納式を了り、此の大神寶は永久に兩宮寶殿に納められたるは至慶とこそ申すべけれ。

立太子禮
及其他の
式典

御即位の大禮に次ぎては、立太子禮、立皇太孫禮、天皇御成年式、御大婚など、何れも皇室

内外戰役
の奉幣

國家の重大式典にして、此等の式典に當りては、先づ賢所、皇靈殿、及び神殿の三殿に奉告あらせ給ひ、勅使を差遣して神宮に幣帛を奉らるゝを定式とせらる。されば大正五年十一月三日今の皇太子殿下の御立儲式當日には、即ち先づ三殿に奉告あらせられ、更に勅使を神宮並に神武天皇陵、先帝の山陵等に差遣ありて、各々幣帛を奉り、嚴かに典禮を挙げさせられたり。内外戰役の奉告としては、桓武天皇の延暦七年及び十三年の兩度に於ける東夷征討に際し、征夷將軍を任命せられ、尋で勅使を神宮に差遣して此由を奉告あらせられ、朱雀天皇の御代には平將門の叛ありて、天慶三年正月追捕使を任命せられ、奉幣使を神宮に差遣あり、八月亂平ぐに及びて又幣帛を奉り、神郡神戶をさへ寄進あらせ給ひ、同五年南海の賊平定するや、更に奉幣の儀ありて、禰宜等の神宮にも恩賞を下し賜へり。若し夫れ外寇に於ては、文永弘安の蒙古襲來の如き國難ありて、屢々勅使を神宮に差遣せられ、殊に龜山天皇は宸筆の御願文を神前に捧げ給ひ、御身を以て國難に殉せんことさへ祈らせられ、近くは徳川幕府の末世に於ける外國との葛藤に際し、安政二年二月二十七日孝明天皇は勅使として神祇大副大中臣教忠を神宮に差遣あらせらる。既にして王政復古し、尋で奥羽平定に屬するや、明治天皇親しく御奉告の爲めに伊勢行幸を仰せ出されたりしも、恰も孝明天皇の御祭儀に當らせ給ひしかば、内大臣廣幡忠禮を勅使と

して、明治元年十二月十九日奉告せしめられにき。超えて明治二十七年、支那に對して宣戰を布告し給ふや、同年八月十一日、掌典長九條道孝を勅使として神宮に奉幣奉告の式を行はしめられ、二十九年四月一日、同勅使を以て平和克復を奉告せしめらる。尋で日露戰役に於ては、三十七年二月十四日、掌典長岩倉具綱を勅使として宣戰の御奉告あり、三十八年十一月十六日には、明治天皇親謁、平和克復奉詔の大典を擧げさせられ、尋で明治四十三年八月韓國併合の事成るや、九月一日掌典次長九條道實を勅使として御奉告あらせ給ふ。今上天皇の御代となりて世界の大戦起り、我國も亦獨逸に向つて宣戰を布告し給ひしかば、大正三年八月二十九日、勅使九條道實を神宮に差遣し、臨時祭を行はせられ、幣帛を奉り、以て國交斷絶の旨を奉告あらせ給ひぬ。

勳章制定の奉幣

内外戰役に關する奉告奉幣は大略叙上の如し。而して國憲國法勳章等の制定は同じく國家の重大典儀なるを以て、時に臨みて奉幣の事あり。即ち明治八年四月、勳一等より八等に至る賞牌を定められ、九年十一月、賞牌を勳章と改稱せらるゝや、十年二月十七日の祈年祭奉幣に際し、式部頭坊城俊政を勅使として、同勳章を神宮に奉納せしめられ、二十九年四月二日には、勅使九條道孝をして新に改定せられたる大勳位菊花頸飾章、勳一等旭日桐花大綬章、勳一等より五等に至る寶冠章、勳一等より八等に至る瑞寶章、並に功一級より七級に至る金環

皇室典範及び憲法制定の奉告

勳章を奉納奉告せしめられ給ふ。之より先き明治二十二年二月十一日、憲法を發布せられ、同時に皇室典範を制定あらせらるゝや、此の日掌典長九條道孝を勅使として神宮に奉告あらせらる。今謹みて其の誥文を拜し奉れば實に左の如し。

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサランコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑑ミタマヘ

嗚呼此の誥文を拜誦し奉りて、允文允武、烈徳世界を蓋ひ給へる明治大帝が、如何に國家の不基を鞏固にし、八州民生の慶福を増進せらるべく、皇祖大神の威靈を奉體し、其の遺訓を明徴ならしめ給はんとする大御心を虔仰し奉るを得べく、又た何人か感奮興起して益々君國の爲めに忠誠を勵まざるなからんや。

尋で明治四十年二月十一日、皇室典範を増補あらせられたるを以て、掌典前田利鸞を勅使として神宮に奉告せしめられ、大正の御世に至りても再び増補あらせられしかば、大正七年十一月廿八日、又も鄭重なる御儀を以て奉幣奉告の事ありしは、邦家萬年の爲め聖慮の程こそ畏こけれ。

諸種の變異

若し夫れ諸種の變異に際しても神威を畏み給ひて奉幣奉告の儀を行はせ給へること枚擧に違

あらず。今其二三を列擧すれば、則ち清和天皇の貞觀十八年大極殿火あり、五月三日、從四位上行神祇伯棟貞王を勅使として神宮に奉告せしめられ、醍醐天皇の延喜二十二年、齋宮失火の事あり、十月十四日臨時奉幣使を伊勢に遣し、後朱雀天皇の長曆四年、改元して長久といふ、此の年九月廿七日、豐受大神宮の寶殿倒壊の事あり、參議藤原良賴を勅使として參向せしめられ、鳥羽天皇の天永元年、皇大神宮正殿の心御柱顛倒の怪異あり、且つ豐受大神宮の正遷宮も故ありて頻りに延引せるを以て、十一月十八日奉幣使を兩宮に差遣せられ、同日より御慎みとして廢朝五日に及ばせられたるが如き、洵に恐懼に堪へざるの例尠しとせず。

御親謁の盛事

天皇の神宮御親謁の事は明治大帝の御代より始まり、殊に登極令に遵へば、即位の大禮並に大嘗祭を訖らせ給ふや、天皇皇后御同列を以て、神宮、神武天皇陵、及び前帝四代の山陵に親謁あらせらるべく、更に皇室親族令に遵へば、大婚の禮訖らせ給ふや、天皇皇后御同列を以て、神宮、神武天皇陵、及び先皇先后の山陵に親謁あらせらるべき定めにして、聖代の盛事洵に虔仰し奉るべきなり。即ち明治元年十一月、明治天皇は即位御奉告の爲めを以て伊勢行幸を仰せ出されたりしも、孝明天皇の御祭奠に際し給ひしかば、内大臣廣幡忠禮を以て代參せしめられ、翌二年三月に至り御親謁の事あり、七日京都御發輦、十一月山田御着、外宮文殿なる行在所に入御、十二日兩宮御參拜、此日再び行在所に入御、十三日御發輦、東京に向つて還

幸あらせる。之を第一次の御親謁とす。尋で明治五年五月二十三日東京御發輦、龍驤艦に乗御、海路關西に御巡幸の途次、二十五日鳥羽港御着艦、即日外宮行在所に入御、二十六日兩宮御參拜、二十七日行在所出御、二軒茶屋に渡らせられ、端艇にて大湊へ、大湊より第一丁卯艦に御移乗、鳥羽港に向はせられ、此處に御待受申し上げたる御召艦龍驤に御轉乘、同日御發航、二十九日大阪天保山沖に御着、同所に御上陸あらせらる、之を第二次の御親謁とす。更に明治十一年十一月北陸より近畿御巡幸の途次御參拜あらせらるべきの御豫定なりしも、時恰も悪疫流行に際したれば、徳大寺宮内卿をして代拜せしめられ、明治十三年に至りて第三次の御親謁あり、即ち此年六月東京御發輦、山梨三重京都へ御巡幸にて、七月七日山田御着輦、八日兩宮御參拜、九日京都に向はせらる。超えて明治三十八年、振古未曾有と稱せられたる日露の大戦終局を告げ、國威四海に光被するや、當時御製あり、

明治天皇御製

神路山峯の眞さかきこの秋は

みづから折りて捧げまつらむ

斯くて平和克復御奉告の爲め、十一月十四日東京御發輦、静岡御用邸に御一泊、十五日静岡御發輦山田御着、行在所たる神宮司廳に入御、十六日豊受大神宮御參拜、十七日皇大神宮御

參拜、十八日行在所御發輦、静岡御一泊、十九日東京に還御あらせらる、之を第四次の御親謁とす。明治天皇の伊勢行幸は以上の四回にして、端なくも神去りまし、こそ千古の遺憾なれ。大正の御世となりて今上天皇陛下即位の大禮を擧げさせられ、又た大嘗祭も訖らせ給へる大正四年十一月十九日、皇祖大神に御親謁あらせらるべく此日山田に御着車あり、百一發の皇禮砲は天地を震撼し、官民多數の奉迎裡に行在所たる神宮司廳に入御、廿日豊受大神宮に、廿一日皇大神宮に御親謁あらせらる、其の盛儀なか／＼筆に寫し難し。當時皇后陛下は御不豫に渡らせられたるを以て、北白川宮妃昌子内親王殿下は御名代として參拜あらせられたりされど翌大正五年三月卅一日に至り、皇后陛下の行啓御親謁を拜するを得たり。

皇族の神宮御參拜は、御杖代たる齋王は申すに及ばず、皇子にありては、景行天皇の朝東夷征討に際し、日本武尊の參拜を嚆矢とすべく、皇女にありては、天武天皇の朝、十市皇女及び阿閉皇女の御參拜ありしこと日本紀に見え、皇太子にありては、桓武天皇の東宮にて坐せし頃、寶龜九年十月を以て神宮に參向あり。次に平城天皇の東宮に坐せし頃、延暦十年十月御病氣平癒の爲め、其の宿禰奉養として神宮に參拜あらせられたること、續日本紀に見えたり。近くは今上天皇陛下が東宮にて坐せし頃、明治二十四年八月六日、二見浦賓日館に御避暑の砌、兩宮に御參向あり、三十三年五月二十五日には、妃殿下御同列にて御成婚御親謁の

行啓並に
皇族の御
參拜

爲めに御参拜あり、更に三十八年十一月廿七日には豊受大神宮に、二十八日には皇大神宮に御参拜あらせらる。尋で大正元年御踐祚となり、大正四年七月六日、今の皇太子殿下始めて兩宮に参拜あり、大正五年十二月十日には立太子禮の行はせられたるを親詣し給ひ、大正八年五月七日には、御成年式禮を擧げさせ給へるを御奉告の爲めに親詣あらせらる。之より先き明治二十年三月七日、英照皇太后陛下の御参拜あり。明治四十四年五月、昭憲皇太后陛下の未だ皇后陛下に渡らせられたる折、二十日豊受大神宮に、廿一日皇大神宮に御親詣あらせられたるなど、昭代の盛事は洵に感激に堪へざる所なり。

嗚呼皇祖天照大神が天孫に對ひて、寶祚の隆んらんこと天壤と俱に窮りなかるべしとの神誥は、今も猶ほ儼として炳焉なり。宜なる哉、萬世一系の皇統を奉戴し、世界無比なる國體の精華を發揚して、廣大無邊の皇徳は治ねく六合に布き、烈赫たる國威は益々八紘に輝き、斯民は億兆一心、上下協力、以て世々其の美を濟せる所以のもの、是れ洵に皇祖大神の威靈に由らずんばあらず。之を是れ思ひて、三千年來光輝ある國史の成跡を鑑みるの時、吾等國民は須らく益々祖先の遺訓を遵守し、其の遺風を顯彰すると共に、更に大に奮勵努力し、以て不磨の規範を後昆に貽すを要す、是れ實に現代に於ける吾等の本分ならざるべからず。編者の淺才微力を以てして敢て本書を成せるもの豈偶然ならんや、乃ち一言を附し、謹みて茲に

擲筆す。

大正拾年七月十日印刷
大正拾年七月十五日發行

定價金五圓八十錢



著者 中村德五郎
發行者 服部英雄
印刷者 川崎佐吉
印刷所 川崎活版所

東京市神田區錦町三丁目一番地

發行所 餘光會出版部 弘道閣

電話 振替 東京三三〇六番
東京三一五三七番

1989

終

